

(別紙1)

厚生労働科学研究補助金

障害者政策総合研究事業

地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における
役割の明確化のための研究

令和6年度～7年度 総合研究報告書

研究代表者 曾根 直樹

令和8年5月

(別紙2)

目 次

I. 総合研究報告	
地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応に おける役割の明確化のための研究	----- 1
曽根直樹	
II. 資料	-----32
(資料1) 研修プログラムスライド	
(資料2) 研修動画字幕 (インタビュー編)	
(資料3) 研修動画字幕 (講義編)	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	----- 112

(別紙3)

厚生労働科学研究補助金（障害者政策総合研究事業）
総合研究報告書

地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における
役割の明確化のための研究

研究代表者 曾根 直樹 日本社会事業大学社会事業研究所・客員教授

研究要旨

本研究は、地域生活支援拠点等コーディネーターの研修プログラム試案を作成し、人材育成に向けた基礎資料等を取りまとめることが目的である。

1年目は、本調査では、地域生活支援拠点等の「緊急時」「平時」の支援実態と、入所施設・精神科病院との地域移行支援の連携状況を把握した。インタビューでは、緊急時は「一人で家にいられない状態」を中心に多様な事例が確認され、平時には要支援者把握、体制整備、人材育成が重要とされた。島しょ部では即時対応が難しく、地域資源を活用した独自の体制づくりが進んでいた。一方、拠点コーディネーター未整備自治体では人材不足や制度理解の課題があり、行政主導の体制強化が必要とされた。アンケートでは拠点整備は進むものの、自治体の地域移行支援への関与やコーディネーター配置は限定的で、制度と実践の乖離が明らかとなった。精神科病院に関する検討では、地域移行支援プログラムの構築可能性が示される一方、病院側にもコーディネーター配置が必要であることが確認され、今後の実態調査設計に反映すべき課題として整理された。

2年目は、1年目の調査結果を踏まえ、令和5年度厚生労働科学研究（曾根班）による拠点コーディネーターガイドブックの成果を基に、地域生活支援拠点等で多機関連携を担うコーディネーターに必要な知識・技能を評価・分析し、研修プログラム試案を作成した。

拠点コーディネーター未配置自治体では人材不足や制度理解の不足が顕著で、行政主導の体制整備が不可欠と判明したため、拠点機能強化加算の取得に必要な要件整備、複数相談支援事業所の一体的運営、人材確保に向けた加算活用、行政の役割など、拠点コーディネーター配置を可能にする具体策を研修内容に追加した。

研究分担者

須江泰子・学校法人日本社会事業大学大学院福祉
マネジメント研究科・准教授

北川 進・学校法人日本社会事業大学大学院福祉
マネジメント研究科・講師

大村美保・国立大学法人筑波大学人間系・助教

齋川信幸・学校法人日本社会事業大学社会福祉学
部福祉計画学科・教授

【令和6年度の研究内容】

A. 研究目的

地域生活支援拠点等においては「緊急時」と「平時」についての定義や支援の実態について明確でないとの指摘もある。本研究では、地域生活支援拠点等に求められている機能である、「平時」からの支援ニーズの把握、「緊急時」の対応、地域移行に向けて入所施設や病院等との連携や支援内容、その標準的な支援内容の確立を目的とした。また、厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務

等の明確化のための研究（令和5年度）」において作成が進められているガイドブックを踏まえ、地域生活支援拠点等のコーディネーターに求められる知識や技能についての評価・分析を行った上で拠点コーディネーター研修プログラム試案を作成し、人材育成に向けた基礎資料等を取りまとめることを目的とした。

令和6年度は、地域生活支援拠点等における、「緊急時」の定義や実際の緊急時対応事例、また「平時」の支援内容のニーズの調査・分析及び、地域移行に向けた役割としての、入所施設や精神科病院等との連携や支援の内容についての調査・分析を行い、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる知識や技能を習得するための研修プログラム試案を開発するための基礎資料をとりまとめることを目的とした。

B. 研究方法

1. 研究班会議の設置

実務家、障害福祉関係団体、自治体職員による研究協力者の参画を得て、研究班会議を設置し、研究内容に関する助言と意見交換を行った。

(1) 研究協力者

(実務家)
伊藤佳世子（千葉市中央区基幹相談支援センター）
加藤恵（半田市障害者相談支援センター）
丹羽彩文（社会福祉法人昴）
野口直樹（社会福祉法人高水福祉会・総合安心センターはるかぜ）
塩満創（鹿児島市障害者地域生活支援拠点ゆうかり）
高橋正佳（特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター）
(障害福祉関係団体)
水流源彦（特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク）
今村 登（特定非営利活動法人 DP]日本会議（特定非営利活動法人自立生活センターSTEP えどがわ）
岩上洋一（一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク）
(自治体職員)
石井和孝（千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課）
富田隆志（半田市福祉部地域福祉課）
小泉 充（千葉県健康福祉部障害福祉事業課地域生活支援班）

(2) 第1回研究班会議

- 1) 日程：令和6年7月5日
- 2) 方法・場所：オンライン会議
- 3) 内容

①研究計画の説明

②意見交換

ヒヤリング調査項目、アンケート調査項目について意見交換した。

(3) 第2回研究班会議

- 1) 日程：令和7年3月26日
- 2) 方法：オンライン・対面
- 3) 場所：仙都会館7階A会議室
- 4) 内容

①インタビュー調査結果の中間報告

②アンケート調査結果の中間報告

③意見交換

インタビュー調査結果の分析内容、アンケート調査の結果の分析内容について意見交換した。

2. 分担研究の課題

本研究は、次のように分担して行った。

I. 地域生活支援拠点等における「緊急時」の定義や実際の緊急時対応事例の収集及び「平時」の支援内容のニーズ調査に関する研究(1)(2)(3)

拠点コーディネーターを配置している9区市町(A~I)及び拠点コーディネーター未整備の2市(J・K)に対して調査を実施(研究分担：曾根・北川・須江)

II. 入所施設等からの地域移行状況及び地域生活支援拠点との関連に関する研究(研究分担：大村)

III. 精神科病院における地域移行支援の実態把握に関する研究(研究分担：贅川)

I. 地域生活支援拠点等における「緊急時」の定義や実際の緊急時対応事例の収集及び「平時」の支援内容のニーズ調査に関する研究(1)(2)(3) 研究分担者：曾根直樹・北川 進・須江泰子

a. 研究方法

(1) 調査対象の選定及び調査方法

令和5年度厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」でインタビュー調査を行った拠点等コーディネーター等及び、拠点設置済み1,048自治体に対するアンケート調査において把握した、緊急時の相談や短期入所等の受入・対応が機能していると回答があった市町村のうち9区市町に対して次の調査事項(1)~(8)を、調査対象の自治体の紹介による拠点コーディネーター未整備の2市に対して(9)を対面またはオンライン会議ツールを使用しインタビュー調査

を実施した。

(2) 調査項目

- 1) 地域生活支援拠点のコーディネーターに求められる役割と業務内容
- 2) 基幹相談支援センターとの機能・役割分担
- 3) 「緊急時」の定義
- 4) 実際の緊急時対応事例
- 5) 「平時」の定義
- 6) 「平時」の支援内容とニーズ
- 7) 地域移行に向けた役割としての、入所施設や精神科病院等との連携や支援の内容
- 8) 今後の課題
- 9) 拠点コーディネーター配置に向け課題となる事項

(3) インタビュー対象者

インタビュー対象として選定した自治体の職員及び拠点コーディネーターまたは、基幹相談支援センター職員とした。

(調査担当：曾根)

A区（関東）人口 22 万人 区職員・基幹相談支援センター職員

B市（甲信越）人口 15 万人 市職員、拠点コーディネーター

C市（中部）人口 12 万人 市職員・基幹相談支援センター職員・拠点コーディネーター

D市（甲信越）人口 4 万人 市職員・拠点コーディネーター

E市（関東）人口 98 万人 市職員・基幹相談支援センター兼拠点コーディネーター

(調査担当：北川)

F圏域（関東）人口 23 万人 町職員・基幹相談支援センター職員・拠点コーディネーター

G市（東北）人口 5 万人 市職員・拠点コーディネーター

H市（東北）人口 109 万人 市職員・拠点コーディネーター

(調査担当：須江)

I町（西日本）人口 4 千人 町職員・拠点コー

ディネーター

(調査担当：曾根)

J市（中部）人口 9 万人 市職員・基幹相談支援センター職員

K市（中部）人口 6 万人 市職員・基幹相談支援センター職員

(4) 調査期間

令和 6 年 11 月 13 日～令和 7 年 3 月 7 日に実施した。

(5) 倫理面への配慮

日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の倫理審査を受け承認された（課題番号：24-0401③ 承認日：2024 年 9 月 30 日）

b. 研究結果

拠点コーディネーター整備済みの自治体職員、地域生活支援拠点等コーディネーターまたは基幹相談支援センター職員に対するインタビュー調査を逐語記録化した上で項目を整理し要約したところ、次の結果を得た。

1. 拠点コーディネーターが配置されている基幹相談支援センターの設置形態

今回調査対象とした自治体の拠点コーディネーターは、全て基幹相談支援センターと一体で配置されていた。その設置形態は、次の通り分類された。

(1) 同一法人に委託されている場合

自治体が基幹相談支援センターを委託している法人に、拠点コーディネーターを併せて委託している形態である。設置までの経緯から、基幹相談支援センターと拠点コーディネーターを兼務している場合と、それぞれ独立して配置している場合があった。

(2) 基幹相談支援センターの法人が加算により拠点コーディネーターを配置している場合

自治体から基幹相談支援センターの委託を受けている法人が、拠点機能強化加算を算定し拠点コーディネーターを専任で配置している形態であ

る。

地域の障害者相談支援事業所の経験の浅い相談支援専門員が、基幹相談支援センターに併設されている障害者相談支援事業所に数ヶ月間実習し、基幹相談支援センターの相談員や経験のある相談支援専門員から直接指導を受けスキルアップを図り、実習終了後は、実習中に受け持った計画相談の利用者とともに自事業所に帰り、計画相談の担当を続けることで、相談支援専門員の質の向上に努めて連携を強めるとともに、相談支援専門員の層を厚くしようとしていた。

(3) 複数法人が一体となり基幹と拠点を運営している場合

複数法人が協定を結び、経験のある職員を出し合い、同じ事務所で基幹相談支援センターと拠点コーディネーターを配置していた。

法人の責任者による運営会議を設置して、基幹相談支援センター、拠点コーディネーターの運営を協議しながら複数法人が一体となり運営する形態を続けている場合と、その後、基幹相談支援センターの職員を中心として新たな法人を開設し、所属法人から新たな法人に移籍して、現在では一つの法人として運営している場合があった。

2. 地域生活支援拠点等のコーディネーターに求められる役割と業務内容

(1) 基本的な役割

地域生活の継続支援と、入所施設・病院等からの地域移行支援の両輪を担う。緊急時対応と平時の予防的支援の両面で活動する中核的存在。

(2) 緊急時対応

24時間対応の相談体制の整備と、緊急ショートステイの受け皿確保。医療的ケアや強度行動障害のある人への支援体制の構築。緊急時の相談支援専門員のフォローや、関係機関との連携調整。

(3) 平時の支援と予防的取り組み

潜在的な要支援者の把握とリスト化、訪問による状況確認。サービス未利用者への体験利用の促進や、支援への導入。緊急事態を未然に防ぐための

地域診断や情報共有。

(4) 地域移行支援

宿泊体験や一人暮らし体験の機会提供と、地域資源のマッチング。入所施設や精神科病院との連携による退所・退院支援。地域移行希望者へのアセスメントと支援計画の調整。

(5) 人材育成と事業所支援

相談支援専門員やサービス管理責任者への研修・勉強会の企画実施。事業所間のネットワーク構築と、支援の質の向上を図る取り組み。緊急対応事例の分析とフィードバックによる学びの共有。

(6) 地域との連携と仕組みづくり

自立支援協議会や地域の会議体と連携し、地域全体の支援体制を構築。行政・基幹・事業所との協働による持続可能な支援の仕組みづくり。

3. 基幹相談支援センターとの機能・役割分担

(1) 基本的な役割分担

基幹相談支援センターは、相談支援専門員のバックアップや地域課題の可視化、行政との連携を担う。拠点コーディネーターは、地域生活の継続支援や地域移行支援、事業所の資質向上、人材育成を主に担当。両者は相談内容に応じて柔軟に役割を分担し、共働体制を構築している。

(2) 緊急時対応と平時の支援

緊急時には、基幹とコーディネーターが連携し、ショートステイの調整や相談員のフォローを実施。平時には、潜在的な要支援者の把握や体験利用の促進、支援体制の整備をコーディネーターが主導。緊急事態（災害時）の個別支援計画の策定・促進も両者で協働して行う。

(3) 人材育成と事業所支援

基幹は相談支援専門員の育成を、拠点はサービス提供事業所の支援力向上を担う。サビ管向け研修や虐待防止研修などを通じて、地域全体の支援力の底上げを図る。

(4) 協議会・会議体との連携

自立支援協議会や地域づくり部会等と連携し、

地域課題の共有と解決に取り組む。協議会の運営会議で、基幹・拠点・委託法人が情報共有と方針確認を行っている。

(5) 制度的・構造的な課題

基幹と拠点の業務が重複しやすく、役割の明確化と仕組み化が今後の課題。拠点コーディネーターの専従配置が難しく、基幹職員との兼務体制が現実的な対応となっている状態が残っている。

4. 「緊急時」の定義

(1) 緊急時の基本的な定義

行政として明確な定義は設けていないが、「一人で家で過ごせない状態」が緊急と判断される基準。日常生活が維持できない、または生命・安全に関わる状況が該当。

(2) 緊急時の具体的なケース

- ・同居家族の急病・死亡・入院により、障害者が一人で生活できなくなる。
- ・虐待・DV・災害などにより、その場にいることが危険な状態。
- ・衣食住のいずれかが欠け、生命に危険が及ぶ可能性がある。
- ・医療的ケア児が必要とする医療デバイスの電源喪失や、支援者不在による服薬・食事・夜間の支援が困難な状態。
- ・本人や家族が支援を求められず、孤立している状況。

(3) 緊急性の判断軸

「情報量の少なさ」と「対応までの猶予の短さ」の2軸で緊急性を判断。生活スタイルの変更が急を要し、支援情報が不足している場合は特に緊急度が高い。

(4) 対応体制と準備

地域定着支援の対象者をリスト化し、アセスメント情報を台帳で管理。緊急ショートステイの空床確保や、24時間相談体制の整備。緊急事態

(災害時)の個別支援計画の策定と、相談支援専門員による事前準備の促進。

このように、「緊急時」は単なる突発的な出来

事だけでなく、支援の欠如や生活基盤の崩壊が予見される状態も含まれる。

5. 実際の緊急時対応事例

事例①：親の急病による緊急対応

知的障害のある男性が母親と二人暮らし。生活介護の送迎時に母親が倒れ緊急搬送され、本人が一人で生活できない状況に。ショートステイ先が見つからず、重度訪問介護を緊急で導入し、在宅支援を実施。

事例②：虐待による緊急保護

精神障害のある女性が父親からの暴言・虐待を受けていた。医療保護入院や支援制度の利用が難しい状況だったが、女性自立支援施設を経て障害者グループホームへ移行。特例訓練等給付費が支給され、事後に支給決定が行われた。

事例③：強制退去による住居喪失

全盲の方が職業相談窓口に来所し、「今日中に家を出て行け」と言われたと相談。基幹がホテルまで同行し、緊急避難を支援。その後の住居確保に向けた支援も継続。

事例④：グループホームからの退所後の行き場喪失

グループホームを退所したが、次の受け入れ先が未定で、基幹の休憩室で一時的に保護。体験利用の調整や新たな施設とのマッチングを進めた。

事例⑤：親の死亡・高齢化による支援困難

高齢の両親と暮らす知的障害者が、父親の過労による体調不良で支援困難に。通所事業所への送迎を基幹が担い、日中活動を継続できるよう支援。

事例⑥：精神障害者の家出と保護

18歳の女性が父親からの叱責で家出。行き場がなく、拠点で一時保護後、自立援助ホームへつなげた。

事例⑦：金銭搾取による避難支援

知的・身体障害のある方が、右翼を名乗る者から金銭を搾取されていた。警察からの要請で一時避難を支援し、次の受け入れ先を調整。

事例⑧：災害時の支援困難ケース

発語のないダウン症の方と高齢の母親が同居。母親が骨折し入院、本人の生活が困難に。施設での一時受け入れを調整し、最終的に入所施設へ移行。地域の事業所と施設間で支援情報を共有し、地域全体で支える体制を構築。

事例⑨：精神障害者の外来通院者のリスク

外来通院のみで支援につながっていない精神障害者が多数存在。8050 問題のリスクが高く、病院のケースワーカーと連携し、リストアップと支援の検討を進めている。

6. 「平時」の定義

(1) 平時の基本的な考え方

「平時」とは、緊急事態が発生していない通常の状態を指し、支援の準備や予防的な取り組みを行う重要な期間。緊急時に備え、支援体制や関係性を整えることが主な目的。

(2) 潜在的な要支援者への対応

行政やサービスと未接続の人をリスト化し、訪問やモニタリングを通じて状況を把握。情報量が少なく、支援につながっていない人ほどリスクが高いため、優先的に対応。

(3) 既存支援者との連携と育成

すでに支援を受けている人については、主役は既存の支援者。支援者のスキル向上や、事業所間の連携強化が平時の支援ニーズ。コーディネーターは、支援者が「困った」と言える関係性を築くことが重要。

(4) 支援体制の整備と情報共有

緊急事態災害支援計画の策定・更新を促進し、実効性のある備えを構築。メーリングリストや広報を活用し、地域全体での支援体制を「ワンチーム」で整える。

(5) 地域づくりと予防的支援

地域の事業所と連携し、体験利用の促進や支援の入り口づくりを行う。緊急対応事例の分析とフィードバックを通じて、予防的な支援の質を高める。

このように、平時は「つながりをつくる」「支援力を育てる」「備える」ための重要な時間であり、緊急時の支援を支える土台となる。

7. 「平時」の支援内容とニーズ

(1) 潜在的な要支援者の掘り起こし

行政やサービスと未接続の人を対象に、リスト化・訪問・状況把握を実施。民生委員や警察、地域包括支援センターなどからの情報も活用し、支援につなげる。

(2) 支援者・事業所との連携強化

拠点連携担当者（サビ管等）とのネットワーク構築を進め、日常的な情報共有を促進。事業所の「気になる利用者」情報を集約し、コーディネーターが支援の橋渡しを行う。

(3) 人材育成と支援力の底上げ

通所事業所向けに「将来の暮らし」をテーマとした勉強会を実施。利用者のアセスメント力を高め、支援の根拠を言語化できるよう支援。サビ管や現場職員が「困った」と言える関係性づくりが重要。

(4) 緊急時への備えと情報管理

緊急事態災害支援計画の策定・更新を促進し、相談員の意識向上を図る。緊急対応事例を分析し、事業所へフィードバック。予防的支援に活用。クライシスプランやケース会議の情報を拠点と連携させる仕組みづくりが課題。

(5) 地域資源と制度の活用

拠点機能強化加算の活用に向け、ケース数の確保や市町村間のバランス調整が必要。小規模自治体では制度運用が難しく、柔軟な仕組みづくりが求められる。

(6) 自立支援と生活体験

将来の地域移行や家族同居からの生活の場の移行に向けて、グループホームの体験利用や一人暮らし訓練用アパートを活用し、段階的な宿泊体験を通じて自立に向けた支援を実施する。

(7) 継続的な関わりと予防的支援

8050 問題や引きこもりの事例では、日常的な

関わりが緊急時の対応につながった。周囲の支援者が変化の兆しを捉え、タイミングを逃さず働きかけることが求められる。

このように、平時の支援は「つながりをつくる」「支援力を育てる」「備える」ことを通じて、緊急時に備える土台を築く重要な取り組みである。

8. 地域移行に向けた役割としての、入所施設や精神科病院等との連携や支援の内容

(1) 精神科病院との連携体制

地域移行ワーキンググループや委託相談支援事業と連携し、精神科病院を訪問。ニーズ調査や退院希望者への支援を行い、共同生活援助の体験を通じた地域移行を推進している。病院内の相談支援事業所やソーシャルワーカーと定期的に情報交換を行い、ネットワークを構築。医師との連携も強く、サービス担当者会議にも継続的に参加してもらっている。

(2) 入所施設との連携と意識づけ

認定調査やアンケートを通じて入所者の意向を把握し、希望者には直接面談を行い支援につなげている。高齢化や重度化により地域移行が難しいケースもあるが、意思決定支援の導入を契機に、施設側の意識変容を促している。施設長会議の再構築も課題として挙がっている。

(3) 地域移行支援の仕組みと実践

市町村や基幹相談支援センターが病院と連携し、退院支援や居住支援を実施。地域移行検討会や事例検討会を通じて、課題の共有と支援方針の検討を行っている。宿泊体験や一人暮らし体験など、段階的な支援も提供されている。

(4) 潜在的支援対象者へのアプローチ

外来通院のみで支援に結びついていない8050問題層への対応も模索中。病院のケースワーカーと連携し、対象者のリストアップを進めているが、個人情報への壁が課題となっている。

9. 今後の課題

(1) 人材・体制面の課題

コーディネーターの配置は人件費分しか補助されず、移動費や事業費が自己負担となるため、専従配置が困難。ベテラン職員を配置したいが、財政的に難しく、若手への交代や基幹との兼務が必要。コーディネーターが孤立しないよう、チームで支える体制づくりが必要。人材育成が急務。特に、コーディネーター候補の育成と、行政職員の専門性向上が求められる。行政職員の異動が多く、継続的な支援体制の構築が難しい。外部専門人材の登用も検討すべき。

(2) 制度・財源の課題

地域生活支援拠点機能強化加算の算定にはケース数の確保が必要だが、小規模自治体では困難。個別給付への移行は財政的負担が大きく、特に人口の少ない自治体では減収リスクが高い。委託料と加算の併用や、3法人での役割分担など、柔軟な制度運用が求められる。拠点機能強化加算の制度設計が現場の実態に合っておらず、制度の見直しが必要。

(3) 支援の質と連携の課題

重層の支援（高齢・生活困窮・子育て等）との整理が必要で、庁内連携体制の強化が求められる。拠点と基幹の役割分担が不明確なままでは、緊急時対応や予防的支援が機能しない。地域移行支援（特にグループホームからの一人暮らし）への支援が手薄で、今後の重点課題。拠点・基幹・行政・事業所間の情報共有や連携が不十分で、仕組みの再構築が必要。

(4) 精神障害者支援と地域整備

精神障害者の緊急受け入れ体制が未整備で、病院との協定も進んでいない。

(5) 地域資源と住民協働の課題

地域資源の都市部集中が進み、地方での支援体制が脆弱化している。地域住民や店舗等の理解・協力を得るための啓発や連携が必要（例：買い物支援、見守り体制）。地域ぐるみの支援体制を構築し、家族だけに負担が集中しない仕組みづくりが求められる。

(6) 調査・分析・仕組み化の課題

強度行動障害や医療的ケア児への対応に向けた実態調査・支援スキルの可視化が必要。クライシスプランやケース会議の情報を拠点事業と結びつけ、活用できる体制が求められる。拠点の存在や理念が現場に浸透しておらず、理念共有と現場職員の巻き込みが課題。キーパーソンの存在が地域の進展に不可欠であり、行政と民間の信頼関係構築が鍵。

10. 拠点コーディネーター未整備の自治体の課題

(1) 人材不足と地域生活支援拠点等機能強化加算算定の要件

相談支援事業所では人材不足が深刻で、相談員の確保・育成が困難。利用者増や職員の退職により既存職員の負担が増大。拠点コーディネーター配置には、常勤専任の相談員数や研修修了者の配置など厳しい要件がある。

(2) 共働体制構築と自治体の役割

1事業所での要件達成は困難なため、複数の相談支援事業所が協定を結び協働体制を構築する案がある。だが、法人間連携への抵抗もある。

(3) 相談支援専門員の離職

「ひとり相談支援事業所」では相談員が孤立しやすく、離職の要因となっている。

(4) 拠点コーディネーター配置と相談支援事業所の人員体制

拠点コーディネーターには、地域支援体制や障害者支援に関する一定の知識・経験が求められる。仮に加算要件を満たしても、地域移行や緊急対応を担うには経験豊富な人材の確保が不可欠だが、現状では難しいとの声がある。計画相談体制の弱体化によりセルフプランが増える懸念もあり、まずは相談支援専門員の増員とセルフプラン解消が優先課題とされている。

(5) 制度理解の促進

拠点コーディネーター配置に必要な加算要件には、自立生活援助の実施が含まれるが、同事業所が少なく配置が困難との声がある。令和6年度の

報酬改定で人員基準が緩和され、指定取得がしやすくなった。加算算定には全事業での報酬請求が必要と誤解する自治体もあり、制度理解の促進が拠点整備の鍵となる。

(6) 自治体の人事ローテーション

自治体職員は短期間の人事異動により制度理解にとどまり、拠点コーディネーター配置に向けた施策化等が難しいとの声があった。

11. 島しょ部における拠点コーディネーター

人口が少なく、離島が点在している特徴がある島しょ部の調査を行った。西日本にある人口約4,000人の島しょ部における地域生活支援拠点コーディネーター（以下、拠点コーディネーター）の支援に同行及び自治体職員と併せてヒアリング調査を行った。

(1) 島しょ部の特性

行政区域内には複数の島があり、住民は点在。船移動が基本で天候や時間に左右され、支援が届きにくい。医療機関や駐在所がない島もあり、高校がないため中卒後に島を離れる「島卒ち」も多い。地域生活支援拠点のコーディネーターは、障害者や家族支援、地域調整など多岐にわたる業務を担い、年間約170回の訪問を通じて中長期的な支援を行っている。

(2) 地域生活支援拠点のコーディネーターに求められる役割と業務内容

地域生活支援拠点のコーディネーターは、障害者や家族への支援、地域との調整など多岐にわたる業務を担う。発達障害や依存症、ひとり親世帯など支援が必要な世帯に対し、中長期的な支援を実施。行政が対応しきれない部分を補い、子どもをきっかけに支援へつなげることも多く、年間約170回の訪問活動を行っている。

(3) 「緊急時」の定義

島しょ部では夜間や悪天候時に船が出せず、移動が困難な状況はすべて緊急時と捉えられる。ある島では1か月に4日しか船が出なかった例もあり、日頃から地域内で対応できる体制づくりが重

要。ケアマネージャーや看護師、民生委員など地域の協力者と支援対象者をつなげ、医療的緊急時にはヘリ搬送も活用するが、天候に左右されるため島内対応が不可欠である。

(4) 実際の緊急時対応事例

予定されていないショートステイの実施、医療機関・家族への連絡を拠点コーディネーターがした場合など。通報や病状の急変、子育て中の不安な状況なども含まれる。

(5) 「平時」の支援内容とニーズ

包括支援センター主催の会合が島ごとに年3回開催され、保健師や民生委員などと連携し、困難世帯の支援を検討している。拠点コーディネーターは子育て支援アドバイザーとしても活動し、食支援や保育所面談を通じて家族全体を支援。予防的支援として定期的な面談やアセスメントを行い、得た情報は庁内の会議で共有され、支援方針の決定に活用されている。

(6) 地域移行に向けた役割としての、入所施設や精神科病院等との連携や支援の内容

グループホーム利用・地域移行など、関係機関と連携し実施している。家庭訪問、同行支援なども行い、定着支援にも取り組んでいる様子を参与観察した。

(7) 今後の課題

基幹相談支援センターが未設置で、包括的支援体制や人材確保に課題がある。特に島しょ部では、緊急時対応や船賃補助の必要性が大きく、制度設計が都市部中心であるため、報酬加算や指定の対象外となるなど、離島やへき地の実情に合っていない。地域の実態に即した制度の緩和策が求められている。

c. 考察

インタビュー調査結果から、以下を考察した。

1. 拠点コーディネーターが配置されている基幹相談支援センターの設置形態

拠点コーディネーターと基幹相談支援センターは密

接に関連しながら業務を行う体制を整えており、2つの事業が一体となって運営する効果が考えられる。

同一法人の職員で拠点コーディネーターと基幹相談支援センターを行うことが、指揮命令や労働法規上の対応がしやすく運営上の整理がしやすい。一方、一つの法人から拠点コーディネーターと基幹相談支援センターに経験のある職員を複数配置することが困難な場合もあるため、協定を結ぶなど運営上の複雑さはあるものの、複数法人が一体となり2つの事業を運営することによる効果もある。また、地域の連携体制を構築する上で、法人同士の結びつきも強まる可能性が高い。

基幹相談支援センターに地域の相談支援事業所の相談支援専門員が数ヶ月間実習に行くことで質の向上を図る取り組みは、拠点コーディネーターを配置するため、地域の相談支援体制の層を厚くすることに寄与すると考えられる。

2. 地域生活支援拠点のコーディネーターに求められる役割と業務内容

地域生活支援拠点のコーディネーターには、「地域生活の継続支援」と「施設等からの地域移行支援」の2つの役割がある。特に、緊急時対応体制の整備と平時からの予防的支援が重要であり、24時間相談体制や短期入所の輪番制、医療的ケアや行動障害への対応体制の構築が進められている。また、地域資源の把握や体験利用の促進、人材育成、事業所との連携を通じて支援体制を強化。潜在的支援対象者の把握や調査を通じて早期支援につなげる役割も担う。

3. 基幹相談支援センターとの機能・役割分担

地域生活支援拠点のコーディネーターと基幹相談支援センターは、役割分担を明確にしつつ、相談内容に応じて柔軟に対応を分け合っている。基幹は相談支援専門員の支援や地域課題の可視化、行政との連携を担い、拠点は生活支援や地域移行、人材育成を担当。両者は協議会や会議を通じて連携し、緊急時には基幹のネットワークと拠点

の現場力を活かして対応。人材育成では対象を分けて研修を行い、地域全体の支援力向上を図っている。

4. 「緊急時」の定義

「緊急時」の明確な定義はないが、現場では「一人で家で過ごせない状態」を基準に判断される。対象は単身の障害者やSOSを発信できない世帯で、地域定着支援や自立生活援助の対象として台帳管理されている。突発的な事態だけでなく、数日後に予見される困難も含まれる。衣食住の欠如、ライフラインの停止、虐待、災害、孤立なども緊急とされ、特にサービス未利用者の突然の支援要請は深刻。今後は関係機関で定義を整理し、統一的な対応と平時からの備えが求められる。

5. 実際の緊急時対応事例

緊急時対応では、知的障害のある方の支援が多く、家族の急病や死亡、虐待、住居喪失など多様なケースに対応している。行政・基幹・コーディネーターが連携し、ショートステイや重度訪問介護、ホテル避難、グループホームの一時受け入れなど柔軟な支援を実施。特にサービス未利用者には訪問による状況把握や意思表示の支援が重要。事前の台帳整備や支援者育成、地域資源の把握が支援の質を左右し、地域全体の支援力向上にもつながっている。

6. 「平時」の定義

「平時」とは緊急事態が発生していない通常の状態を指し、その期間の支援の目的は、潜在的リスクの早期把握と緊急時への備えである。地域定着支援対象者にはモニタリングを強化し、生活変化を細かく把握。サービス未利用者には体験利用を促し、既存支援者の支援力向上も図る。事業所間の連携や顔の見える関係づくりも重要で、定期的なリスト作成と訪問により情報を蓄積。支援は相談支援専門員が主導し、必要に応じてコーディネーターが支援する体制が基本である。

7. 「平時」の支援内容とニーズ

平時の支援では、行政やサービスとつながって

いない潜在的要支援者の掘り起こしが重要であり、訪問やリスト化を通じて早期支援につなげる体制づくりが求められる。計画相談支援員の負担軽減や専門的視点の導入のため、コーディネーターとの連携が効果的であり、拠点連携担当者やサビ管ネットワークの構築も進行中。災害支援計画の実効性向上や人材育成、事例を活用した研修も行われ、地域全体で支援力を高める予防的取り組みが進められている。

8. 地域移行に向けた役割としての、入所施設や精神科病院等との連携や支援の内容

地域移行支援では、精神科病院や入所施設との連携が重要であり、コーディネーターは病院訪問やニーズ調査、退院支援を実施。医師やソーシャルワーカーとのネットワークを活かし、地域移行会議や支援調整を行っている。入所施設ではアンケートや面談を通じて希望者を把握し、一人暮らし体験なども活用。施設側の抵抗には意思決定支援を通じて意識変容を促している。外来通院者や潜在的支援対象者のリスト化も進められ、地域全体で支援体制の構築が進められている。

9. 今後の課題

地域生活支援拠点の体制整備においては、人材確保と財源不足が大きな課題であり、専従配置が求められる一方で運営費が不足し、若手育成も進みにくい。行政と民間の連携体制も不安定で、異動の多い行政職員に代わり、提案力と調整力を持つキーパーソンの存在が重要となる。複合的困難を抱えるケースの増加により、庁内連携や包括的支援体制の構築も必要。PDCAによる継続的な仕組みづくりや、地域資源の偏在への対応も今後の焦点である。

10. 拠点コーディネーター未整備の自治体の課題

(1) 人材不足と地域生活支援拠点等機能強化加算算定に向けた自治体の役割

1 事業所での要件達成は困難なため、複数の相談支援事業所が協定を結び協働体制を構築する案がある。しかし、法人間連携への抵抗もある。行

政が仲介し、地域の相談支援体制整備を主導することが市町村の重要な役割である。

複数法人が協定を結び一体的に運営することで「ひとり相談支援事業所」の相談支援専門員の孤立を防ぎ、報酬増や人員確保につながる。事務所の共用や基幹相談支援センターの併設により、相談体制の強化が可能となる。さらに、地域移行等の事業を行うことで拠点機能強化の要件を満たし、コーディネーター配置を実現することができる。

(2) 拠点コーディネーター配置と相談支援事業所の人員体制

拠点コーディネーターには、地域支援体制や障害者支援に関する一定の知識・経験が求められる。仮に加算要件を満たしても、地域移行や緊急対応を担うには経験豊富な人材の確保が不可欠だが、現状では難しいとの声があった。

拠点コーディネーターは計画作成は行えないが、地域全体の支援体制構築や地域移行の推進に貢献できる。経験ある人材を配置しないことは地域にとって損失となる。複数事業所による協働体制で報酬が増えれば、新たな人材の採用・育成が可能となり、体制強化につながる。

(3) 指定特定相談支援事業所の運営基準と事務所の共用

指定計画相談支援事業では、必要な広さと設備・備品の整備が求められるが、明確な面積や設備基準はなく、市町村との協議で判断される。複数事業所が同一事務所で業務を行う場合、秘密保持のための措置が必要とされる。従業者や管理者は業務上知り得た利用者情報を正当な理由なく漏らしてはならず、事業者はその防止策を講じることを市町村から求められることは考えられる。

(4) 制度理解の促進

拠点コーディネーター配置に必要な加算要件には、自立生活援助の実施が含まれるが、同事業所が少なく配置が困難との声があった。

令和6年度の報酬改定で人員基準が緩和され、

指定取得がしやすくなった。加算算定には全事業での報酬請求が必要と誤解する自治体もあり、制度理解の促進が拠点整備の鍵となる。

(5) 地域の支援体制整備と自治体・民間の協力

自治体職員は短期間の人事異動により制度理解にとどまり、施策化が難しいとの声がある。一方、先進的な自治体では、基幹相談支援センターが設置され、拠点コーディネーターが配置され、自治体職員が民間法人の職員から知恵を借り、意見を出し合い、協力し合いながら地域の支援体制整備に取り組んでいた。

拠点コーディネーターの配置は、地域生活支援の実施にとどまらず、自治体と民間の協働による障害福祉体制構築の契機となるものと考えられる。

d. 結論

今回の調査によって、以下のことが明らかとなった。

1. 基幹相談支援センターとの機能・役割分担と拠点のコーディネーターに求められる役割

拠点コーディネーターと基幹相談支援センターは密接に関連しながら業務を行う体制を整えており、2つの事業が一体となって運営する効果がある。

拠点コーディネーターと基幹相談支援センターは、役割分担を明確にしつつ、対応を分け合っている。基幹は相談支援専門員の支援や地域課題の可視化、行政との連携を担い、拠点は生活支援や地域移行、人材育成を担当している。両者は協議会や会議を通じて連携し、緊急時には基幹のネットワークと拠点の現場力を活かして対応している。人材育成では相談支援と障害福祉サービス事業支援員と対象を分けて研修を行い、地域全体の支援力向上を図っている。

地域生活支援拠点のコーディネーターには、「地域生活の継続支援」と「施設等からの地域移行支援」の2つの役割がある。緊急時対応体制の整備と平時からの予防的支援が重要であり、24

時間相談体制や緊急短期入所の確保、医療的ケアや行動障害への対応体制の構築が進められている。また、地域資源の把握や体験利用の促進、人材育成、事業所との連携を通じて支援体制を強化し、潜在的支援対象者の把握や調査を通じて早期支援につなげる役割も担う。

地域移行支援では、精神科病院や入所施設との連携が重要であり、コーディネーターは協議会の精神科病院ワーキングや委託相談支援員と連携し、病院訪問やニーズ調査、退院支援を行っている。入所施設では、認定調査やアンケートを通じて移行希望を把握し、希望者には直接面談して支援につなげている。一人暮らし体験や宿泊体験も活用され、生活力の確認や不安軽減を図っている。

2. 「緊急時」の定義と支援内容

「緊急時」の定義は明確に定められていないものの、障害特性や介護者の不在により、日常生活が維持できなくなった状態であり、衣食住の欠如やライフラインの停止、虐待・災害・孤立なども含まれる。

特に、サービス未利用者が突然支援を必要とするケースは、情報不足と即時対応の必要性が重なり、対応に深刻な困難が伴うため、拠点コーディネーター、行政、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員が共通認識を持ち、平時から支援体制を強化することが求められる。

3. 「平時」の定義と支援内容

「平時」とは、緊急事態が発生していない通常の状態を指し、潜在的なリスクを早期に把握し、緊急時に備える体制を整えることことである。事業所間の連携強化や顔の見える関係づくり、潜在的支援者について、定期的なリスト作成と訪問を通じて情報を蓄積し、アセスメントを深めることで、緊急時の迅速な対応につなげる。

平時の支援は、コーディネーターが前面に出るのではなく、計画作成している相談支援専門員が

緊急時を見据えた対応を準備し、必要に応じてコーディネーターが支援する。情報共有や体制づくりを通じて、地域全体で支援力を高めることが平時の拠点コーディネーターの役割である。

平時の支援では、行政やサービスとつながっていない潜在的支援者の掘り起こしや、将来の生活の場に対する不安を抱える利用者に、グループホームや一人暮らしの体験の機会を提供する等の対応が重要である。

コーディネーターと拠点連携担当者やサビ管とのネットワークの構築を進めることも必要である。緊急事態（災害時）支援計画の実効性を高めるための取り組みや、緊急対応事例の分析・フィードバック、事業所職員の人材育成も含まれる。

また、行政・基幹・コーディネーターが連携し、定期的なケース会議や情報共有を通じて、地域全体で支援体制を強化するなど、緊急時を未然に防ぐための予防的取り組みが平時の支援であり、支援者の質の向上、地域資源の活用、開発が求められる。

4. 拠点コーディネーター未整備の自治体の課題

相談支援事業所では深刻な人材不足が続いており、相談員の確保・育成が困難な状況にある。拠点コーディネーターの配置には、法人間の連携や共同体制の構築により、複数相談支援事業所による一体的な管理運営によって、機能強化型（継続）サービス利用支援費ⅠまたはⅡの算定を可能とし、拠点機能強化事業所としての要件を満たすことを進めることが必要である。

拠点コーディネーターには経験豊富な人材の配置が求められるが、相談支援専門員の不足から、セルフプランの解消と相談支援専門員の増員を優先し、拠点コーディネーターの配置はその後の課題とされがちである。複数相談支援事業所による一体的な管理運営を進めることにより、事業所の報酬が増え、相談支援専門員増員のための経費が確保され、拠点機能強化加算を得るための要件が揃い、拠点コーディネーター配置のための条件が

整備されるという見通しを自治体職員がもち、取り組みを進めることが、対応案として考えられる。

5. 島しょ部における拠点コーディネーターの支援

島しょ部では即時的支援が困難であるため、身近な地域資源で対応できるような支援が日頃から丁寧に行われていた。子どもの出生時から、食支援も活用し、全ての島民が支援対象となって顔の見える関係になっていった。行政と地域をよく知る民間法人とが協働し、島内の身近な人とつながって、緊急になっても持ちこたえられるような仕組みの構築を目指していた。島間移動に係る旅費の捻出や、地域に精通した長期的支援に関わる人材の育成などの課題もある。小規模人口の島しょ部の取組みは、人口減少時の日本における福祉サービスの在り方を示唆していると考えられた。

II. 入所施設等からの地域移行状況及び地域生活支援拠点との関連に関する研究

研究分担者：大村美保

a. 研究方法

1) 自治体調査

人口1万人以上の全国市区町村（令和6年4月1日現在）1,209ヶ所の障害保健福祉担当部局担当者に対し、webによる横断調査を実施した。調査期間は令和7年2月28日～3月24日であった。

2) 拠点コーディネーター調査

全国の障害者支援施設2,534ヶ所及び療養介護事業所261ヶ所の全数合計2,795ヶ所に対し、webによる横断調査を実施した。調査期間は令和7年2月28日～3月24日であった。

（倫理面への配慮）

筑波大学人間系研究倫理委員会による研究倫理審査を受け承認された（2024年11月15日研究倫理課題番号東24-78号）。

b. 研究結果

1) 自治体調査

回収数354件、回収率29.3%であった。

《基礎情報》

令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値は、平均7.8人、中央値4人、最大105人、最小0人で、2自治体は目標を設定していなかった。一方、施設入所者数の目標値は平均130.4人、中央値73人、最大1,807人、最小0人で、12自治体が目標を設定していなかった。令和4年度末時点の施設入所者数は平均137.7人、中央値79人、最大1,920人、最小0人であった。入所施設の所在地については、「調べれば算出可能」が49.7%と最多で、「把握している」は42.9%、「把握していない」は7.1%だった。「把握している」自治体における、他都道府県の施設に入所している人数は平均10.1人、中央値1人、最大282人で、入所者全体に占める割合では「0.1%以上10%未満」が最多の45.6%、次いで「0%」が36.3%、「10%以上20%未満」が7.5%、50%以上は5.0%だった。

《地域生活支援拠点等の体制》

地域生活支援拠点等の整備状況は、「整備済み」が全体の77.7%（275ヶ所）、「未整備」が2.3%（79ヶ所）だった。整備年では、2021年度が最も多く57ヶ所（16.1%）、次いで2020年度56ヶ所（15.8%）、2023年度30ヶ所（8.5%）の順だった。自治体の地域生活支援拠点が施設入所者の地域生活移行に関与する程度は、「ほとんど関わっていない」が39.5%（140ヶ所）、「あまり関わっていない」が23.4%（83ヶ所）で、両者を合わせた「関わっていない群」は62.9%を占めた。地域生活支援拠点コーディネーターの配置状況では、「配置していない」が57.9%（205ヶ所）、「配置している」が33.1%（117ヶ所）であり、支援体制の整備には課題が残る状況がうかがえる。

《自由記述》

令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値

は平均 7.8 人、施設入所者数の目標値は平均 130.4 人で、目標未設定の自治体もあった。令和 4 年度末の施設入所者数は平均 137.7 人で、入所施設の所在地把握状況は「調べれば算出可能」が最多。入所者のうち他都道府県施設利用者は平均 10.1 人で、割合は「0.1%以上 10%未満」が最多だった。地域生活支援拠点は 77.7%が整備済みで、整備年は 2021 年度が最多。支援拠点の地域移行への関与は 62.9%が「関わっていない群」で、コーディネーターの配置も 57.9%が未配置だった。自由記述分析では、コーディネーターに対し、医療機関等との連携や地域移行後の定着支援、緊急対応体制の整備など多様な期待が寄せられた。課題としては、地域資源の整備、人材確保、制度の複雑さによる事務負担、人材不足などが挙げられた。

2) 入所施設

回収数 830 件で、回収率は 29.7%であった。施設種別では障害者支援施設 781 件（回収率 30.8%）、療養介護事業所 49 件（回収率 18.8%）であった。

《定員・現員》

定員数（単位：人）は平均 56.3、中央値 50、最小 5、最大 462 であった。現員数（単位：人）は平均 52.4、中央値 48、最小 0、最大 396 であった。

《退所者》

令和 8 年度末までの地域生活移行者数の目標値は平均 7.8 人、施設入所者数は平均 130.4 人で、目標未設定の自治体もあった。令和 4 年度末の施設入所者数は平均 137.7 人で、他都道府県施設の利用者は平均 10.1 人、割合は「0.1%以上 10%未満」が最多だった。地域生活支援拠点は 77.7%が整備済みで、整備年は 2021 年度が最多。支援拠点の地域移行への関与は 62.9%が「関わっていない群」、コーディネーター未配置は 57.9%だった。自由記述分析では、コーディネーターに対し、医療機関等との連携、定着支援、緊急対応体

制の整備など多様な期待が寄せられた。課題として、地域資源整備、人材確保、制度の複雑さによる事務負担が挙げられた。令和 5 年度の退所者数は平均 3.5 人で、3 人以下の施設が 69.3%を占めた。死亡退所者数は平均 1.5 人で、2 人以下の施設が 77.6%、6 人以上は 5.8%だった。

《有期限入所者》

現員数のうち有期限入所者数（単位：人）は平均 0.9、中央値 0、最小 0、最大 99 であった。有期限入所者数別の施設数は「0 人」が最も多く 780 ヶ所（94.0%）、次いで「1 人」「2 人」がそれぞれ 8 ヶ所（1.0%）であった。有期限入所者数が「0 人」の施設は全体の 94.0%を占めた。一方、有期限入所者が 6 人以上と比較的多い施設は 25 ヶ所で全体の 3.0%に相当した。

《地域移行》

令和 8 年度末の地域生活移行者数の目標は平均 7.8 人、施設入所者数は平均 130.4 人。令和 4 年度末の入所者は平均 137.7 人で、他都道府県施設利用者は平均 10.1 人。地域生活支援拠点は 77.7%が整備済みだが、62.9%が地域移行に関与しておらず、コーディネーター未配置は 57.9%。自由記述では、連携・定着支援・緊急対応など多様な期待が寄せられ、制度の複雑さや人材不足も課題とされた。令和 5 年度の退所者は平均 3.5 人、死亡退所者は平均 1.5 人で、いずれも少人数の施設が多数を占めた。現員のうち 3 年以内に地域移行可能な人数は平均 2.0 人で、「0 人」の施設が 56.0%。意向確認担当者は 59.2%が未選任で、令和 6 年度に市町村から意向確認があった利用者は平均 0.6 人、「0 人」の施設が 92.7%と多く、地域移行の実質的な進展には課題が残る。

《地域生活支援拠点等に対する認識と関与》

令和 8 年度末の地域生活移行者数の目標は平均 7.8 人、施設入所者数は平均 130.4 人。令和 4 年度末の入所者は平均 137.7 人で、他都道府県施設利用者は平均 10.1 人。地域生活支援拠点は 77.7%が整備済みだが、62.9%が地域移行に関与し

ておらず、コーディネーター未配置は57.9%。自由記述では、連携・定着支援・緊急対応など多様な期待が寄せられ、制度の複雑さや人材不足も課題とされた。令和5年度の退所者は平均3.5人、死亡退所者は平均1.5人で、少人数の施設が多数。3年以内に地域移行可能な人数は平均2.0人で、「0人」の施設が56.0%。意向確認担当者は59.2%が未選任で、市町村からの意向確認も92.7%の施設で「0人」。支援拠点の役割認知は79.2%、コーディネーターの認知は68.8%だが、実際に関与している施設は2.4%にとどまる。意向確認担当者との連携を重視する施設は49.3%で、重視しない施設と拮抗していた。

《令和5年度1年間での退所者に関する分析》

令和8年度末の地域生活移行者数の目標は平均7.8人、施設入所者数は平均130.4人。令和4年度末の入所者は平均137.7人で、地域生活支援拠点は77.7%が整備済みだが、62.9%が地域移行に関与しておらず、コーディネーター未配置は57.9%。退所者は平均3.5人、死亡退所者は平均1.5人。3年以内に地域移行可能な人数は平均2.0人で、「0人」の施設が56%。意向確認担当者は59.2%が未選任。支援拠点の役割認知は79.2%、コーディネーターの認知は68.8%だが、実際に関与は2.4%。令和5年度の退所者934人の分析では、平均年齢56.2歳、障害支援区分6が最多。移行先は入院が最多で、在宅系移行は32.9%。移行先が同一法人でない割合は77.1%。体験実施は32.7%にとどまり、同一法人移行では体験実施率が高かった。連携先数は移行先により異なるが、有意差は見られなかった。

《自由記述》

入所利用者の地域移行に関わって自治体に対する期待、及び地域生活支援コーディネーターへの期待についての自由記述を得た。

入所利用者の地域移行に関わる自治体に対する入所施設からの期待は、分析の結果、以下の6点の主要な観点到に分類された。

1. 社会資源の整備・拡充
2. 柔軟な制度運用と支給決定
3. 情報提供と連携・調整支援
4. 地域理解の促進と住民啓発
5. 人材確保
6. 地域移行後のフォローアップ体制

入所利用者の地域移行に関わる地域生活支援拠点コーディネーターに対する入所施設からの期待は、分析の結果、以下の7点の主要な観点到に分類された。

1. 情報提供・共有
2. 連携・調整の促進
3. 地域資源の整備・活用
4. 地域移行後の支援
5. 利用者・家族への支援
6. 制度や役割の周知・理解促進
7. 地域との関係構築

c. 考察

本研究は、地域生活支援拠点到に求められる機能の一つである地域移行について、入所施設との連携や支援内容、その標準的な支援内容を整理するため、自治体及び入所施設に対する調査により、地域移行の実態と地域生活支援拠点到との連携状況の実態を把握することを目的として、全国規模での横断調査を実施したものである。自治体調査および施設調査の両者から得られた結果から、地域移行支援体制の整備・運用に関して以下3点の考察を行う。

1. 自治体による地域移行への関与

地域生活支援拠点到は約8割の自治体で整備済みだが、地域移行への関与は4割未満、コーディネーター配置率も33.1%にとどまる。施設の9割以上で自治体からの意向確認が「0人」となっており、自治体の実質的関与は限定的。一方、施設側は自治体に対し、情報提供や連携調整の中核的役割を期待している。先進自治体では、入所者の状況把握や意向確認をもとに地域移行を推進してお

り、他自治体の参考となる。施設側からは、社会資源の整備、体験や短期入所の柔軟運用、制度改善、啓発活動、人材確保、移行後の支援体制構築など多岐にわたる支援の必要性が指摘され、地域移行は一時的な措置ではなく、生活の質を高める包括的支援として捉えられている。

2. 入所施設からの地域移行

地域生活支援拠点とは約8割の自治体で整備済みだが、地域移行への関与は4割未満、コーディネーター配置率も33.1%にとどまる。施設の9割以上で自治体からの意向確認が「0人」となっており、実質的関与は限定的。3年以内に地域移行が見込まれる利用者も平均2.0人と少なく、56.0%の施設で「0人」とされ、制度面だけでなく価値観や組織文化の変革が求められる。退所者の約7割は他施設・医療機関へ移行し、在宅系は約33%。体験実施は在宅系で高く、支援の準備が重要とされる。意向確認担当者は約6割が未選任で、令和8年度の義務化に向けた体制整備が課題。一部では拠点やコーディネーターが実際に移行支援に関与しており、好事例として他自治体の参考となる。施設側からは、社会資源整備、制度運用の柔軟化、人材確保、啓発活動、移行後の支援体制構築など、包括的支援への要望が多く寄せられている。

3. 地域生活支援拠点及び地域生活支援拠点コーディネーターに求められる役割

自由記述の分析から、地域生活支援拠点コーディネーターには多岐にわたる役割が期待されていることが明らかとなった。自治体からは、関係機関との連携や定着支援、緊急対応、地域資源の整備などが挙げられ、入所施設からも情報共有、連携促進、制度理解の支援、地域との関係構築など、現場での機能的期待が高いことが示された。

地域生活支援拠点コーディネーターには、連携調整、定着支援、緊急対応、資源開発など多様な役割が期待されている。これらの期待は拠点やコーディネーターに限らず、基幹相談支援センター

や協議会、障害福祉計画を通じて制度的に共有・実装されるべきである。しかし、自治体の役割理解と機能活用が限定的で、期待と実践の間に乖離が見られる。

地域生活支援拠点コーディネーターには、連携調整や定着支援に加え、利用者や家族への説明・心理的支援も期待されている。これは意向確認担当者の代替ではなく、補完的な支援役割として捉えられている。一方で、人的資源の不足や制度の複雑さ、関係機関との連携の弱さなど、役割を実効的に果たす上での構造的課題も明らかとなり、基幹相談支援センターとの役割分担の明確化が求められている。

本調査は、障害者の地域移行支援における制度設計と現場実装の乖離を明らかにし、中間支援機能の強化が不可欠であることを示している。今後は、地域生活支援拠点およびコーディネーターの役割明確化と人材育成に加え、自治体と施設の連携強化、支援体制の整備、実践知の蓄積と共有が重要な課題となる。

d. 結論

本研究は、障害者の地域生活移行支援において中核的な役割を担う地域生活支援拠点およびその地域生活支援拠点コーディネーターの機能に着目し、自治体および入所施設を対象とした全国規模の調査を通じて、現状と課題を明らかにすることを目的とした。

本調査により、自治体では地域生活支援拠点の整備が進む一方、地域移行支援への実質的関与やコーディネーターの配置は依然として限定的であることが明らかとなった。入所施設でも、3年以内の地域移行が見込まれる利用者は少なく、意向確認担当者の未選任率が高いなど、支援体制の整備が不十分である。自治体や施設からは、コーディネーターに対し、情報提供、関係機関との調整、地域資源の開発、移行後の支援継続、制度の周知など多様な期待が寄せられているが、制度の

煩雑さや人的資源の不足がその実現を妨げている。これらの期待は自治体全体の制度的枠組みの中で共有・実装されるべきであり、制度設計と現場実装の乖離を埋める中間支援機能の強化が不可欠である。今後は、自治体と施設の連携深化、支援体制の明確化、人材育成、実践知の共有を通じた持続可能な地域移行支援体制の構築が求められる。

Ⅲ. 精神科病院における地域移行支援の実態把握に関する研究

研究分担者：贅川信幸

a. 研究目的

本分担研究では、地域移行に向けた役割としての連携や支援の内容を、全国の地域移行に関わる精神科病院における支援や連携の実態から、量的・質的に明らかにすることを目的とした。

当初、上記の目的に基づき、2024年度は精神科病院を対象とした実態把握調査を行う予定であった。しかし、調査内容の検討の途上で、より焦点化した調査を行うためには、地域生活支援拠点等体制と拠点コーディネータを位置付けたロジックモデル（プログラム理論）を作成する必要があるとの議論となった。そこで、2024年度は、精神科病院からの地域移行に関する一連の取り組みを、地域生活支援拠点等の体制整備と拠点コーディネータに焦点を当てた“プログラム”として可視化する、暫定のプログラム理論を構築することを目的とした。

b. 研究方法

1. 対象

(1) 精神科病院

全国47都道府県の精神科情報センターより、全国の精神科病床を有する病院（n=1480）（以下、精神科病院）を対象とした。

各病院で地域移行支援の担当部局へ依頼文を送

付し、対象病院で、組織としての地域移行の取り組みを把握する専門職の選定を求め、調査票の回答者とした。

(2) 有識者との意見交換

精神障害者の「効果のあがる地域移行・地域定着支援プログラム」の開発、改善を中心的に取りまとめ、自治体の自立支援協議会の地域移行部会にも参画する実践家を対象とした。

2. 調査等の実施方法

(1) 精神科病院調査

郵送法による記名自記式調査を、横断デザインにより計画した。記名は病院名であり、記名とする理由は、回答に基づき詳細な聴き取りを行う可能性があるためである。

(2) 有識者との意見交換

半構造化面接により行った。

(3) プログラム理論の構築

Rossiら（2004）のプログラム理論の枠組みを援用して作成した。

プログラム理論とは、社会的介入プログラムがどのように機能し、どのような成果をもたらすかを理論的に説明する枠組みであり、プログラム評価において重要な役割を果たす。Rossiらは、プログラム評価を「社会的介入の効果を科学的に検討し、社会状況の改善に資する知見を提供するもの」と定義し、ニーズ評価から効率性評価までの5階層で構成されるとした。その中でもプログラム理論は「理論評価」に位置づけられ、成果の妥当性や改善点を明確にするために不可欠である。Rossiらの理論は「インパクト理論」と「プロセス理論」から成り、前者は成果がどのように生じるかの仮説、後者はサービス提供の流れや組織体制を示す。地域生活支援拠点やコーディネーターの役割はこのプロセス理論の「組織計画」に関係し、普遍的な支援要素の明確化が求められる。

3. 調査内容

(1) 精神科病院調査

調査票は、地域生活支援拠点、基幹相談支援事

業、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム等と連携した精神科病院における地域移行支援の実態、工夫や困難点を問う内容で構成する。

ただし、この項目はプログラム理論が描かれたのちに、その要素の実施状況を問うものとなるため、以下で具体的に挙げるのは、暫定の調査項目である。

①入院患者と地域移行に関する実態

令和7年6月30日時点における入院患者数、1年・5年以上の入院患者数、地域移行の実績、拠点コーディネータとつながっている人の数（アウトカム指標）。

②地域移行支援の内容

「効果のあがる退院促進支援プログラム」の効果的援助要素および「地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック」に記載される取り組みで、精神科病院に関する事項のうち、外部組織との連携を必要とする項目のチェックボックスを用い、実施／未実施の2段階回答とした（プロセス指標）。

③地域移行支援における連携の状況

地域移行支援において連携をとっている機関の情報を問う。

④地域移行支援における工夫と困難

自由記述により、長期入院者の地域移行支援における工夫と困難を、とくに地域生活支援拠点コーディネータ、および他機関との連携に焦点を当てて問う。

4. 分析

(1) 精神科病院調査

量的データは、記述統計および推測統計（プロセスとアウトカムの関連）により統計的に処理する。質的データには内容分析を用いる。固有名詞や個人等が特定される記述は、結果に影響しない範囲で抽象化する等により匿名化をはかる。

(2) プログラム理論の構築

有識者との半構造化面接で聴取した内容はメモとして記録し、その内容を踏まえ、プログラム理

論を質的帰納的に検討する。その際、既存「効果のあがる地域移行・地域定着支援プログラム」を参照し、精神科病院と地域支援事業所、行政が関与する組織、そこにおけるコーディネート機能に焦点を当てて作成する。

c. 研究結果

1. 精神科病院調査

2024年度は、プログラム理論の検討に留まったため、調査は実施に至らなかった。

2. プログラム理論

(1) インパクト理論

精神科病院からの地域移行において、地域生活支援拠点等の整備により目指すゴールは、ニーズを踏まえると、効果のあがる地域移行・地域定着支援プログラムのインパクト理論と同じものが描かれると考えられた。すなわち、プログラムにより、入院患者の地域生活への動機付け、医療機関・病棟スタッフの退院への意識向上、地域支援体制のネットワーク構築の3つが近位アウトカムに位置づき、それによる早期の退院実現が中位アウトカム、地域生活の維持・安定、および質の高い自立的な地域生活の実現を遠位アウトカムとした。

(2) プロセス理論

①サービス利用計画

精神科病院からの地域移行支援において、効果的なサービス利用計画は、入院初期から退院後の定着支援までを一貫して構成する必要がある。広報・啓発、退院意向の把握、動機付け、治療・退院計画、地域資源の活用、退院後の継続支援、自立支援プログラムまでが流れの中心となる。また、従来の長期入院者だけでなく、新規入院者が長期化しないよう、地域支援事業者と連携した早期介入の重要性も指摘された。

i) 入院前の状況の把握と共有を行うこと。

ii) 早期の退院を困難とさせる課題が確認された者に対しては、住居の課題、経済面の課題、家族

関係や退院後の身近なケア提供者に関する課題、身体合併症や高齢に伴う課題などを多面的に検討し、対応すること。

iii) 再発のリスクが高いと考えられる場合には、本人の希望を中心としたリカバリー志向（recovery oriented）の観点で、症状管理とリカバリー（IMR：Illness management and Recovery）や包括型地域生活支援プログラム（ACT：Assertive Community Treatment）、家族心理教育（FPE：Family psychoeducation）など、効果が実証されているプログラムを地域の支援システムの中に位置付けること。

これらは、2024年度の研究期間でその必要性が洗い出された段階であり、2025年度の研究において、その可視化に取り組む必要がある。

効果的な地域移行・定着支援プログラムには、病院・地域事業所・行政が連携し、それぞれの強みを活かした協働体制が不可欠である。精神科病院と地域支援事業所の双方にコーディネーターを配置し、入院中から地域定着までの各段階で役割を柔軟に担う体制が求められる。従来は地域側のみ配置されていたが、精神科病院内にもコーディネーターを置き、その役割を明確化・共有する必要がある。また、両者が連携し活動を統合する「場」の整備も重要であり、拠点コーディネーターが病院内のコーディネーターと積極的に協働するアプローチが求められる。

2024年度の検討では、精神科病院からの地域移行支援において、既存の地域生活支援拠点事業にとらわれず、効果的な支援プログラムの理論を参照しながら、old long-stay と new long-stay の両者に対応する支援の在り方を検討した。old long-stay には既存枠組みが概ね適用可能だが、病院内コーディネーターの役割明確化が課題である。一方、new long-stay 防止には既存プログラムの限界があり、IMR や ACT などの活用も視野に入れる必要がある。こうした検討を通じて、調査票設計に向けた重要な視点が得られた。

e. 結論

地域移行支援に関するプログラム理論の検討により、効果的な支援プログラムの構築が可能であることが示された。一方で、地域生活支援拠点事業は地域側に偏っており、精神科病院にもコーディネーターを配置し役割を明確化する必要がある。また、new long-stay 防止のための新規入院者支援も重要であり、調査票設計にはこれらの視点を反映する必要がある。

C. 総合考察

分担研究Ⅰ～Ⅲを総合して、以下を考察した。

1. 「緊急時」の定義と拠点コーディネーターの役割

今回の研究を通して、緊急時を「一人で家で過ごせない状態」と定義した。拠点コーディネーターの役割の一つである緊急時の対応は、「一人で家で過ごせない状態」の障害者に対して行うことを念頭に、平時から緊急時に対応する準備を相談支援専門員や障害福祉サービス事業者と連携して行うことや、障害福祉サービス未利用の潜在的な障害者で「一人で家で過ごせない状態」の人を自治体職員とともに掘り起こし、緊急時に対応できる準備をすることであるといえる。

2. 拠点コーディネーター配置に向けた方策

拠点コーディネーター未配置の自治体では、相談支援専門員が不足しており、自治体がセルフプランの減少を目標に計画相談の量を増やすことを優先するために、相談支援専門員への負荷が増していた。そのため、相談支援専門員が離職し、残った相談支援専門員の負荷がさらに増大するという、負のスパイラルに陥っていた。機能強化型（継続）サービス利用支援費ⅠまたはⅡの報酬を算定することもできないため、拠点機能強化事業所としての要件を満たすことができていなかった。

この状況を改善するためには、行政が主導して複数事業所による一体的な管理運営を進め、その

体制の中で機能強化型（継続）サービス利用支援費ⅠまたはⅡの報酬を算定し、事業所の収入を増やすことで、相談支援専門員増員のための経済的な条件を整えることが必要である。また、同じ事務所で複数事業所による一体的な管理運営を行うことができれば、「ひとり相談支援事業所」など、相談支援専門員の孤立を解消することにもつながり、基幹相談支援センターの併設が可能となれば、相談支援専門員に対する指導助言も直接行うことができ、質の向上にもつながる可能性がある。

機能強化型（継続）サービス利用支援費ⅠまたはⅡの算定は、拠点機能強化事業所の要件を満たすことにもつながるため、拠点コーディネーター配置に向けた条件を整える方策にもなる。

3. 島しょ部等の過疎地域における対応

島しょ部のみならず、人口減少により過疎となった地域においては、障害福祉に特化した仕組みをつくることは困難であり不効率でもある。障害者、高齢者、こどもなど、分野横断的な仕組みを構築することが求められる。重層的支援体制整備などの仕組みを活用した対応を模索する必要がある。

4. 地域移行を促進する中間支援の必要性

自治体では、地域生活支援拠点の整備が進む一方、地域移行支援への実質的関与やコーディネーターの配置は依然として限定的である。自治体や施設からは、コーディネーターに対し、情報提供、関係機関との調整、地域資源の開発、移行後の支援継続、制度の周知など多様な期待が寄せられている。しかし、これらの期待は自治体全体の制度的枠組みの中で共有・実装されるべきである。制度設計と現場実装の乖離を埋める中間支援機能の強化が不可欠である。自治体と施設の連携深化、支援体制の明確化、人材育成、実践知の共有を通じた持続可能な地域移行支援体制の構築が求められる。

精神科病院における地域移行支援の実態把握に

関する研究は、年度内のアンケート調査は未実施であったが、地域移行支援に関するプログラム理論の検討により、効果的な支援プログラムの構築が可能であることが示された。一方で、地域生活支援拠点等事業は地域側に偏っており、精神科病院にもコーディネーターを配置し役割を明確化する必要がある。また、new long-stay 防止のための新規入院者支援も重要であり、調査票設計にはこれらの視点を反映する必要があることが明らかとなった。

D. 結論

本研究の目的は、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる知識や技能を習得するための研修プログラム試案を開発することである。令和6年度の調査で得られた結果と考察に基づき、令和7年度の本研究において、懸案となっている精神科病院からの地域移行に関するアンケート調査を行うとともに、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる知識や技能を習得するための研修プログラム試案の開発につなげた。

【令和7年度の研究内容】

A. 研究目的

令和4年度障害者総合支援法等の見直しにおいて、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置づけるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等が設けられた。また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、拠点コーディネーターの人件費が個別給付の加算創設により対応された。

地域生活支援拠点等においては「緊急時」と「平時」についての定義や支援の実態について明確でないとの指摘もある。本研究では、地域生活支援拠点等に求められている機能である、「平時」からの支援ニーズの把握、「緊急時」の対応、地域移行に向けて入所施設や病院等との連携や支援内容、その標準的な支援内容の確立を目的とする。また、厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究（令和5年度）」において作成が進められているガイドブックを踏まえ、地域生活支援拠点等のコーディネーターに求められる知識や技能についての評価・分析を行った上で拠点コーディネーター研修プログラム試案を作成し、人材育成に向けた基礎資料等を取りまとめることを目的とする。

B. 研究方法

1. 研究班会議の設置

実務家、障害福祉関係団体、自治体職員による研究協力者の参画を得て、研究班会議を設置し、研究内容に関する助言と意見交換を行った。また、全員が参加できる会議日程の確保が難しい場合は2回に分けた分散開催とした。

(1) 研究協力者

(実務家)

伊藤佳世子（千葉市中央区障害者基幹相談支援センター）

今村登（特定非営利活動法人 DPI 日本会議）

岩上洋一（一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク）

加藤恵（半田市障害者相談支援センター）

小島一郎（特定非営利活動法人日本相談支援専門

員協会）

塩満創（鹿児島市障害者地域生活支援拠点ゆうかり）

高橋正佳（特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター）

玉虫信貴（埼玉北地区地域生活支援拠点「オリーブ」）

水流源彦（全国地域生活支援ネットワーク）

田島雅子（とこなめ障がい者相談支援センター）

丹羽彩文（社会福祉法人昴）

野口直樹（社会福祉法人高水福祉会・総合安心センターはるかぜ）

橋詰正（上小圏域障害者総合支援センター）
（自治体職員）

山元裕紀（常滑市福祉部福祉課障がいチーム）

瀧本遼（半田市福祉部地域福祉課）

長岡孝之（杉戸町福祉課 障がい福祉担当）

(2) 第1回研究班会議

1) 日程：令和7年7月22日・29日

2) 方法・場所：オンライン会議

3) 内容

①研究概要説明

②調査概要の説明

③研修プログラム内容案

④研修対象者の考え方

⑤今後の日程

研修プログラム案、研修対象者について意見交換した。

(3) 第2回研究班会議

1) 日程：令和7年10月27日

2) 方法：オンライン

3) 内容：

①座学研修の内容案説明

②対面研修の内容案説明

③意見交換

座学研修では、拠点コーディネーター加算について詳細に説明を加えること、対面研修においては、インタラクティブ・ティーチングの手法を活用し、座学とグループワークの内容が結合して理解され、実践に結びつくような内容にすることが話された。

(3) 第3回研究班会議

1) 日程：令和8年2月7日・18日

2) 方法：オンライン・対面

3) 内容：試行的研修の実施内容について総括的意見交換を行った。

(4) 第4回研究班会議

1) 日程：令和8年3月9日・20日

2) 方法：オンライン・対面

3) 内容

①試行的研修のアンケート調査結果報告

- ②デルファイ法調査の結果報告
- ③2年間を通しての総括的意見交換

2. 分担研究の課題

本研究は、次のように分担して行った。

- I. 拠点コーディネーター研修の講義資料及び研修動画作成（研究分担：曾根）
- II. 拠点コーディネーター養成対面研修プログラムの開発（研究分担：須江）
- III. 拠点等コーディネーター養成研修プログラム試案の評価（研究分担：北川）
- IV. 拠点コーディネーター養成研修プログラム試案のデルファイ法による内容的妥当性の検討（研究分担：大村）
- V. 人材育成研修試案のプログラム評価（研究分担：贄川）

I. 拠点コーディネーター養成研修プログラム試案及び講義資料、研修動画作成 研究代表者 曾根直樹

A. 研究内容

(1) 拠点コーディネーター養成研修プログラム試案の作成

令和5年度厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」で開発された

「地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック」の内容を踏まえ、研究会議において多機関を調整する役割を持つコーディネーターに求められる知識や技能についての評価・分析を行った結果、ガイドブックの内容についての妥当性が確認された。その上で、1年目において、拠点コーディネーターが未整備の自治体では人材不足や制度理解の課題があり、行政主導での体制強化が求められていることが明らかとなったため、拠点コーディネーターの養成のみならず、拠点コーディネーター配置の財源確保に必要な拠点機能強化加算を取得するための拠点機能強化事業所としての要件を満たすための方策について追加することとした。

また、相談支援事業所の複数事業所による一体的管理運営を行うための要点や、加算算定による報酬の増加による人材確保の可能性、そのための

行政の役割についても追加し、拠点コーディネーター配置を可能とする具体的な方策について内容に盛り込むこととした。

研究会議の議論の結果、社会実装可能な研修プログラムとするためには、障害福祉事業所職員が研修に参加するための時間的制約を考慮する必要があることが指摘された。そのため、知識研修については、研修動画を作成し、研修参加者に事前視聴してもらうこととした。また、動画視聴だけの知識研修のみでは拠点コーディネーターの配置が進まないと考えられたため、対面集合研修を併せて実施し、先進的な取り組みをしている拠点コーディネーターの話しを聞くことや、参加者同士で共通の課題に沿って意見交換することにより、研修を受講する拠点コーディネーターの現任者や候補者、自治体職員が、研修を受講した後、高いモチベーションで地域生活支援拠点等の運営に取り組めるようになることを目標とした。

(2) 講義資料、研修動画作成

事前視聴の知識研修用動画は、講義パワーポイントを解説する形で収録し編集して作成した。研究協力者に知識研修用動画を視聴してもらったところ、冒頭に拠点コーディネーターと連携して支援を行った経験がある障害福祉事業所職員や障害者の家族、地域住民、自治体職員から、「拠点コーディネーターがいてよかった」という実感を話す動画を挿入することで、研修効果が高まるのではないかという意見が出され、インタビュー動画を加えた。インタビュー対象者は、研究協力者に推薦を依頼し、事前の説明、動画出演について承諾を得て撮影し、動画編集後に本人に内容確認を依頼し承諾を得た。

合理的配慮を念頭に字幕を挿入し、動画で使用しているパワーポイントデータを電子媒体でダウンロード可能とし、情報アクセシビリティに配慮した。

(3) 作成期間

令和7年8月1日～令和8年2月5日

B. 研究結果

拠点コーディネーター養成研修プログラム試案の内容は、(図表1)の通りである。また、巻末に研修用パワーポイント及び字幕データを掲載し

た。研修動画は次のURL及びQRコードから視聴することができる。

(研修動画URL及びQRコード)

https://youtu.be/g2Ih_40F1kU



(図表1) 拠点コーディネーター養成研修プログラム試案

自治体との協働による地域生活支援拠点等コーディネーターの配置と役割		修得目標
1	地域生活支援拠点等とは	地域生活支援拠点等の概略を知る
2	拠点コーディネーターがいてよかった！(動画)	行政職員や障害福祉サービス事業の職員のインタビューから、拠点コーディネーターの存在の価値を感じる
3	地域生活支援拠点等の整備推進・機能強化と用語	拠点機能強化加算を理解するための基礎的な用語を理解する
4	拠点機能強化事業所の整備と拠点コーディネーターの配置に向けて 1) 拠点コーディネーターを配置するための加算の事業所の要件 2) 拠点コーディネーターの専従 3) 拠点コーディネーターの要件と業務 4) 拠点機能強化加算の算定 5) 加算の算定に関する市町村の関与 6) 連携会議の開催等について 7) 事業所の加算 8) 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順 9) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の活用 10) 都道府県の役割	拠点機能強化加算算定するための要件、拠点コーディネーターの要件と業務を理解する
5	指定特定相談支援事業所における機能強化型(継続)サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ取得に向けた複数事業所による一体的管理運営の促進に向けて 拠点コーディネーターが配置できない理由の第1位 相談支援専門員の孤独を解消するために何が出来るか 複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合 複数事業所による一体的管理運営による機能強化型(継続)サービス利用支援費ⅠまたはⅡを算定した場合の報酬の違い 人材を生み出す	拠点機能強化加算算定事業所の要件を満たすための、複数事業所による一体的管理運営について理解する
6	機能強化型(継続)サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ取得に向けた複数事業所による一体的管理運営を促進するための行政の役割 地域生活支援の連携体制強化は、基幹・拠点・協議会の3点セット	拠点機能強化加算算定事業所の要件を満たすための、複数事業所による一体的管理運営を進めるための自治体の役割を理解する
7	拠点コーディネーターの役割 1. 緊急事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応の例 2. 緊急時に備えた平時の役割 3. 緊急事態の相談・対応を拠点コーディネーターが一手に引き受けていると 4. 緊急事態対応を障害福祉サービス事業者で行える連携づくり	緊急時及び平時の拠点コーディネーターの役割を理解する
8	サービス未利用者の把握と市町村連携 障害福祉サービス未利用者の生活を行政が把握し拠点コーディネーターと連携サービスの支給決定を受けていない障害者等に対する対応 障害に応じた専門機関との連携	市町村と連携した障害福祉サービス未利用者の把握方法を理解する
9	緊急事態の対応と特別な配慮が必要な人の事前把握 (1) 医療的ケアが必要な人の把握 (2) 強度行動障害の状態にある人の把握 緊急事態への対応の工夫 (1) 緊急事態の共通相談受付票 (2) 緊急事態の利用に係るフローチャートの作成 (3) 個別の「緊急事態・災害時対応プラン」の活用 (4) 空室確保のための工夫 (5) メーリングリストによる拠点関係機関の空き状況の把握	緊急事態において特別な配慮が必要な障害のある人への対応及び緊急事態への対応の工夫を理解する
10	地域移行のための役割 市町村障害福祉計画と地域移行の目標人数 療養介護病棟からの地域移行 地域移行等意向確認担当者との連携 ピアサポーターと相談支援事業所との連携促進	拠点コーディネーターの地域移行に関する役割を理解する
11	地域移行のための自治体の役割 施設入所者に対する地域移行の意向把握 精神科病院に長期入院している人の退院意向の把握 家族と同居した生活やグループホームから独立した生活への移行支援 グループホームからの一人暮らし等意向の把握 家族が介護を担っている在宅障害者等に対する、現在及び将来の暮らし計画の作成 施設入所待機者の把握とグループホーム等利用意向の把握 障害福祉計画の目標達成と地域生活支援拠点等の活用	拠点コーディネーターと連携した地域移行のための自治体の役割を理解する
12	共同事業体(JV)方式による広域連携の工夫 複数法人で拠点を担う場合の指揮命令の整理	複数事業所による一体的管理運営のための工夫を知る
13	専門的人材の確保・養成等 専門的人材の確保・養成等 「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」の実施	拠点コーディネーターの専門的人材の確保・養成について理解する
14	座談会 ○ 事業実施前のプロセス・物語 ○ 自分の地域独自の取り組み ○ 緊急時対応ができる事業所の人材育成 ○ 拠点コーディネーターと共働すると加算が付く仕組みをうまく活用する ○ 地域をチームにする仕掛け ○ 入所施設職員に、地域生活のリスクを許容し安心してもらう	拠点コーディネーターの複数の実践家の話を直接聞くことで、拠点コーディネーター配置に向けての意欲を高める
15	グループワーク ○ 座談会を聞いての感想を分かち合う ○ アクションプランの作成(3ヶ月後の自己評価)	拠点コーディネーターの配置に向けて、研修参加者がグループで話し合い、地域に応じた計画を作成し、実現に結びつけることができる

II. 拠点コーディネーター養成対面研修プログラムの開発

研究分担者 須江泰子

A. 研究方法

令和4年度の法改正で地域生活支援拠点等が法的に位置づけられ、市町村には整備の努力義務が課された。令和6年度報酬改定では拠点コーディネーター配置加算が新設され、制度整備が進む一方、平時支援・緊急対応・地域移行支援などの具体的実践モデルは未整理である。令和5年度の厚生労働省ではガイドブックが作成され、必要な知識・技能が整理されたが、協働を通じた実践知は暗黙知化しやすく、講義中心の研修では習得が難しい。

そこで本研究は、既存知見を人材育成へつなぐため、座談会や演習を中心としたワークショップ型研修プログラムを開発・試行した。本報告はその構造や進行方法、設計意図を示し、今後の展開と改善に資する基礎資料を提示することを目的とする。

B. 研究方法

1. 研究デザイン

本研究は、地域生活支援拠点等におけるコーディネーター養成を目的に研修プログラムを開発し、試行実施を通じて構成上の特徴と運営課題を明らかにする実践開発研究である。

2. 研修プログラムの設計

設計にあたっては、令和5年度厚生労働科学研究で整理された役割・知識・技能を基盤とし、委員会での議論を踏まえて内容を構成した。制度知識だけでは習得が難しい実践知の共有と、参加者自身による知識の再構成を重視し、事前学習と対面研修を組み合わせたブレンディッド型とした。

3. 研修の構成

- (1) 事前学習：90分の動画視聴により、先行実践の紹介とコーディネーターの配置・役割に関する講義を行った。
- (2) 対面研修：180分の集合研修を実施し、実践

者による座談会と演習を中心に、対話・説明・振り返りを通じて学びを实践へつなげる構成とした。

4. 参加者

対象は相談支援専門員、基幹相談支援センター職員、コーディネーター、自治体職員等とし、委員会を通じた機縁法で募集した。定員は30名とし、詳細属性や効果評価は別研究で整理している。

5. モデル研修実施日

令和8年2月7日。

6. データ収集および検討方法

研究班および委員会メンバーが研修に陪席し、参加者の反応やグループワークの進行、運営課題を観察した。事前学習後の質問や演習での議論も分析し、研修構成や改善点の検討に活用した。終了後には委員会でフィードバックを得て、構造的特徴と運営課題を整理した。

7. 倫理的配慮

本研究は日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認を得て実施し、参加者には目的と取り扱いを説明し、自由意思による参加であることを明示した（承認番号：25-0902）。

C. 研究結果

1. 研修設計の基本方針

本研修は、コーディネーターに求められる制度知識と役割理解を基盤とし、実践者の経験知を共有することで参加者が自地域の実践へつなげられるよう設計した。ガイドブックによる基礎知識に加え、講義では伝わりにくい判断や工夫を学ぶため、①実践意欲の喚起、②能動的学習の促進、③参加者ニーズとの接続、④教育手法の援用を基本方針とした。特に、仲間の存在を実感できる先行実践の共有、対話・説明を通じた学習、地域状況に応じた課題設定、インタラクティブ・ティーチングやジグソー法の活用を重視した。

2. モデル研修の全体構成

研修負担に配慮しつつ、事前学習と対面研修を

組み合わせたブレンディッド型とした。

(1) 事前学習では、①先行地域の関係者が連携経験を語る動画を視聴し、コーディネーターの価値を具体的に理解すること、②配置と役割に関する講義動画を視聴し、質問や座談会テーマを収集して対面研修に反映した。

(2) 対面研修は、①事前学習の振り返り、②実践者による座談会、③「わがまち・わが地域のこれから」を考える演習（アクションプラン作成）の3部構成とした。

3. 座談会による実践知の共有

(1) 目的は、制度では捉えにくい実践知を可視化し、自地域での応用につながる素材を得ることである。

(2) 構成は、実践経験豊富な3名が登壇し、事前質問をもとにインタビュー形式で進行。参加者のリフレクションと登壇者の再応答を組み込み、双方向的な知識構築を促した。

(3) 共有された実践知として、

ア. 運営面では、多機能型と面的整備型の違い、緊急時に機能する関係性の平時からの構築、基幹との役割分担、加算を予防的支援も含む地域体制整備として捉える視点が示された。

イ. 連携面では、基幹・拠点・協議会の連携サイクル、困難事例を起点とした関係構築、同行支援による信頼形成などが共有された。

ウ. 予防的支援として、状態が不安定な時期は自立生活援助で集中的に関係を築き、安定後は地域定着支援へ移行するなど、支援密度を調整する実践が共有された。また、強度行動障害や医療的ケアについては人数把握にとどまらず、困りごとや支援側の課題、資源不足を捉える質的アセスメントの重要性が示された。さらに、事業所へ出向き将来の暮らしを共に考える出前型支援により、緊急事態の兆候を早期に把握する実践も紹介された。

エ. コーディネーターは単なる調整役ではなく、地域ネットワークを維持し続ける継続的な調整

機能を担う存在と位置づけられた。緊急事例の分析を通じて予防的支援の有効性を検証する

「平時の評価」が重要であり、相談員の安心感も成果指標となる。また、関係性を毎年つなぎ直す「油を差し続ける」役割、当事者が意識せずとも支援が機能する“黒子”としての存在意義が語られた。

4. 演習に向けたグループ編成と自己目標の明確化

参加者は、配置方法、活動活性化、未整備地域での取り組みの3テーマから関心に応じて選択し、Google フォームで回答した内容をもとにグループを編成した。受動的割当ではなく自ら選ぶ方式とし、地域課題と研修内容を結びつける姿勢を促した。また、所属・名前・参加理由・研修終了時の到達目標を記したネームテントを作成し、学習目標を常に意識できるよう工夫した。

5. 演習プログラムの構成と意図

演習は、得た知識や実践知を自地域の課題に引き寄せ、実践行動へ転換することを目的とした。設計では、①自地域への接続、②説明を通じた知識再構成、③実践への移行を重視した。進行は協同学習の考え方を取り入れ、①テーマ別課題整理、②異テーマ間の知識共有、③アクションプランの統合、④個別の「明日からの一歩」の作成という4段階で構成した。対話を促すため、「敬意をもって、忌憚なく、建設的に」をグランドルールとして共有した。

D. 考察

本研究は、事前学習・座談会・演習を組み合わせたワークショップ型研修を開発し、その構造と設計意図を整理した。特徴は、制度知識だけでなく、実践者の暗黙知を可視化し、参加者が自地域の課題に引き寄せて再構成できる学習構造を設計した点にある。座談会では、整備形態ごとの運用、基幹との役割分担、予防的支援、ネットワーク維持など、講義では得にくい実践知が共有され、双方向的な対話により参加者の課題意識と結

びつけて理解を深める機会となった。演習では、地域課題の整理、異テーマ間の知識共有、個別アクションプラン作成を通じて、学びを実践へ転換する構造を設けた。一方、参加テーマの偏りによる知識交換の不均衡や、地域状況の差異に応じた研修設計の必要性が課題として示された。今後は効果評価の知見を踏まえ、より実効性の高い養成プログラムへの改善が求められる。

E. 結論

本研究では、拠点コーディネーター養成を目的に、事前学習・座談会・演習を組み合わせたワークショップ型研修を開発し試行した。制度知識に加え、実践者の経験に基づく実践知の共有、参加者同士の対話と知識再構成を通じ、自地域での実践につながる学習構造を構築した点が特徴である。特に、座談会による実践知の可視化と、アクションプラン作成を含む演習は、地域課題を言語化し多機関と協働を形成する力の育成を意図したものである。本報告では研修の構造と設計意図を整理し、他地域での活用可能性を示した。今後は効果評価の知見を踏まえ、より実効性の高い人材育成モデルとして検討を深める必要がある。

Ⅲ. 拠点等コーディネーター養成研修プログラム試案の評価

研究分担者 北川 進

A. 研究目的

本研究は、拠点コーディネーター養成研修プログラム試案に基づくモデル研修を実施し、その効果を測定することを目的とした。制度知識の習得だけでなく、実践知の共有や参加者同士の学び合いを通じて、研修プログラムの有効性を検証する点に特徴がある。

B. 研究方法

1. 調査対象と方法

委員会を通じて自治体職員・事業所職員など26名を募集し、研修後にWEBフォームでアンケートを実施した。任意協力を得た24名から4件

法による回答を収集し、統計処理と自由記述の質的分析を行った。

2. 質問項目

質問は、①座談会による理解促進、②課題に応じたグループ選択による意欲向上、③課題整理とアクションプラン作成による実践意欲向上、④他グループの内容共有による意欲向上、⑤自由記述の5項目で構成した。

3. 調査実施日

令和8年2月7日。

4. 倫理的配慮

本研究は日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号：25-0902）。

C. 研究結果

全質問で9割以上が肯定的評価を示し、研修の有効性が確認された。

質問1：座談会による理解促進

87.5%が「役立った」と回答。

自由記述では、拠点の役割理解の深化、実践イメージの明確化、他地域との比較による気づきなどが挙げられた。

質問2：グループ選択による意欲向上

91.6%が肯定的回答。

事前学習→講義→座談会の流れが理解を深め、現実的な情報交換が可能になったとの意見が多かった。

質問3：課題整理・アクションプランによる意欲向上

91.7%が肯定的回答。

ラウンド形式で視点が広がり、実践への前向きな姿勢が生まれた一方、時間不足やテーマの幅広さが課題として指摘された。

質問4：他グループの内容共有による意欲向上

95.8%が肯定的回答。

自地域の強み・課題の再確認につながったが、深い議論には時間が不足したとの声もあった。

質問5：自由記述

地域差を踏まえた議論設計、行政・基幹・委託相談の協働研修、地域診断ツールの必要性、緊急予防の実践例の有用性などが挙げられた。

D. 考察

1. 研修の成果

事前学習から対談、グループワーク、共有までの一連の流れが相互に補完し、役割理解と実践意欲の双方が向上した。特に、他地域の実践との比較や仲間との交流は、心理的安心感と前向きな姿勢を生み、学習効果を高めた。

2. 研修運営の評価

段階的な構成が理解促進に寄与し、他地域の担当者との交流が実務イメージの具体化に役立った。グループ分けも概ね適切で、議論の活性化につながった。

3. 課題・改善点

地域差や事前情報不足により議論が深まりにくい場面があり、時間不足も課題となった。また、拠点未実施地域では実践イメージが持ちにくいなど、参加者の状況に応じた支援が必要である。

4. 制度・体制に関する指摘

コーディネーターの専門性に見合う処遇の不足、緊急対応体制の脆弱さ、地域定着支援の報酬体系の課題など、制度基盤の改善が求められていることが明らかとなった。

5. 今後の研修・支援への提案

地域診断ツールを用いたグループ分け、行政・基幹・委託相談の協働研修、事前情報共有の強化、アクションプランのフォローアップ、継続的なネットワーク形成など、研修の質を高める具体的提案が示された。

E. 結論

本研修は、拠点およびコーディネーターの役割理解を深め、実践意欲を高めるうえで有効であった。一方で、地域差や時間的制約、事前情報不足などの課題も明らかとなり、研修設計の改善余地が示された。制度・体制面の課題や協働研修の必要性も指摘されており、今後はこれらの知見を踏

まえ、より実効性の高い人材育成モデルの構築が求められる。

IV. 拠点コーディネーター養成研修プログラム試案のデルファイ法による内容的妥当性の検討

研究分担者 大村美保

A. 研究目的

我が国の障害福祉政策は、施設から地域への移行と地域生活の継続支援を重視する方向へ転換してきた。地域生活支援拠点等は、地域移行の推進、重度化・高齢化、親亡き後への備えを支える地域体制として整備が進められ、2022年の法改正で市町村の努力義務として位置づけられた。しかし、緊急時対応の定義や平時支援の内容、地域移行に向けた連携のあり方は地域差が大きい。これらの機能を実効的に発揮するためには、ネットワーク運営や総合調整を担う拠点コーディネーターの配置と育成が不可欠である。2024年度報酬改定で配置が評価対象となり、標準的業務や育成方針の整備が急務となった。研究代表者らは研修プログラム試案を作成しており、本研究ではその研修項目の内容的妥当性を、自治体職員・基幹相談支援センター職員・拠点コーディネーター等の多様な専門家の知見をデルファイ法により集約し、必要度の合意形成を通じて検証することを目的とした。

B. 研究方法

本研究はデルファイ法を用いたウェブ調査として実施した。デルファイ法は匿名性と反復性を特徴とし、専門家の意見を段階的に収束させることで教育内容の妥当性検証に適している。調査対象は、実績の高い18自治体を通じて募集し、自治体職員、拠点コーディネーター、拠点実施主体の管理者、基幹相談支援センター職員など、地域生活支援拠点の実情に精通した者を含めた。

調査は2026年3月に2回実施し、第1回は自治体経由でURLを配布、第2回は第1回回答者に個別メールで依頼した。第2回調査では、第1

回の回答分布や自由記述をフィードバックとして提示し、再評価を求めた。評価は7段階尺度で行い、分析は第1・2回の両方に回答した19名を対象に中央値・IQRを算出し、前後比較にウィルコクソン符号付順位検定、脱落バイアス検討にマン・ホイットニーU検定を用いた。自由記述は質的帰納的分析を行った。研究は筑波大学倫理審査の承認を得て実施した。

C. 研究結果

第2回調査では、15項目中14項目で中央値7、1項目で中央値6となり、全体として必要度は高く評価された。IQRは14項目で1以下と小さく、専門家間の合意形成が確認された。一方、「共同事業体（JV）方式による広域連携」はIQR2とばらつきが大きかった。

第1回と第2回の比較では、全項目で中央値が維持または上昇し、必要度評価が高まる傾向が示された。有意差が認められたのは「グループワーク」のみであり、他項目は初回から評価が安定していたと考えられる。また、脱落者と継続回答者の間に有意差はなく、脱落バイアスは確認されなかった。

自由記述では、拠点コーディネーターの役割理解、基幹相談支援センターとの役割整理、多機関連携の重要性、事例共有や参加型研修へのニーズ、自治体間の運用差、制度運用上の課題などが示された。第2回では、フィードバックの有用性や研修内容の実践的価値、継続的学習機会の必要性が指摘された。

D. 考察

本研究では、研修項目の必要度について高い合意が得られ、研修プログラム試案の妥当性が示された。特に、14項目で中央値7・IQR1以下であったことは、専門家間の認識が収束していることを示す。一方、JV方式に関する評価のばらつきは、地域特性による必要度の違いを反映していると考えられる。拠点コーディネーターは広域連携

や他自治体への助言を担う可能性があるため、地域差を踏まえつつ広域的視点を育む研修内容として位置づけることが適切である。

また、自由記述からは、役割の曖昧さや運用のばらつきが研修ニーズの背景にあることが示され、参加型・実践型研修の必要性、自治体間の知見共有の重要性が明らかとなった。拠点機能の実効性を高めるには、コーディネーターのみならず自治体職員を含めた共通理解の形成が不可欠である。以上より、研修プログラムは個人の能力向上に加え、自治体間ネットワーク形成を促進する役割も担うべきである。

E. 結論

デルファイ法により、研修プログラム試案に含まれる15項目の内容的妥当性が検証され、多くの項目で高い必要度と合意が確認された。自由記述からは、実践的・参加型研修の重要性、自治体間の知見共有、関係者間の共通理解の必要性が示された。以上より、本研修プログラム試案は拠点コーディネーターの人材養成に資する内容として概ね妥当であり、今後は地域特性を踏まえた運用と継続的改善が求められる。

V. 人材育成研修試案のプログラム評価

研究分担者 費川信幸

A. 研究目的

本分担研究は、試行的に作成された拠点コーディネーター養成研修プログラム（モデル研修）の効果を、研修参加者の知識および自信度の変化に焦点を当てて検証することを目的とした。

B. 研究方法

1) 調査方法

研修会参加者（n=26）に対し、研修会参加前（事前）と参加後（事後）の2時点で自己回答式調査を行った。事前調査は、参加申込者に回答用のGoogleフォームのURLをメールで送付し、事前課題に取り組む前に回答を求めた。事後調査は、

モデル研修終了時に参加者に配布し、研修終了後1週間以内に回答のうえ郵返送を求めた。

参加者にはIDを割り当て、前後の回答を関連付けた。事前調査では、回答時に割り当てられたIDの入力欄を設けた。事後調査では、予め調査票に対応するIDを記入したものを配布した。

2) 調査項目

(1) 知識

厚生労働省の通知「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」および「地域生活支援拠点等の整備推進及び機能強化について」で示された用語を項目に挙げた。全19項目で構成され、各項目に「聞いたことがない」(1点)、「聞いたことはあるがよく分からない」(2点)、「何となく知っている」(3点)、「よく知っている」(4点)で、択一式で回答を求めた。得点が高いほど、通知で示される用語について理解していることを表す。

(2) 自信度

地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割を項目に挙げた。全5項目で構成され、各項目に「まったく自信がない」(1点)、「あまり自信がない」(2点)、「ある程度自信がある」(3点)、「とても自信がある」(4点)で、択一式で回答を求めた。得点が高いほど、コーディネーターに求められる役割に取り組む自信が高いことを表す。

加えて、今後、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターとして活動していくことに対する全般的な自信度を1項目設定した。同様の4段階で、択一式で回答を求めた。研修会参加後の調査では、選択した理由を自由記述式で回答を求めた。

(3) モデル研修に参加して得たこと

モデル研修に参加して得られたことについて、自由記述式で回答を求めた(参加後のみ)

(4) 基本属性

回答者の基本属性(年齢、現在コーディネーターであるか、コーディネーターである場合の経験

年数、障害福祉領域における職務経験年数)の回答を求めた(参加前のみ)

3) 分析

各回答の記述統計(頻度および平均±標準偏差)を算出した。知識の19項目と自信度の5項目は、各項目の回答に加え、知識および自信度それぞれの合計得点も算出した。合計得点は、それぞれを構成する項目の得点の総和を、構成する項目数で除して算出した。

各項目および合計得点は、前後の変化をWilcoxonの符号付順位検定により分析した。また、変化の効果量(r)を算出した。

なお、モデル研修には、既にコーディネーターとして活動経験のある者も参加した。そこで、以上の分析は、全参加者のデータに加え、コーディネーターではない者、コーディネーターとして活動している者に分けた分析も行った。

C. 研究結果

モデル研修参加者26名のうち、25名から前後の回答を得た(回収率=96.2%)25名のうち、既にコーディネーターとして活動している者は9名、コーディネーターではない者は16名であった

1) 全参加者の回答

(1) 全参加者の知識

Wilcoxonの符号付順位検定の結果、全ての項目および合計得点が有意であり、研修会後の知識得点が高かった、全ての項目および合計得点で、効果量(r)は0.50より大きい値を示した。

2) 全参加者の自信度

Wilcoxonの符号付順位検定の結果、「2. 平時の対応」を除く全ての項目および合計得点が有意であり、研修会後の自信度が高かった。

3) コーディネーターではない参加者の回答

(1) コーディネーターではない参加者の知識

Wilcoxonの符号付順位検定の結果、全ての項目および合計得点が有意であり、研修会後の知識得点が高かった、全ての項目および合計得点で、効果量(r)は0.50より大きい値を示した。

2) コーディネーターではない参加者の自信度

Wilcoxon の符号付順位検定の結果、「4. サービス未利用者の把握」「5. 緊急事態の対応に特別な配慮は必要な人の事前把握」と、合計得点および「拠点コーディネーターとして活動することに対する全般的な自信度」が有意で、研修会後の自信度が高かった。

3) コーディネーター参加者の回答

(1) コーディネーター参加者の知識

Wilcoxon の符号付順位検定の結果、「5. 拠点関係機関」「7. 地域生活障害者等」「8. 緊急事態」「9. 動機づけ支援」「12. 拠点コーディネーターの要件」「17. 事業所の加算」「19. 都道府県の役割」および合計得点が有意であり、研修会後の知識得点が高かった。全ての項目および合計得点が有意であり、研修会後の知識得点が高かった。

(2) コーディネーター参加者の自信度

Wilcoxon の符号付順位検定の結果、「4. サービス未利用者の把握」と合計得点が有意であり、研修会後の得点が高かった。

D. 考察

1) コーディネーターである者に対する研修効果

既にコーディネーターとして活動している参加者は知識・自信度ともに高く、研修前後で大きな変化は限られたが、合計得点は有意に向上し、モデル研修の効果が確認された。特に「地域生活障害者等」「都道府県の役割」は半数以上が十分理解しておらず、研修後に理解が大きく改善した点は、現任者にとっても研修の意義を示す結果となった。自信度では「サービス未利用者の把握」と「緊急事態で特別な配慮が必要な人の事前把握」が低かったが、前者のみ向上し、後者は変化がなかった。限られた時間の養成研修では扱いきれない内容もあり、現任者のニーズに応じた追加研修の必要性が示唆された。

2) コーディネーターではない参加者に対する研修効果

すべての知識項目で有意差が得られたことから、

モデル研修は新任コーディネーターの基礎知識習得に有効であり、厚労省通知で示される用語理解に沿った妥当な設計であると示された。一方、「都道府県の役割」は研修後も理解度が低く、現任・新任を問わず追加的な補強が必要と考えられた。自信度についても「平時の対応」を除き有意に向上し、研修が自信形成に寄与したといえる。「平時の対応」に変化がなかったのは、参加者の元々の自信の高さや、研修側と回答者側で想定する「平時」の場面が一致していなかった可能性がある。また、今回の参加者は意欲的な層に偏った可能性があり、多様な参加者を対象とする際には、平時対応に不安を抱く者のニーズに応じた内容の検討が必要と示唆された。

E. 結論

本研究は、モデル研修参加前と、参加直後の2時点の縦断デザインにより、参加者の知識と自信の観点から効果を検証した。バイアスや調査設計上の課題はあるものの、試行的に作成・実施したモデル研修は、拠点コーディネーターの養成において、一定程度の有効性を示した。

VI. 総合考察

本研究の分担研究Ⅰ・Ⅱで作成した拠点コーディネーター養成研修プログラム試案及び講義資料、研修動画、対面研修プログラムは、分担研究Ⅲ～Ⅴの結果により内容の妥当性が評価された。

分担研究Ⅲでは、事前学習から対談・グループワーク・共有までの流れが理解と実践意欲を高め、他地域との比較や交流が心理的安心感を生んだ。運営面では段階的構成や交流が有効だったことが認められた。

分担研究Ⅳでは、研修項目が専門家間で高い必要度の合意が得られ、研修プログラム試案の妥当性が確認された。拠点事業のJV方式のみ地域差による評価のばらつきがみられたが、広域的視点を育む内容として位置づける意義が示された。自由記述からは役割の曖昧さや運用差が研修ニーズ

の背景にあり、参加型研修や自治体間の知見共有、関係者全体での共通理解形成の重要性が明らかとなった。

分担研究Vでは、コーディネーターとして活動するうえで必要な知識と自信度を問う参加者による自己回答式調査で検証した結果、研修会前後で、知識および自信度の有意な向上、および大きな効果量が認められた。既にコーディネーターとして活動する者、及びコーディネーターではない者に分けた分析からも同様の結果が認められた。コーディネーターとして活動する者に対しても一定の有効性があると考えられると同時に、その経験に基づくニーズに対応した研修が別に必要であることが示唆された。

一方、地域差や事前情報不足、時間不足について研修課題として示され、地域診断ツールの活用、協働研修、情報共有強化、フォローアップ体制などの改善を求める意見もあった。また、研修プログラムにおいて、個人の能力向上に加え、自治体間ネットワーク形成を促進する役割も担うことも求められる。

VII. 結論

研修プログラム試案の内容に、拠点コーディネーター配置の財源確保に必要な拠点機能強化加算を取得するための拠点機能強化事業所としての要件を満たすための方策について追加したことにより、今後の地域生活支援拠点等のコーディネーター配置及び人材の養成にとって、より実践的な研修プログラムを作成することができた。

令和8年度障害者総合福祉推進事業では、「地域生活支援拠点等における機能の評価指標及び拠点コーディネーターの養成に係る調査研究」が指定課題に盛り込まれ、想定される事業の手法・内容では、「R6-7 厚生労働科学研究『地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究』の成果をもとに、検討委員会及びワーキンググル

ープで研修カリキュラムやシラバス、教材等の案を作成して拠点コーディネーターのモデル研修を実施。モデル研修実施後に内容を調整してカリキュラムやシラバス、教材を完成させる」と、本研究事業の成果の活用が示された。

本研究の成果が、令和8年度以降、全国の地域生活支援拠点等コーディネーターの養成研修として活用されることが見込まれる。

【参考文献】

- (1) 曾根直樹・須江泰子・大村美保 (2023) : 令和5年度厚生労働科学研究報告書「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/169735> (最終閲覧日: 2025年5月10日)
- (2) みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 (2021) : 令和4年度障害者総合福祉推進事業報告書「地域生活支援拠点等の運営実態の検証と効果的な機能の評価指標の開発」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963531.pdf> (最終閲覧日: 2025年5月10日)

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

自治体との協働による 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置と役割

地域生活支援拠点等とは

令和7年度厚生労働科学研究費補助金
「地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究」

地域生活支援拠点等の整備について

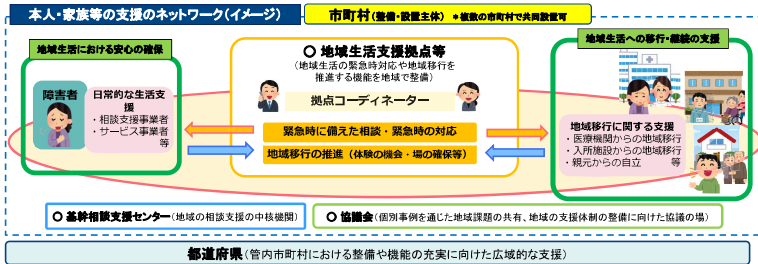
障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、そのための相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

拠点コーディネーターがいてよかった！



地域生活支援拠点等の整備推進・機能強化と用語

地域生活支援拠点等の整備推進・機能強化と用語について

2024(令和6)年4月1日から障害者総合支援法に地域生活支援拠点等を位置づけたことに伴い、同年の障害福祉サービス等報酬改定において、厚生労働省では「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」(P.46参考資料3)、「地域生活支援拠点等の整備推進及び機能強化について」(P.50参考資料4)という2つの通知を发出し、地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能の強化に関する対応を示しました。通知では、地域生活支援拠点等に関する用語が示されました。本研修では、2つの通知で示された用語を基本に、以下の用語を使用することとします。

- (1)拠点コーディネーター
拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担う地域生活支援拠点に配属されたコーディネーター。
- (2)拠点機能強化サービス
計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスの総称。
- (3)拠点機能強化事業所
市町村が拠点コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等として位置づけている事業所。

(4) 拠点事業所(※)

本研修では、障害福祉サービス事業所等が、運営規定に定めた上で市町村に地域生活支援拠点等の届出を行い、市町村から地域生活支援拠点等の事業所として認められた事業所を、「拠点関係機関」と区別するために「拠点事業所」と呼ぶこととします(※)。

(5) 拠点関係機関

地域生活支援拠点等と連携して、障害者等が地域で安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターなどの関係機関。

(6) 連携担当者

拠点事業所と拠点関係機関との間で平時から情報連携を整えるため、拠点事業所に連携担当者を1名以上配置する。それにより、報酬改定で新設された緊急事態受入加算や、地域生活支援拠点等の既存の加算を算定する要件となる(ただし、連携担当者は事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市町村や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りる)。

(7) 地域生活障害者等

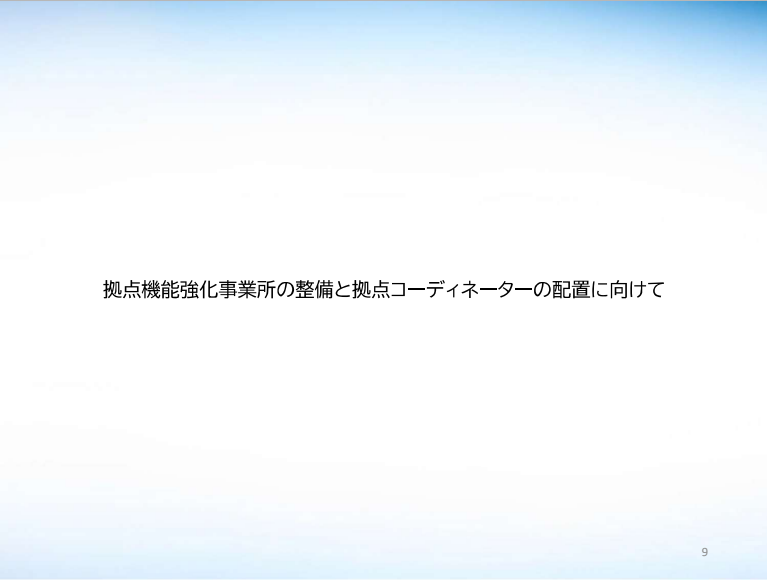
地域で生活する障害者等(障害者及び障害児)及び地域生活に移行することを希望する障害者等。

(8) 緊急事態

障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う人の障害、疾病等のため障害のある本人の支援が見込めない事態等。

(9) 動機付け支援

障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等を行う支援。



拠点機能強化事業所の整備と拠点コーディネーターの配置に向けて

1. 拠点機能強化加算の創設

2024(令和6)年度障害福祉サービス等報酬改定で、地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置する加算(拠点機能強化加算)を創設。

2. 経過措置

拠点コーディネーターの person 費等に関する地域生活支援事業については、地域生活支援拠点等機能強化加算の算定要件を満たす体制整備までの間に限り、地域生活支援事業の補助対象とする経過措置。

1) 拠点コーディネーターを配置するための加算の事業所の要件

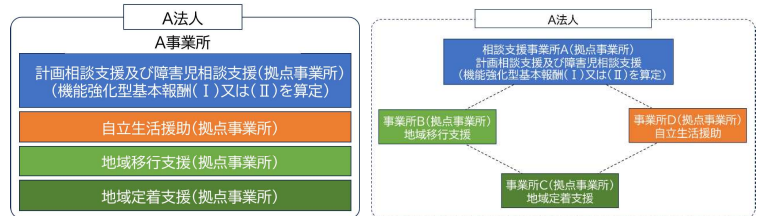
① 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定

- ・自立生活援助
 - ・地域移行支援
 - ・地域定着支援
- を同一の事業所で一体的に運営
または、相互に連携して運営

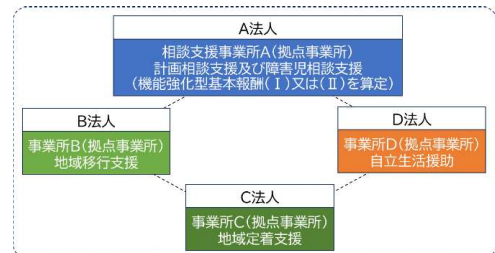
② 拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置

③ 当該事業所を市町村が地域生活支援拠点等として位置づけている

【同一の事業所(法人)で一体的に運営】



【相互に連携して運営】



2) 拠点コーディネーターの専従

拠点コーディネーターは、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならない

ただし、緊急事態における支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができる

13

3) 拠点コーディネーターの要件と業務

(イ) 拠点コーディネーターの要件等
以下のいずれかの要件を満たすものとして市町村長が認めた者

- ① (自立支援)協議会への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

14

(ウ) 拠点コーディネーターの業務

市町村とともに、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、以下の業務を行う。

① 事前把握と緊急時の対応

- ・基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の相談支援体制を構築
- ・緊急事態の支援が見込めない世帯の事前把握、登録、常時の連絡体制確保
- ・障害者自身や障害者の介護を行う家族等の障害、疾病による緊急事態に
- ・必要なサービスのコーディネートや相談等の支援

② 緊急時受け入れ体制の確保

- ・短期入所事業所や通所事業所等との連携体制の構築
- ・常時の緊急受入体制等を確保
- ・緊急事態における受入れの調整や医療機関、関係機関(児相、生活困窮、居住支援協議会、高齢、女性等)への連絡等の対応

③ 地域移行の支援

- ・一般・特定相談支援事業、障害者支援施設、精神科病院等との連携体制構築
- ・障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者、精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報共有
- ・障害福祉サービスの体験利用の支援
- ・その他の地域生活への移行に向けた支援の調整

④ その他地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割

15

4) 拠点機能強化加算の算定

- ・拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定可能
- ・相互に連携して運営する拠点機能強化事業所は、1月に1回以上、拠点機能強化事業所の連携会議において、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと

【加算の算定パターン①】

1つの法人が拠点機能強化事業のすべてを行い、加算を算定するパターン

拠点機能強化事業所		
拠点コーディネーター配置		
A法人	計画相談支援及び障害児相談支援(拠点事業所) (機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定)	加算月50件
	自立生活援助(拠点事業所)	加算月20件
	地域移行支援(拠点事業所)	加算月10件
	地域定着支援(拠点事業所)	加算月20件

16

【加算の算定パターン②】

複数の法人が拠点機能強化事業を相互に連携して運営し、複数の法人が加算を算定するパターン

拠点機能強化事業所		
拠点コーディネーター配置		
A法人	計画相談支援及び障害児相談支援(拠点事業所) (機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定)	加算月50件
	自立生活援助(拠点事業所)	加算月20件
B法人	地域移行支援(拠点事業所)	加算月10件
	地域定着支援(拠点事業所)	加算月20件

強化加算分を支払う
B法人からA法人に拠点機能

※B法人が請求した障害福祉サービスの本体報酬はB法人の収入となり、拠点コーディネーターの人件費等に充てられる拠点機能強化加算分のみA法人に支払うため、B法人の収入が減る訳ではない点に留意

※ 複数の法人によって、相互に連携して拠点機能強化事業所を運営する場合、拠点コーディネーターを配置しない拠点機能強化事業所を運営する法人が社会福祉法人であった場合においても、対価性があることから、拠点コーディネーターに関する経費を支払うことは可能となっています。

17

5) 加算の算定に関する市町村の関与

市町村は、拠点関係機関等とともに**拠点コーディネーターの役割の確認や人員配置体制、費用負担の検討**等を行う

市町村は、拠点コーディネーターの配置事業所等の選定に当たっては、効果的な支援の連携体制を構築するための**業務を適切に実施できると認められる事業所の選定や拠点コーディネーターの配置、拠点関係機関間の分担等**に積極的に関与する

18

事業所名		1 地域生活支援センター		2 介護		3 福祉		4 福祉	
1	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
2	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
3	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
4	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
5	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
6	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
7	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
8	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
9	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
10	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
11	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
12	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
13	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
14	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
15	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
16	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
17	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
18	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
19	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
20	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
21	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
22	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
23	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
24	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
25	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
26	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
27	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
28	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
29	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
30	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
31	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
32	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
33	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
34	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
35	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
36	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
37	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
38	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
39	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
40	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
41	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
42	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
43	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
44	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
45	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
46	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
47	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
48	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
49	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
50	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
51	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
52	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
53	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
54	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
55	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
56	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
57	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
58	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
59	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
60	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
61	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
62	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
63	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
64	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
65	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
66	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
67	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
68	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
69	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
70	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
71	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
72	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
73	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
74	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
75	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
76	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
77	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
78	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
79	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
80	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
81	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
82	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
83	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
84	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
85	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
86	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
87	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
88	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
89	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
90	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
91	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
92	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
93	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
94	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
95	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
96	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
97	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
98	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
99	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8
100	事業所名	1	2	3	4	5	6	7	8

- 10) 都道府県の役割
 都道府県は、市町村の地域生活支援拠点等の整備推進等に関する広域的な見地からの援助を行う
- ・市町村の地域生活支援拠点等の整備状況や機能の状況を継続的に把握
 - ・未整備市町村(とりわけ人口規模の小さい市町村)への整備の働きかけ
 - ・市町村と現状や課題の共有を図る
 - ・地域生活支援拠点等の整備及び運営に関する研修会等を開催
 - ・市町村における好事例の紹介や、課題等を把握し、共有する

「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」
 アドバイザーの配置・派遣等による市町村への地域生活支援拠点等の整備や運営に関する助言や、実態把握及び分析、連絡会等を開催する事業

参考(市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究)PwCコンサルティング合同会社
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2024.html>

①指定特定相談支援事業所における機能強化型(継続)サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ取得に向けた複数事業所による一体的管理運営の促進に向けて

27

拠点コーディネーターが配置できない理由の第1位

人材不足

相談支援専門員が辞めてしまう
 相談支援専門員を募集しても応募がない
 職員も、「相談支援よりも直接支援する仕事の方がいい」という

背景に「相談支援専門員の孤独」が
 1人事業所はもちろん
 2人～3人の事業所でも訪問ですれちがい
 相談支援専門員が相談できる相手がいない

28

相談支援専門員の孤独を解消するために何ができるか

複数の法人の相談支援事業所が1つの事務所で一緒に仕事をする
 すぐに誰かに相談できる
 基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークができる
 複数事業所で機能強化型(継続)サービス利用支援費ⅠまたはⅡを算定できる
 報酬も増え、拠点コーディネーターの加算を算定する前提が整う
 基幹相談支援センターを中心とするなどの相談支援事業所のシェアオフィス化

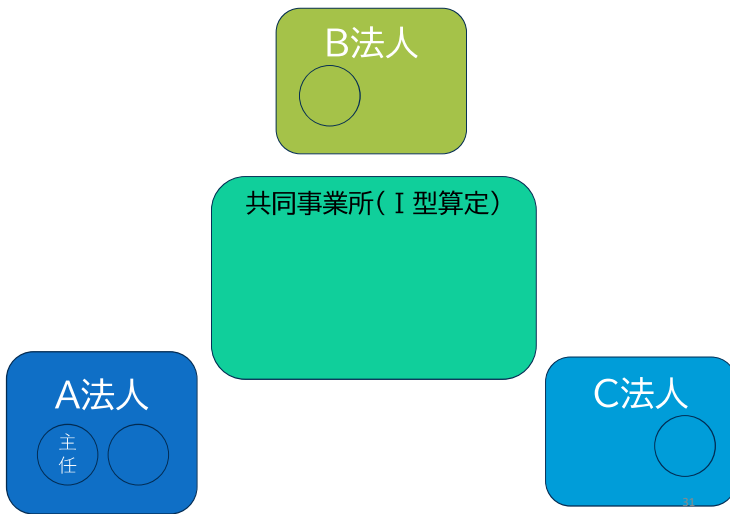
29

機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費
 (複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合)

- ① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置。Ⅰ4人以上、Ⅱ3人以上(うち、相談支援従事者現任研修の修了者1人以上)
 ※ 主任相談支援専門員としての助言指導に支障がない場合、同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは可
 ※ 常勤専従者の兼務については、業務に支障のない範囲とする。
- ①-a 特別地域であり、かつ、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在し、他事業所における現任研修を修了した相談支援専門員による助言指導の体制が確保されている。
 ※ 「有」の場合、①について現任研修修了者が配置されていないとしても差し支えない。
- ②-b 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結している。
- ③ 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会を月2回以上共同開催している。
- ④ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。
- ⑤ 協働体制を確保する事業所間において24時間常時連絡できる体制を整備している。
- ⑥ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。
- ⑦ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
- ⑧ 協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。
- ⑨ 協議会に参画し、協議会が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。(令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。)
- ⑩ 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている。
- ⑪ 地域生活支援拠点等を構成する関係機関(拠点関係機関)との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画。(令和9年3月31日までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、緊急の事態等への対応及び地域における生活へ移行するための活動に関する取組に協力することとする。)
- ※ ⑩、⑪についてはいずれかが有であれば要件を満たすものである。
- ⑫ 1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)がそれぞれ40件未満である。

30

複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う



複数事業所による一体的管理運営による機能強化型(継続)サービス利用支援費 I または II を算定した場合の報酬の違い

サービス利用支援費	1ヶ月の報酬単価	月100件の報酬	(3)との差
(1)機能強化型サービス利用支援費(I)	2,014単位	201,400単位	44,200単位
(2)機能強化型サービス利用支援費(II)	1,914単位	191,400単位	34,200単位
(3)サービス利用支援費(I)	1,572単位	157,200単位	

継続サービス利用支援費	1ヶ月の報酬単価	月100件の報酬	(3)との差
(1)機能強化型継続サービス利用支援費(I)	1,761単位	176,100単位	45,300単位
(2)機能強化型継続サービス利用支援費(II)	1,661単位	166,100単位	35,300単位
(3)継続サービス利用支援費(I)	1,308単位	130,800単位	

人材を生み出す

拠点コーディネーターは、一定の経験が求められる
1つの法人で経験ある人材が配置できなければ、複数の法人から生み出しては？

複数の法人の事業所が一体となって、拠点機能強化事業所となることができる
基幹と拠点に1つの法人から経験のある人材を複数人出すことが難しくても、いくつ
かの法人から経験のある人材を出し合うことはできるのでは？

②機能強化型(継続)サービス利用支援費 I・II 取得に向けた
複数事業所による一体的管理運営を促進するための行政の役割

地域生活支援の連携体制強化は、基幹・拠点・協議会の3点セット

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等に経験ある人材が配置されて、協議会が
活性化し、地域生活支援の連携体制が強化される

市町村職員は2~3年で人事異動になる場合が多い
「複雑な制度を覚えるので精一杯で、地域生活支援の体制づくりまで考えることが
できない」という自治体職員の声
基幹・拠点・協議会を担う民間法人の職員が培ってきた障害福祉の経験と知識が市町
村の障害福祉施策に活かされる必要
行政と民間がパートナーとなって地域づくりをすすめる時代がきている

行政が、拠点コーディネーターの配置に向けて、複数の相談支援事業所による一体的
管理・運営の枠組みをつくる橋渡し役になることが望まれる。

拠点コーディネーターの役割

1. 緊急事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応の例

「緊急時」の定義

- ・現場では「一人で家で過ごせない状態」を基準に判断
- ・対象は単身の障害者やSOSを発信できない世帯
- ・地域定着支援や自立生活援助の対象として台帳管理されている場合がある。
- ・突発的な事態だけでなく、数日後に予見される困難も含まれる。
- ・衣食住の欠如、ライフラインの停止、虐待、災害、孤立なども緊急
- ・特にサービス未利用者の突然の支援要請は深刻。
- ・関係機関で定義を整理し、**統一的な対応と平時からの備え**が求められる。

【緊急時の例】

- (1) 障害のある人と同居しているご家族が、病気や事故、急用等で障害のある人の支援や介護が一時的あるいは継続的にできない状況になった時の急場の対応が必要場合。
- (2) 急な傷病で中途障害になった人が入院中に支援につながらず退院時の支援が受けられない場合(行政担当者の情報提供、医療機関との連携)。
- (2) 障害のある人が、パニックなどによる自傷・他害・大声を上げ続けるなどの症状により、同居しているご家族ではご本人の対応が困難な状態になった場合。
- (3) DVや虐待等により、障害のある人が家庭以外の場に避難・保護する必要がある場合。
- (4) 施設やグループホームを飛び出したため、居場所を確保する必要がある場合。
- (5) 火災・水害等により自宅で生活することができなくなり、避難する必要がある場合。
- (6) 居所不明の障害のあると思われる人が保護され、一時的な居所の提供を依頼された場合。
- (7) その他、緊急事態の相談・対応が必要な場合。

37

2. 緊急時に備えた平時の役割

「平時」の定義

- ・緊急事態が発生していない通常の状態

「平時」の支援内容とニーズ

- ・支援の目的は、**潜在的リスクの早期把握と緊急時への備え**
- ・地域定着支援対象者にはモニタリングを強化し、生活変化を細かく把握。
- ・サービス未利用者には体験利用を促し、既存支援者の支援力向上も図る。
- ・事業所間の連携や顔の見える関係づくりも重要
- ・定期的なリスト作成と訪問により情報を蓄積。
- ・相談支援専門員が主導し、拠点コーディネーターが支援する体制が基本。
- ・行政やサービスとつながっていない**潜在的な要支援者の掘り起こし**が重要。
- ・訪問やリスト化を通じて早期支援につなげる体制づくりが求められる。
- ・計画相談支援員と拠点コーディネーターとの連携が効果的。
- ・拠点連携担当者やサビ管ネットワークの構築。
- ・災害支援計画の実効性向上や人材育成、事例を活用した研修。
- ・地域全体で**支援力を高める予防的取り組み**を進める。
- ・地域移行後の住居確保など地域以外の人への対応も想定しておく必要

38

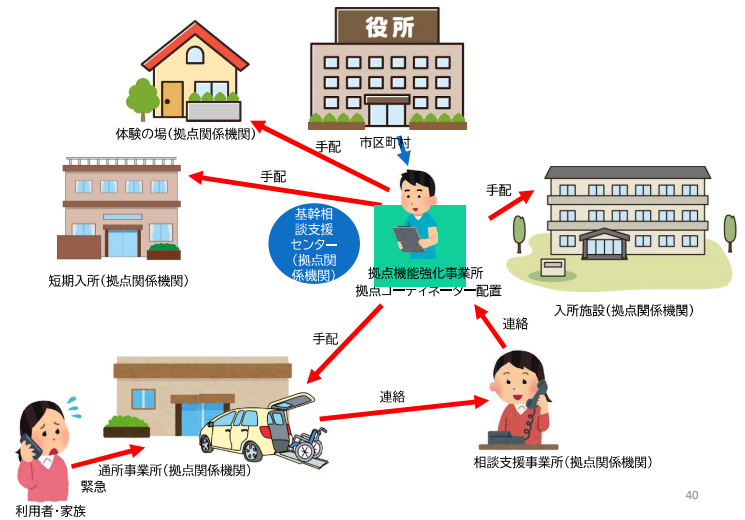
3. 緊急事態の相談・対応を拠点コーディネーターが一手に引き受けていると

拠点コーディネーターが、緊急事態対応の調整を直接行うことは、対応モデルとしてもシンプル。

しかし、この状態に留まると、複数の事案が重複した場合や頻りに発生した場合の対応に時間がかかったり、拠点コーディネーター自身が疲弊してしまう。

39

緊急事態の相談・対応を拠点コーディネーターが一手に引き受けている状態



40

4. 緊急事態対応を障害福祉サービス事業者で行える連携づくり

障害福祉サービスの利用者の生活状況や日々の情報は、生活介護や就労継続支援B型などの通所系事業所、居宅介護や行動援護などの訪問系事業所の職員が日常的に把握し、利用者や家族との信頼関係も構築。

緊急事態が起きた場合も、**利用者やご家族は、まず障害福祉サービス事業所に相談・連絡**することが自然。

障害福祉サービス事業の利用者の緊急事態への対応は、障害福祉サービス事業所と担当の相談支援専門員によって、例えば主に介護している家族の入院や、火災・災害等の事態を想定した上で、家庭に駆けつける担当者や、その後利用する短期入所、居宅介護等の事業所を具体的に決めて**緊急事態への対応プラン**として作成しておくことが可能。

実際に緊急事態が生じ、利用者や家族から障害福祉サービス事業者や相談支援専門員に連絡が入った場合、**緊急事態への対応プランに基づいて利用者、家族への支援をスムーズに行うことが可能。**

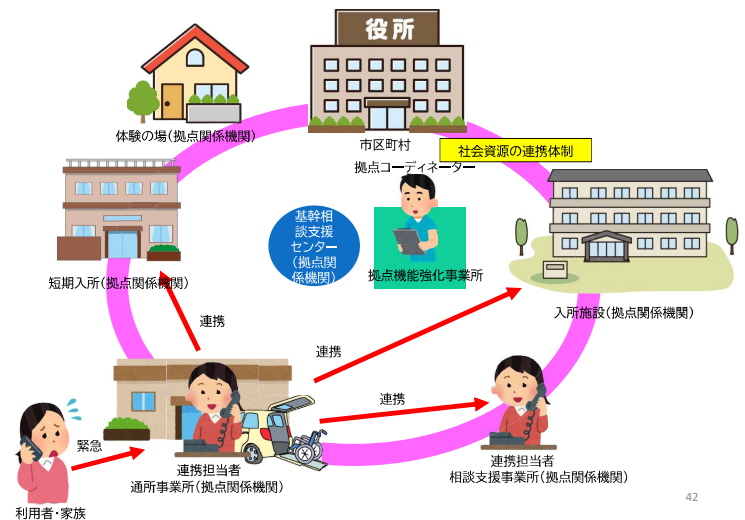
拠点コーディネーターの役割は、障害福祉サービス事業の利用者に対する**緊急事態への対応プラン**を、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員が中心となって**作成することを促進**すること。

作成した緊急事態への対応プランが機能するかを「**予行演習**」を通じて実地に検証。拠点コーディネーターが地域の障害のある人の緊急事態に常時直接対応する役割から、**緊急事態に対応する後方支援の役割にシフト**することにより、緊急事態が発生した場合も、迅速・適切に対応することが可能に。

地域生活支援拠点等にとっての「緊急事態」を予防することにつながる。

41

緊急事態対応を障害福祉サービス事業者で行える連携づくりの状態

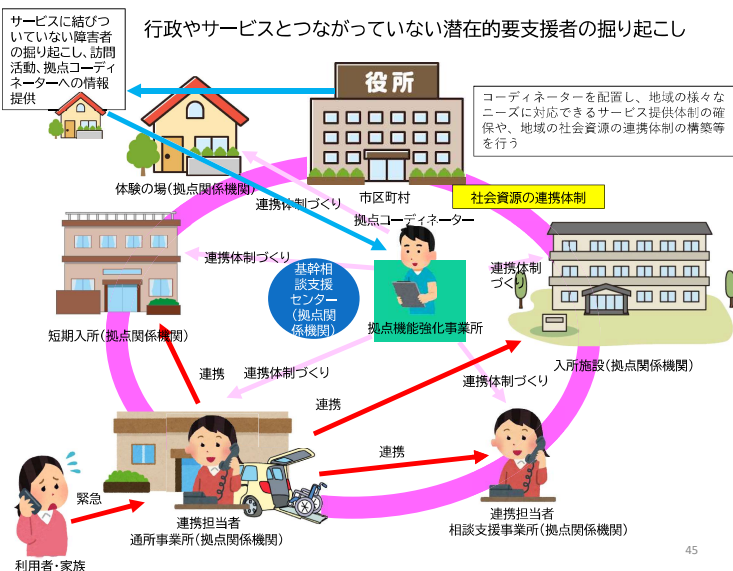


42

サービス未利用者の把握と市町村連携

障害福祉サービス未利用者の生活を行政が把握し拠点コーディネーターと連携

障害福祉サービス事業所につなげていない障害者の緊急事態への対応が課題。障害福祉サービスを利用していない障害者の情報は、市町村しか把握できない。地域生活支援拠点等と行政との情報共有が可能になるような対応の検討。拠点コーディネーターは、市町村の担当課と協働して、障害福祉サービスを利用していない障害者と家族の生活実態を把握する役割。市町村が、障害福祉サービスを利用していない障害者と家族をリストアップし、家庭訪問などを通じて把握した情報を地域生活支援拠点等と共有することについて、障害者と家族から同意を得られた場合は共有し、それが難しい場合は、市町村において訪問などを通じて生活状況の把握を続け、緊急事態が生じた場合、拠点コーディネーターにつなげることに、認識の共有を図る。



サービスの支給決定を受けていない障害者等に対する対応

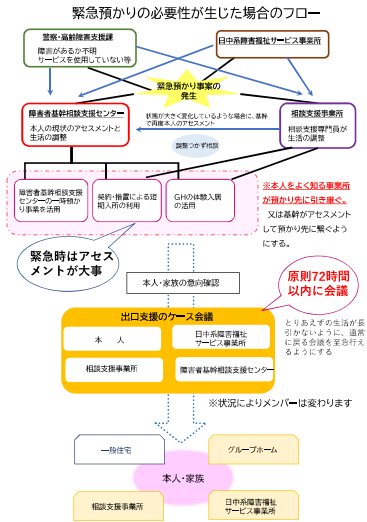
障害福祉サービス未利用者の緊急事態への対応を行う際、障害福祉サービスの支給決定を受けていないため、契約による障害福祉サービスの利用ができないという課題がある。障害者総合支援法の、特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費等を活用して、緊急やむを得ない障害福祉サービス等の利用に対応することが可能。市町村と地域生活支援拠点等、拠点関係機関で対応について共有しておくことが重要(『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)最終改正 令和6年3月』より)。やむを得ない事由による措置(身体障害者福祉法第18条第1項・第2項、知的障害者福祉法第15条の4・第16条第1項第2号、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項)を行うことが必要となる場合も想定し、平時から準備しておくことも必要。他制度や制度外の支援の活用も必要。

障害に応じた専門機関との連携

地域生活支援拠点等は、緊急事態への対応等で様々な障害のある人に対応することから、障害に応じた専門機関との連携体制をつくっておくことが求められる。例えば、聴覚障害がある人で手話言語での意思疎通が必要な人は、手話通訳者が必要。都道府県に設けられている聴覚障害者情報提供施設などに所属しているろうあ者相談員と連携し、拠点コーディネーターと一緒に対応してもらうことなどが考えられる。難病については、都道府県・指定都市に設けられている難病相談支援センター、高次脳機能障害については、高次脳機能障害支援機関、高次脳機能障害相談窓口、発達障害については、発達障害者支援センターなどの機関があり、連携して対応できるよう日頃から関わりを深めておくことが大切。

緊急事態の対応に特別な配慮が必要な人の事前把握

千葉市基幹相談支援センター(千葉市)の対応フローチャートの例



(3) 個別の「緊急事態・災害時対応プラン」の活用

医療的ケアが必要な人は、災害時に停電した場合、人工呼吸器等の電源確保や、避難に必要な人員体制、移動手段の確保などを個別避難計画で具体化しておくことが求められる。
 地域生活支援拠点等において、緊急事態の対応に特別な配慮が必要な人の場合、災害時の個別避難計画が緊急事態においても活用することができる。
 愛知県半田市では、(自立支援)協議会の取り組みとして、相談支援専門員がサービス等利用計画作成にあわせて「緊急事態・災害時対応プラン」を作成し、地域生活支援拠点等が対応する緊急事態にも活用する取り組みを進めている。

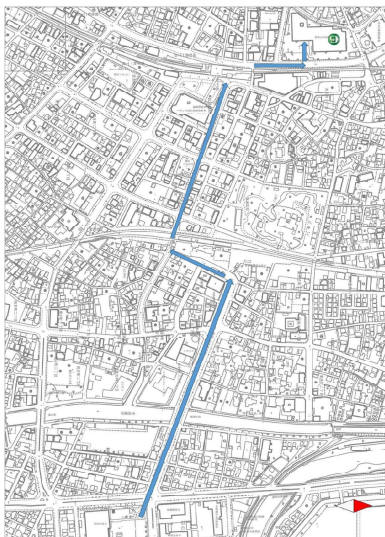
(4) 空室確保のための工夫

愛知県半田市では、「半田市障がい者体験的宿泊事業実施要綱」を定め、障害者総合支援法の地域生活支援事業(市町村任意事業)の居室確保事業を活用し、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保している。

住宅の確保においては、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する人)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、都道府県、市町村に居住支援協議会の設立が進められている。行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行っているため、住宅確保のため連携することが考えられる。

半田市緊急事態・災害時対応プラン(兼個別避難計画)

自宅からの避難先までの経路



(5) メーリングリストによる拠点関係機関の空き状況の把握

地域生活支援拠点が一体となって運営されている千葉市基幹相談支援センターでは、拠点関係機関が登録するメーリングリストを作成し、短期入所等の受け入れ先を探していることが一斉に伝わり、対応可能な事業所がメーリングリストに書き込むことにより、迅速に受け入れ先を確保することができる工夫をしている。
 メーリングリストには、医療型短期入所も登録しており、医療が必要な人への対応力のある事業所と情報交換することもできており、拠点関係機関が「ワンチーム」となっている。

拠点メーリングリスト(千葉県千葉市)

拠点のメーリングリストは、6区基幹相談支援センターでシェアし、送信することができる。地域生活支援拠点として登録している事業所も入っており、居住系が中心である。このメーリングリストには、医療型短期入所施設も登録しており、医療や身体障害のある方へ対応力のある登録事業所が多いことが特徴的である。
 緊急時が発生した場合、基幹相談支援センターがアセスメントを行い、本人にとって必要なサービスの組立や相談支援専門員が付いている場合は、バックアップをし「支援者みんなでやる」姿勢で対応している。

地域移行のための役割

市町村障害福祉計画と地域移行の目標人数

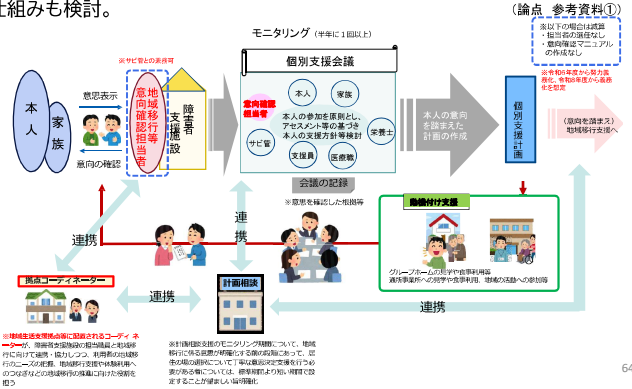
地域移行者の目標人数は、市町村障害福祉計画に記載されているが、多くの自治体では未達成に終わっている。
拠点コーディネーターが市町村や障害福祉サービス事業所と連携し、地域移行を推進し、障害福祉計画の目標が達成できるよう取り組むことが求められる。
地域移行には、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行とともに、家族同居から一人暮らしやグループホームなど、家族から離れた自立的な生活への移行が含まれる。

療養介護病棟からの地域移行

療養介護病棟は、筋ジストロフィーやALS(筋萎縮性側索硬化症)などの神経難病や重症心身障害のある人等が、比較的長期間入院している。経管栄養や喀痰吸引、人工呼吸器など、医療的な対応が必要な人も少なくない。
医療的ケアが必要な人の場合、医療機関から外出する機会が少なくなり、様々な体験をする機会が制約されているため、重度訪問介護や移動支援などを使って外出することを提案したり、情報提供を行い、外出の体験を積み重ねることで、次は宿泊体験をしてみようと思えるようになるなど、地域で生活することのイメージを育ててもらい、生活の場の選択肢を広げることが考えられる。
感染症対策等により病棟を訪問することが難しい場合は、オンラインで療養介護病棟の外の人たちとつながることも可能。
重症心身障害のある人の場合は、家族や後見人を交えて本人の意思決定支援を進める必要がある。
このような取組は、療養介護病棟の職員にとっても、利用者が医療機関の外で生活することに対する不安を軽減することにつながる。
地域移行の希望があった場合、地域の支援者が退院後の医療連携体制を整え、本人に必要な医療的対応ができるよう準備する。
拠点コーディネーターや相談支援専門員が、療養介護病棟のソーシャルワーカーと連携し、本人の退院後の生活をともに支援することができる協力関係をつくる。

地域移行等意向確認担当者との連携

2024(令和6)年度から入所施設に「地域移行等意向確認担当者」が配置。
市町村が相談支援専門員を通じて直接施設入所者の地域移行の意向を確認する他、施設の地域移行等意向確認担当者と連携して取組を進めることが期待される。
家族には、地域移行してうまくいかなかった場合、生活の場がなくなってしまうことを心配する人もいるため、一時的に元の施設に戻り、地域移行に再チャレンジできるような仕組みも検討。



ピアサポーターと相談支援事業所との連携促進

ピアサポート活動では、ストレンクス視点(強みを活かす視点)が重視されている。
施設入所や精神科病院等に長期入院している人にとって、ピアサポーターは、自分の人生を取り戻してきた経験を分かち合いながら、地域生活を送るロールモデルになり、夢・希望やこれからの可能性について等身大で話し合うことで理解してくれ、あきらめが夢や希望に変わっていく。
地域移行を促進するにあたり、ピアサポーターとの連携は重要。
全国で、ピアサポーター養成基礎研修・専門研修が行われている。
地域でピアサポーターの養成が十分行われているか、地域移行支援を行う一般相談支援事業所とピアサポーターが連携して取り組むことができる体制が整っているか確認し、課題がある場合にはピアサポーター養成研修の企画や一般相談支援事業所とピアサポーターの連携を進めることが必要。
地域生活支援拠点等が地域移行に向けて行う動機付け支援として重要。

地域移行のための自治体の役割

施設入所者に対する地域移行の意向把握

市町村が、(自立支援)協議会の地域移行部会等と協力し、**施設入所支援を支給決定している全利用者**に対して、地域移行を望んでいるのかの調査を行い、地域移行の意向を把握。

利用者を担当している相談支援専門員を通じて、すべての施設入所支援利用者に対して地域移行の希望を確認するなどの意向調査を、市町村が主体となって行う。

東京都品川区の障害者支援施設入所者の地域移行に関するニーズ調査票の例

障害者支援施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査票

実情を把握し、以下の設問について、ご回答ください。

■調査対象
調査対象となる支援施設名称
施設名称(自立支援事業所名)
入所施設名
入所施設立ち上げ職員名(職名)

■基本情報
本人氏名かな
本人氏名
生年月日
障害種別(複数選択可)
 身体障害 知的障害 精神障害 聴覚障害
障害者区分
 区分3 区分4 区分5 区分6

■地域移行に関する調査
本人の施設・地域・生活等による希望を挙げ、以降の聞き取りは可能ですか?
 可能 困難
*希望の理由は、必ず(本人へ確認)の欄から回答してください。
(本人へ確認) あなたは、どこで暮らしたいと思えますか?
 今の施設 寄りこころ(施設・アパート等)
 寄りこころ(グループホーム等) わからない
 答えたくない

(本人へ確認) あなたは、どこで暮らしたいと思えますか?
 一人暮らし 本人
 父 母
 まようだい 高齢職員
 わからない 答えたくない

(本人へ確認) 住むならどのくらいがいいですか?
 品川区がいい その他

次ページにも設問があります

■事業決定支援について
グループホーム等地域生活の体験をすることで、本人の意思決定は可能ですか?
 可能 困難

■事業者の意向
地域移行に、家族・見守り等は本人にどのような生活をしてほしいと希望していますか?
 施設での生活を希望
 地域での生活(自宅・アパート等)を希望
 地域での生活(グループホーム等)を希望
 期待していない
 家族も見守りもあらず、困難
 地域での生活(自宅・アパート・グループホーム等)は品川区を希望していますか?
 品川区がいい その他

■事業者の評価(相談支援専門員)
この支援専門員の対応として、本人の地域移行は可能ですか?
 可能(現状でも可能)
 可能(本人家族の気持ちが変わったら可能)
 可能(サービス提供の内容や社会資源の整備次第で可能)
 困難
 わからない

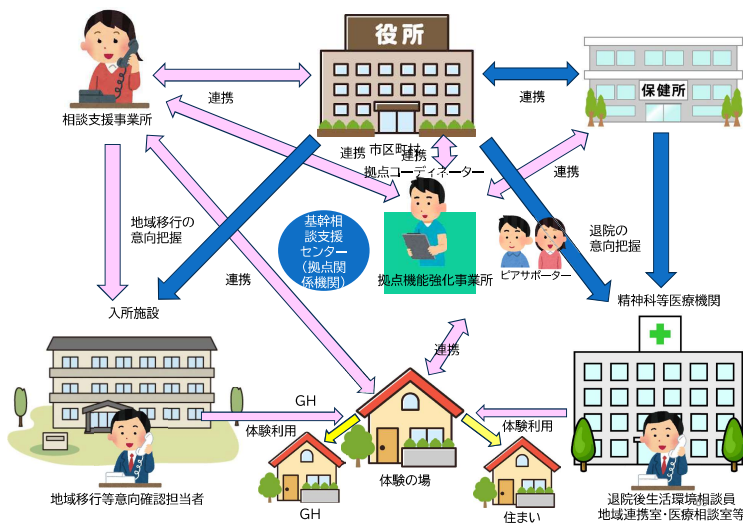
■事業者の評価(障害者支援施設職員)
この支援専門員の対応として、本人の地域移行は可能ですか?
 可能(現状でも可能)
 可能(本人家族の気持ちが変わったら可能)
 可能(サービス提供の内容や社会資源の整備次第で可能)
 困難
 わからない

注: サービス提供の内容や社会資源の整備次第で可能。回答の場合は、どのようなサービス提供や社会資源が整備されれば可能か教えてください。
障害者支援施設職員の評価として、本人の地域移行は可能ですか?
 可能(現状でも可能)
 可能(本人家族の気持ちが変わったら可能)
 可能(サービス提供の内容や社会資源の整備次第で可能)
 困難
 わからない

注: サービス提供の内容や社会資源の整備次第で可能。回答の場合は、どのようなサービス提供や社会資源が整備されれば可能か教えてください。

調査は以上です。ご協力いただき、ありがとうございます。

地域生活への移行の支援



精神科病院に長期入院している人の退院意向の把握

精神科病院に長期入院している人は、市町村が医療保険の請求をたどらないと把握することができない。

生活保護受給者で精神科病院に入院している人については、福祉事務所を設置している自治体(町村の多くは都道府県の福祉事務所)については生活保護担当課が把握。**地域精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)**を活用すると、自分の自治体からどの自治体の精神科病院に何人入院しているのかを把握することは可能。その情報を頼りに入院先の自治体のすべての精神科病院に長期入院患者の退院意向調査を行ったり、近隣の精神科病院に訪問調査を行うことなどが考えられる。

保健所を中心に精神科病院の長期入院患者の退院促進に取り組んでいる例もある。**拠点コーディネーター**は、精神科病院に配置されている**退院後生活環境相談員**や**看護師**と連携して、退院支援を進める。

地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース(ReMHRAD)の画面

※ ある自治体からどの自治体の精神科病院に何人入院しているかを表示した画面

家族と同居した生活やグループホームから独立した生活への移行支援

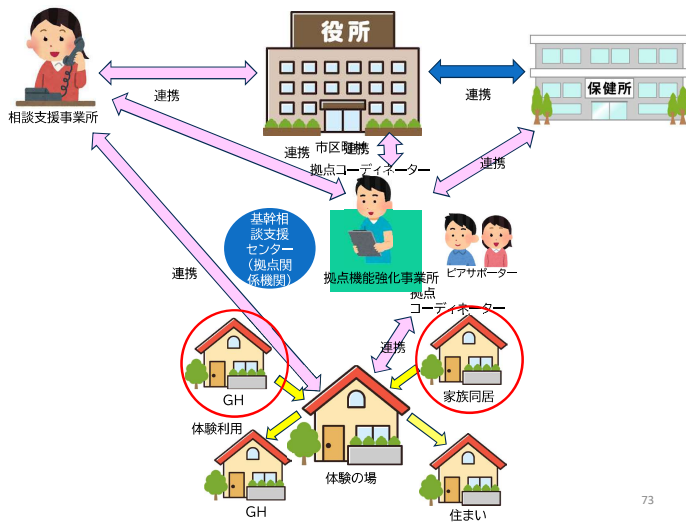
体験の場を活用し、**家族から独立してグループホームで生活したり、グループホームから出て一人暮らしやパートナーとの暮らしを始めるなど、本人の自己決定を尊重した生活を実現することが求められる。**

体験の場で生活している期間に、相談支援や自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、日中活動の場などに必要に応じて構成される本人の支援チームを形成し、体験の場の利用が終了するとともに本人の住まいを事前に探しておいた住居に移し、本人の支援チームが生活の支援を継続して行うという取組もある。

地域生活の継続の支援においても、**ピアサポーターの関わり**は新たな生活に踏み出す人の支えになる。

地域移行支援と地域生活の継続支援を地域移行の推進の二つの柱として取り組むことが必要。

地域生活への移行の支援



グループホームからの一人暮らし等意向の把握

グループホームから出て独立した生活を送ることを望んでいる人や、パートナーとの生活を望む人もいます。そのような希望を把握し、本人が望む生活を実現することも「地域生活の推進」に含まれる。
 (自立支援)協議会等と連携し、グループホームで生活している人たちについても施設入所者同様、**住まい方の希望を把握**し、独立した生活を望んでいる人については、体験の場の活用も含めて希望の実現に向けて取り組むことが求められる。

家族が介護を担っている在宅障害者等に対する、現在及び将来の暮らし計画の作成

家族が介護を担っている障害者等は、本人及び家族が自ら望んで家族による介護を行っているのか、あるいは市町村の支給決定の不足、または介護人材の不足により支給決定通りの障害福祉サービスが受けられる事業所がないことにより、やむを得ず家族介護を行なっているのか等を確認することが必要。

現在家族介護が十分行えている場合においても、**家族介護に頼らなくても生活できる将来に向けての暮らしを話し合い、計画をつくっておくことが地域生活の安心につながる。**

十分な支給決定がなされず、家族が過重な介護を余儀なくされているような場合は、本人、家族、相談支援専門員とともに市町村と協議することも必要。

支給決定はされても、人材不足によって必要なサービスを受けることができないような場合は、市町村の(自立支援)協議会や施策推進審議会とも連携し、人材確保の具体案を地域ぐるみで検討し、市町村の障害福祉計画に反映することにより、社会資源の整備と現状課題の改善につながる。

家族や入所施設等に依存しなくても暮らせる選択肢があることを、相談支援専門員を中心に情報提供を行ない、誰とどこでどのような暮らしをしていきたいか、本人の希望を明確にしていくことが求められる。

施設入所待機者の把握とグループホーム等利用意向の把握

施設入所待機者は、介護家族の高齢化や、家族の病気などにより家庭内の介護力が低下している状況が考えられる。

自治体の対応としては入所施設が空くまで自宅で待ってもらうか、短期入所の利用でつないでもらう、という対応になりがち。

拠点コーディネーターは、これらの人たちの**地域生活継続のための支援を考える必要がある。**

市町村が把握している施設入所待機者のリストを共有してもらい、「家族と同居した生活やグループホームから独立した生活への移行支援」で示した対応を行うことが求められる。

在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握は、施設へ入所する人を「真に施設入所支援が必要な場合」に限定するために重要な取り組み。

新たな施設入所者等を最小化する取り組みにおいて、地域生活支援拠点等は重要な役割を担っている。

障害福祉計画の目標達成と地域生活支援拠点等の活用

市町村障害福祉計画において施設入所者の地域生活への移行者数や、施設入所者数の削減について数値目標を掲げている。

地域生活支援拠点等による地域移行の取組みを、**障害福祉計画の目標達成**を意識しながら拠点コーディネーターが**連携会議を活用**して進めることにより、これまでになかった具体的な取組を市町村、拠点コーディネーター、拠点事業所、拠点関係機関が一体となって進めることができる。

地域移行、入所者数削減、入所施設待機者数、グループホーム見込み量の例

第7期障害福祉計画基本指針

- 令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の**6%以上**が、令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行
- 令和8(2026)年度末の施設入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数から**5%以上削減**

(例)人口25万人の市

- 施設入所者 280人×6% → 17人以上が地域生活へ移行
- 施設入所者 280人×5% → 14人以上入所者数削減(266人未満)
→ 地域生活支援拠点等の「地域生活への移行の支援」の活用
- 入所施設待機者数 → 45人
- グループホーム等の障害福祉サービス見込み量に45人分を含めて反映
→ 地域生活支援拠点等の「体験の機会・場」の活用

共同事業体(JV)方式による広域連携の工夫

埼玉北地区3市2町の共同設置で、運営は**3法人が共同体(JV方式)**を組んで相談支援体制を構築している。

拠点連絡会議(オリバ会)の運営

地域づくり、ケースを通じた日頃の行政との関わり、相談し合える関係性が重要である。地域生活支援拠点連絡会は、通所(5事業所)、入所(4事業所+グループホーム2カ所)、相談支援(14カ所)、行政(5カ所)と4グループ化。それぞれの頻度は2回程度で、全体会を年2回実施している。

ナビゲーターとの連携

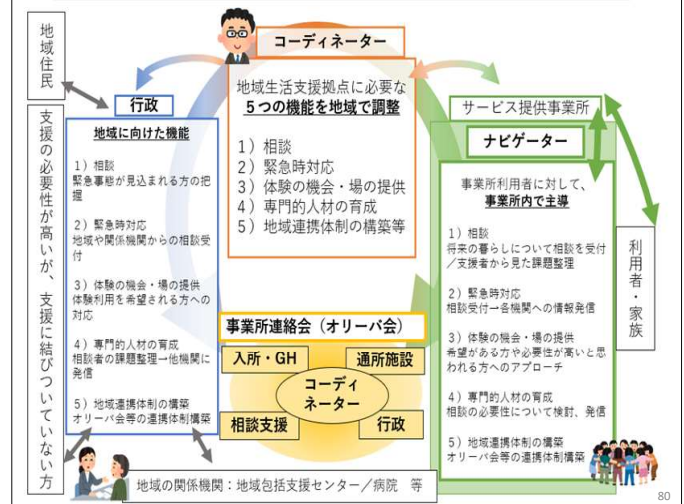
拠点の協力事業所に担当者を配置している。その担当者のことをナビゲーターと呼んでいる。窓口がわかりやすく、意識づけになっている。家族への啓発は、日頃関わる通所事業所等の職員の役割が重要である。サービス提供のみならず本人の変化に気づき、地域での暮らしを総合的に考える視点を養うため、事業所のナビゲーターとコーディネーターと一緒に人材育成を行なっている。緊急の事例が発生した場合には一緒に動き、事業所の支援が順調に進むようにバックアップや調整を行っている。

○埼玉北マインドの注入

3法人のJVであること、3市2町の共同設置であることなどから、かかわる人たちの意識や方向性を共有することが重要だと考えている。例えば、自治体職員は定期的に入れ替わるので、福祉課の新人職員も合同で研修を実施したり、福祉課職員に研修講師になってもらうことで官民共同であることをアピールしたり、埼玉北マインドを注入するよう工夫している。

79

コーディネーター・ナビゲーター・行政の役割 イメージ図



80

複数法人で拠点を担う場合の指揮命令の整理

複数法人で拠点を担い、緊急事態に対応する場合は、別法人の事業所や職員に対して**業務上の指揮命令**が発生する場合は想定されるため、事前にその対応を検討しておくことが必要。

対応例として、夜間に緊急事態の連絡が入り、複数法人の職員が連携して対応する必要がある場合、市町村の管理職に連絡し、市町村から各法人に対応の指示が行われるという形式をとっている地域生活支援拠点等もある。

連携会議等で話し合い、地域ごとに対応方針を明らかにしておく。

81

専門的人材の確保・養成等

専門的人材の確保・養成等

地域生活支援拠点等の機能として、医療的ケアが必要な人や強度行動障害の状態にある人、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う。

障害者総合支援法の地域生活支援事業(市町村任意事業)で創設された「**地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業**」の「専門的人材の確保・育成等」では、「障害者の地域生活を支える専門的人材を確保するための研修等や市町村と指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関(以下「拠点関係機関」という。))との連携に資するための協議の場の開催等の地域生活支援拠点等における**ネットワークの運営や機能の充実**を推進する」ことが補助対象とされている。

例えば、強度行動障害の指導者研修への専門人材の派遣やコンサルテーションの体制確保、医療的ケアが必要な人の対応を進めるため喀痰吸引研修の実施や訪問看護ステーションとの連携体制構築、地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関等による連携会議の開催などにおいて活用することが考えられる。

83

「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」の実施

厚生労働省は、第6期障害福祉計画に係る基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」ことを示している。

地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討については、「**地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き**」が示されている。

(自立支援)協議会等を通じて、拠点コーディネーターも参加しながら地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を行い、課題を明らかにして地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。

「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」(厚生労働省の掲載サイト)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000933849.pdf>

84

座談会

テーマ:実践報告を踏まえて、自分達の地域のこれからを考える

- 事業実施前のプロセス・物語
- 自分の地域独自の取り組み
- 緊急時対応ができる事業所の人材育成
- 拠点コーディネーターと共働すると加算が付く仕組みをうまく活用する
- 地域をチームにする仕掛け
- 入所施設職員に、地域生活のリスクを許容し安心してもらう
- マインドの醸成

85

グループワーク

- 座談会を聞いての感想を分かち合う
- アクションプランの作成(3ヶ月後の自己評価)

86

(資料2)

字幕番号	トラック	表示開始時間	表示終了時間	字幕
1	A	00:00:05:20	00:00:10:14	地域の中で一人暮らしを されてる方だったんですけども
2	A	00:00:10:17	00:00:12:10	その方が ちょっと
3	A	00:00:12:13	00:00:17:25	ご自宅が ゴミが散乱して とても住める状況じゃないというところで
4	A	00:00:17:28	00:00:20:02	ご本人も少し混乱されて
5	A	00:00:20:05	00:00:24:08	行政のほうに 直接 相談に行かれたみたいなんです
6	A	00:00:24:11	00:00:30:05	そこの行政の方が たぶんコーディネーターさんにお話しをして
7	A	00:00:30:08	00:00:34:21	何か今日 緊急で 寝る場所ですかね
8	A	00:00:34:24	00:00:39:16	そういった確保できるような 施設がないかということで
9	A	00:00:39:19	00:00:41:06	お話しをいただき…
10	A	00:00:41:09	00:00:45:29	うちの法人のグループホームが 1つ空き部屋がありましたので
11	A	00:00:46:02	00:00:49:10	その個室を使って 受け入れのほうを行いました
12	A	00:00:49:13	00:00:52:16	うちの法人でロング ショート
13	A	00:00:52:19	00:00:55:26	受け入れで行ってた ご利用者さんなんですけども
14	A	00:00:55:29	00:00:59:02	ほかの利用者さんへの 他害だったりとか
15	A	00:00:59:05	00:01:05:02	あとは ご本人がグループホームに 強い希望を持たれておりましたので
16	A	00:01:05:05	00:01:08:13	そこで うちの法人でも いろいろ動きはしてたんですけども
17	A	00:01:08:16	00:01:14:13	なかなか動きが取れないという中で コーディネーターさんに相談をして
18	A	00:01:14:16	00:01:18:27	ご利用者さんに適した グループホームだったりとか
19	A	00:01:19:00	00:01:21:04	施設などを探していただいて

20	A	00:01:21:07	00:01:25:02	実際に地域移行が実現したということが あります
21	A	00:01:25:05	00:01:28:24	拠点のコーディネーターさんが 主催となって
22	A	00:01:28:27	00:01:34:04	地域の 近隣の事業所の集まり 連絡会ですね
23	A	00:01:34:07	00:01:37:13	そういったのを 定期的に開いてくださってます
24	A	00:01:37:16	00:01:40:28	実際に その連絡会の中では 緊急ショートですね
25	A	00:01:41:01	00:01:46:28	緊急の受け入れの状況なども 事業所間で共有することで
26	A	00:01:47:01	00:01:51:02	地域にどういう方がいて どういうふうにご利用希望されてるか
27	A	00:01:51:05	00:01:53:17	というのを共有する場面としても
28	A	00:01:53:20	00:01:57:24	この連絡会というのは すごく役立っているなと思います
29	A	00:01:57:27	00:02:08:04	拠点は 地域 <small>かた</small> の方が例えば 困った ということにダイレクトに情報が入って
30	A	00:02:08:07	00:02:12:23	そこで すぐに動いてくださる存在かなと いうふうに思います
31	A	00:02:12:26	00:02:18:27	ほんとに行政と事業所との つながりというのが
32	A	00:02:19:00	00:02:23:26	すごくスムーズに行くように 動いてくださるような
33	A	00:02:23:29	00:02:27:19	そういう役割を持たれてるのかなと 思います
34	A	00:02:27:27	00:02:32:13	行政と いろんな医療機関 いろんな所を つなげてくださる
35	A	00:02:32:16	00:02:35:08	心強い存在だなと感じています
36	A	00:02:35:16	00:02:39:28	もうすぐ85歳になるという お母さまが
37	A	00:02:40:01	00:02:45:06	一緒に暮らしてる50代後半の 息子さんの様子から
38	A	00:02:45:09	00:02:48:02	自分に もしものことがあった時
39	A	00:02:48:05	00:02:54:14	突然 息子さんが独りになったら どうするんだろうっていう不安を

40	A	00:02:54:17	00:03:01:03	特に感じるようになったんだけど 何か情報はありますか？ って
41	A	00:03:01:06	00:03:07:03	具体的なお話を頂いたのが まずはきっかけです
42	A	00:03:07:06	00:03:09:00	コーディネーターさんからは
43	A	00:03:09:03	00:03:15:21	“スムーズにお母さんと連絡が取れて お顔を合わせられましたよ”というの
44	A	00:03:15:24	00:03:21:21	結構 こまめに経過の連絡を頂き
45	A	00:03:21:24	00:03:25:01	で 私自身はご近所ですので
46	A	00:03:25:04	00:03:28:02	通りがかった時に ちょっと様子を見たり
47	A	00:03:28:05	00:03:31:23	“その後 どうですか？”とかっていう お声かけは
48	A	00:03:31:26	00:03:36:03	より させていただけるようにはなって
49	A	00:03:36:06	00:03:42:26	見守り的な 地域のおばさんの見守りを させてもらいながら来ています
50	A	00:03:42:29	00:03:45:08	私も80過ぎてるのにね
51	A	00:03:45:11	00:03:48:20	今一緒に住んでる (二人の息子の)弟のほうが
52	A	00:03:48:23	00:03:51:29	統合失調症だっていうことが 分かってから
53	A	00:03:52:02	00:03:55:23	それから ちょっと 入院したりとか なんか ありましたけれども
54	A	00:03:55:26	00:03:57:07	それで今は もう
55	A	00:03:57:10	00:04:01:28	普通に生活できてるつもり なんですけれどね
56	A	00:04:02:01	00:04:03:19	だから そういうことから
57	A	00:04:03:22	00:04:07:10	“どういう所に頼んだらいいか なんにも分かんないんだわ”って言って
58	A	00:04:07:13	00:04:09:07	相談したんですよ
59	A	00:04:09:10	00:04:15:19	障害年金というものはね 私は全然 知らないもんですから
60	A	00:04:15:22	00:04:19:10	それで“障害年金もらってるの？”って いうことから
61	A	00:04:19:13	00:04:23:07	結局 そんなの知らないから 分かんないっていうことから
62	A	00:04:23:10	00:04:25:13	それで どうかなあ これで

63	A	00:04:25:16	00:04:30:28	今まで なんにも そういう年金のことなんか 聞いたことなかったですからね
64	A	00:04:31:01	00:04:35:09	だから“どういうふうにするのかも 分からないんですけども”って言ったら
65	A	00:04:35:12	00:04:39:13	だいたいの状態…
66	A	00:04:39:16	00:04:43:03	入院してた時から 帰ってきて今の状態も
67	A	00:04:43:06	00:04:47:04	どんなふうに今はなってるかなと いうことも聞いてくださって
68	A	00:04:47:07	00:04:50:15	もう私 いなくなったら ほんとにね 独りで だから
69	A	00:04:50:18	00:04:53:29	どこに住むのか どうやってやるのかということも
70	A	00:04:54:02	00:04:56:11	考えなきゃいけないんだけども
71	A	00:04:56:14	00:04:59:15	それも いなくなってからでは また大変だから
72	A	00:04:59:18	00:05:03:03	その前から準備として
73	A	00:05:03:06	00:05:07:05	分かってくるといいなということは 思いましたけれどね
74	A	00:05:07:08	00:05:09:05	自分の家にいるか
75	A	00:05:09:08	00:05:14:11	グループホームとか そういう所に 籍を変えて
76	A	00:05:14:14	00:05:18:12	そこで生活できるように してもらえるのかね
77	A	00:05:18:15	00:05:20:29	やっぱり いろいろとありますものね
78	A	00:05:21:02	00:05:23:07	私は すごく楽になりました
79	A	00:05:23:10	00:05:27:13	やっぱり 今まで どこに言ったらいいか分からないことが
80	A	00:05:27:16	00:05:31:08	これだけ次々と進めてくださるから
81	A	00:05:31:11	00:05:35:06	だから ほんとに 気持ちは楽になりました
82	A	00:05:35:09	00:05:36:27	当院のほうで
83	A	00:05:37:00	00:05:40:22	この地域の自立支援協議会にも 参加させていただいてまして
84	A	00:05:40:25	00:05:44:11	その中にコーディネーターの方が いらっしかったです
85	A	00:05:44:14	00:05:48:05	その中で 地域移行を進めていくために

86	A	00:05:48:08	00:05:52:00	自立支援協議会のメンバー コーディネーター含めて
87	A	00:05:52:03	00:05:55:21	長期入院の患者さまに 面会に来ていただいて
88	A	00:05:55:24	00:05:59:15	そこでいろいろ地域のことを お話ししていただきました
89	A	00:05:59:18	00:06:05:23	その中で 退院を希望したい という気持ちに変わった方もおられますし
90	A	00:06:05:26	00:06:09:24	あと 自立支援協議会の中に いろいろなメンバーがおりまして
91	A	00:06:09:27	00:06:11:29	たまたま その時は
92	A	00:06:12:02	00:06:16:17	当院の長期入院の患者さまが 知的障害の方が何人かいます
93	A	00:06:16:20	00:06:21:21	知的障害の施設 <small>かた</small> の方も 自立支援協議会のメンバーにいましたので
94	A	00:06:21:24	00:06:25:03	そこで そこに退院できないかという 話を進めまして
95	A	00:06:25:06	00:06:30:19	そこから つながりができて 退院ができた方が何名かいます
96	A	00:06:30:22	00:06:36:08	病院だけでは やはり地域移行って なかなか難しくくて
97	A	00:06:36:11	00:06:40:21	病院から退院をしていただくっていう 側だけじゃなくて
98	A	00:06:40:24	00:06:44:09	地域で受け入れていただくっていうほうが やはり必要になってきますので
99	A	00:06:44:12	00:06:47:16	そこにコーディネーターの方がいて 調整していただけるっていうのは
100	A	00:06:47:19	00:06:50:11	すごい必要なことかなと思います
101	A	00:06:50:16	00:06:53:25	強度行動障害のある利用者さまがいて
102	A	00:06:53:28	00:06:57:18	支援が 最初うまくいかなくて
103	A	00:06:57:21	00:06:59:08	他害もありましたし
104	A	00:06:59:11	00:07:03:15	職員とか ほかの入居者に <small>いかく</small> 威嚇行為なんかもあったんですけど
105	A	00:07:03:18	00:07:08:04	拠点さんに相談させてもらって 対応策とか

106	A	00:07:08:07	00:07:11:14	“この人の こういうところが たぶん嫌だから こういうふうになってるんだろうね”
107	A	00:07:11:17	00:07:14:23	という検討会を何回も開きまして
108	A	00:07:14:26	00:07:20:07	“こうしたら うまくいくんじゃないか”と いうことをたくさん試させてもらって
109	A	00:07:20:10	00:07:24:28	今は うまく ^{かた} その方に合った支援が できているのかなと思います
110	A	00:07:25:01	00:07:27:21	拠点コーディネーターさんが あいだに入ってもらって
111	A	00:07:27:24	00:07:31:17	長年 関わっている支援者とか 家族の方とか
112	A	00:07:31:20	00:07:35:05	昔 行っていた 事業所なんかの方たちの話も
113	A	00:07:35:08	00:07:39:13	会議を開いてもらって 話す機会を作ってもらいました
114	A	00:07:39:16	00:07:41:05	そこでいろいろ知れました
115	A	00:07:41:08	00:07:45:00	コーディネーターさんからの意見も もちろん聞けるんですけど
116	A	00:07:45:03	00:07:49:26	それ以外に その方をよく知る方たちを たくさん集めてくださるので
117	A	00:07:49:29	00:07:54:23	時系列っていうか “昔は こうだったよ”とかっていうのが
118	A	00:07:54:26	00:07:57:09	すごく分かるので助かってます
119	A	00:07:57:24	00:07:59:01	コーディネーターさんが
120	A	00:07:59:04	00:08:04:21	医療も含めて地域の事業所さんたちを たくさん知っていらっやいますし
121	A	00:08:04:24	00:08:07:05	どこの事業所が どういことをやっているとか
122	A	00:08:07:08	00:08:11:11	どこの病院が どういうところが 得意分野だというところを
123	A	00:08:11:14	00:08:13:02	すごく知っているのです
124	A	00:08:13:05	00:08:17:16	的確に紹介先があるので
125	A	00:08:17:19	00:08:22:10	こちらも どんな困難でも 相談することができていて
126	A	00:08:22:13	00:08:24:06	とても助かっています
127	A	00:08:24:09	00:08:26:01	コーディネーターがいなかったら

128	A	00:08:26:04	00:08:29:01	自分の事業所で 抱え込んでしまうんじゃないかなって
129	A	00:08:29:04	00:08:30:26	思ったことはあります
130	A	00:08:30:29	00:08:33:22	地域のコーディネーターさんが いらっしゃるので
131	A	00:08:33:25	00:08:38:09	地域みんなで考えていけばいいんだなって 思わされることはよくあります
132	A	00:08:39:09	00:08:40:29	き かん 基幹相談支援についても
133	A	00:08:41:02	00:08:45:23	これまで緊急時の対応 地域移行など 取り組んでまいりましたが
134	A	00:08:45:26	00:08:50:14	この拠点コーディネーターが 改めて この2つの機能を設ける 対応する もう
135	A	00:08:50:17	00:08:52:21	というところが位置付けられました
136	A	00:08:52:24	00:08:55:28	これについて せんじゅう 専任 専従で対応することで
137	A	00:08:56:01	00:09:01:05	事前検討 ふだんの関係性づくりから 対応ができるようになるという点で
138	A	00:09:01:08	00:09:06:10	専従… 専任の部分が 大きな効果を果たしています
139	A	00:09:06:13	00:09:09:03	緊急時の対応についても 事前検討から
140	A	00:09:09:06	00:09:10:11	あとは地域移行についても
141	A	00:09:10:14	00:09:15:00	ふだんの医療関係者との関係づくりから 進められるようになったことで
142	A	00:09:15:03	00:09:18:02	より着実に成果を出している と考えています
143	A	00:09:18:05	00:09:23:12	拠点コーディネーターについては 特に市内の事業所など巡回訪問を して
144	A	00:09:23:15	00:09:26:10	顔の見える関係づくりに きよ 寄与してくれています
145	A	00:09:26:13	00:09:30:20	地域の接着剤 そういった部分で 寄与してくれることで
146	A	00:09:30:23	00:09:36:07	ニーズの把握やあとは課題の抽出 はあく ちゅうしゅつ 実際の地域づくりなど

147	A	00:09:36:10	00:09:39:18	行政だけでは担えない部分 ^{にな} を 一緒にやっていくパートナーとしての
148	A	00:09:39:21	00:09:41:10	存在だと考えています
149	A	00:09:41:13	00:09:46:12	行政のほうで全て 例えば市内の事業所の利用状況であったり
150	A	00:09:46:15	00:09:53:03	個別の利用者の方の状況を把握するというのは なかなか難しい現状にありますので
151	A	00:09:53:06	00:09:55:23	個別ケースの蓄積 ^{ちくせき} という意味と
152	A	00:09:55:26	00:09:59:02	あとは市内事業所との関係性が 出来ているという点でも
153	A	00:09:59:05	00:10:03:01	行政が なかなか そこまで踏み込めてない できていない部分を
154	A	00:10:03:04	00:10:06:01	一緒に補完 ^{ほかん} する関係性があると 考えています
155	A	00:10:06:04	00:10:09:04	この制度が始まって 一番最初に取りかかったのが
156	A	00:10:09:07	00:10:11:22	緊急ショートステイ事業 なんですけれども
157	A	00:10:11:25	00:10:16:10	地域で生活している障害者の方に 何かあった時
158	A	00:10:16:13	00:10:20:06	また一緒に暮らしてらっしゃる ご家族さんに何かあった時に
159	A	00:10:20:09	00:10:25:09	緊急にお預かりをする制度がないと 安心して生活ができないということで
160	A	00:10:25:12	00:10:29:27	入所の施設を持ってらっしゃる 法人さんたちにお声がけをして
161	A	00:10:30:00	00:10:33:21	それぞれ当番月を持っていただいて
162	A	00:10:33:24	00:10:40:05	緊急で入れるショートステイ ^{びょうしょう} の病床を 確保するという事業を開始しました
163	A	00:10:40:08	00:10:45:08	拠点コーディネーターが中心となって 一緒に作り上げたというものになります
164	A	00:10:45:11	00:10:52:04	拠点登録事業所を増やすために 事業所さんを回っていただきました
165	A	00:10:52:07	00:10:56:00	どうしても事業所さんの理解を 得ていかないと

166	A	00:10:56:03	00:10:58:25	そういった支援の体制が 組めないというところで
167	A	00:10:58:28	00:11:02:10	それぞれの事業所さんのほうに 出向いていただきまして
168	A	00:11:02:13	00:11:06:06	事業の必要性を 訴えていただいたということです
169	A	00:11:06:09	00:11:08:03	相談事業所のほうで
170	A	00:11:08:06	00:11:13:09	24時間の相談を受けるという 事業所さんが だいぶ増えまして
171	A	00:11:13:12	00:11:15:27	1つの事業所で 受けきれないものは
172	A	00:11:16:00	00:11:19:25	共同連携という体制をつくって 受けていただいているんですけれども
173	A	00:11:19:28	00:11:22:14	たぶん 相談支援事業所の半分くらいは
174	A	00:11:22:17	00:11:26:10	今 指定を取っていただいているかなと 思います
175	A	00:11:26:13	00:11:31:19	どうしても やっぱり1つの事業所で 担うのは大変だというところで
176	A	00:11:31:22	00:11:37:15	そういった方法があるということ 情報提供はしていただきました
177	A	00:11:37:18	00:11:40:28	どうしても行政職員だと 異動が多くて
178	A	00:11:41:01	00:11:45:14	なかなか事業が浸透する前に 異動になってしまう
179	A	00:11:45:17	00:11:49:16	やり残した感があるまま 異動になってしまうところが多くて
180	A	00:11:49:19	00:11:53:24	長い目で見た ^{せさく} 施策を 実現していくというところが
181	A	00:11:53:27	00:11:55:16	とても難しいんですけれども
182	A	00:11:55:19	00:11:58:03	いっかん 一貫して そういった課題に
183	A	00:11:58:06	00:12:00:14	取り組んでいただける場所が あるというところで
184	A	00:12:00:17	00:12:04:10	ほんとに心強いパートナーかなと 思っております
185	A	00:12:04:13	00:12:09:29	一番最初にご相談する 一番頼れる場所と いうような印象でいます

(資料3)

字幕番号	トラック	表示開始時間	表示終了時間	字幕
1	A	00:00:01:19	00:00:07:28	この研修では自治体との協働による 地域生活支援拠点等コーディネーターの
2	A	00:00:08:01	00:00:11:06	配置と役割について学びます
3	A	00:00:17:05	00:00:22:04	初めに地域生活支援拠点等の概要を お話しします
4	A	00:00:26:15	00:00:29:28	地域生活支援拠点等の整備については
5	A	00:00:30:01	00:00:34:08	令和6年度の 障害者総合支援法の改正によって
6	A	00:00:34:11	00:00:39:07	整備に関する市町村の努力義務が 設けられました
7	A	00:00:39:10	00:00:44:28	地域生活支援拠点等が担うべき機能として 以下の3つが挙げられています
8	A	00:00:45:01	00:00:52:03	① 居宅で生活する障害者等の特性に 起因して生じる緊急の事態における対処や
9	A	00:00:52:06	00:00:55:26	緊急の事態に備えるための相談に 応じること
10	A	00:00:55:29	00:00:59:08	支援体制の確保のための 連携や調整
11	A	00:00:59:11	00:01:05:15	緊急時における宿泊場所の 一時的な提供の受け入れ体制の確保
12	A	00:01:05:18	00:01:09:26	② 入所施設や病院 親元からの地域移行に向けた
13	A	00:01:09:29	00:01:14:23	一人暮らしやグループホーム等の 体験利用の機会の提供
14	A	00:01:14:26	00:01:20:07	そのための相談や情報提供 関係機関との連携・調整
15	A	00:01:20:10	00:01:27:29	③ 障害者の地域生活を支える 専門的人材の確保・育成などです
16	A	00:01:28:02	00:01:34:12	市町村においては地域生活支援拠点等に 拠点コーディネーターを配置して
17	A	00:01:34:15	00:01:39:03	緊急時に備えた相談・緊急時の対応
18	A	00:01:39:06	00:01:43:15	また地域移行に関する支援
19	A	00:01:43:18	00:01:47:15	このようなことをしっかりと行うことが 求められています
20	A	00:01:47:18	00:01:50:24	また地域生活支援拠点等

21	A	00:01:50:27	00:01:53:16	<small>きかん</small> 基幹相談支援センター
22	A	00:01:53:19	00:01:56:11	地域の自立支援協議会
23	A	00:01:56:14	00:01:58:05	この3つによって
24	A	00:01:58:08	00:02:05:00	地域の障害のある方 <small>かた</small> の支援ネットワークを 整備していくことが求められています
25	A	00:02:11:20	00:02:15:19	拠点コーディネーターが どのような活動をして
26	A	00:02:15:22	00:02:20:11	どのような役割を果たしているかについて 動画でご覧いただきます
27	A	00:02:31:25	00:02:36:11	地域生活支援拠点等の 整備推進・機能強化
28	A	00:02:36:14	00:02:41:19	これを知るうえで必要な用語の解説を 最初に行います
29	A	00:02:47:10	00:02:50:11	令和6年から障害者総合支援法に
30	A	00:02:50:14	00:02:54:17	地域生活支援拠点等を 位置付けたことに伴い
31	A	00:02:54:20	00:02:56:09	厚生労働省では
32	A	00:02:56:12	00:03:02:09	「地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業の実施について」
33	A	00:03:02:12	00:03:06:11	「地域生活支援拠点等の整備推進 及び機能強化について」
34	A	00:03:06:14	00:03:09:23	という2つの通知 <small>はっしゅつ</small> を発出し
35	A	00:03:09:26	00:03:13:13	機能の強化に関する対応を示しました
36	A	00:03:13:16	00:03:18:24	通知の中で 地域生活支援拠点等に関する 用語が示されましたので
37	A	00:03:18:27	00:03:21:17	まずは それを解説していきます
38	A	00:03:23:01	00:03:26:03	(1) 拠点コーディネーター
39	A	00:03:26:06	00:03:30:17	拠点関係機関から構成される ネットワークの運営や
40	A	00:03:30:20	00:03:33:25	機能の充実等の総合調整 <small>ほか</small> を図り
41	A	00:03:33:28	00:03:40:02	情報連携等を担う地域生活支援拠点に 配属されたコーディネーターを指します
42	A	00:03:41:06	00:03:45:01	(2) 拠点機能強化サービス
43	A	00:03:45:04	00:03:49:18	計画相談支援 障害児相談支援の
44	A	00:03:49:21	00:03:55:12	機能強化型基本報酬 <small>ほうしゅう</small> (Ⅰ) または(Ⅱ)を算定する場合に

45	A	00:03:55:15	00:04:00:26	さらに自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援の
46	A	00:04:00:29	00:04:05:18	全てのサービスの総称を指します
47	A	00:04:05:21	00:04:08:12	これらのサービスを行っていることが
48	A	00:04:08:15	00:04:15:03	拠点コーディネーターを配置するための 加算を取得するための要件になっています
49	A	00:04:15:06	00:04:19:08	(3) 拠点機能強化事業所
50	A	00:04:19:11	00:04:22:29	(2)の拠点機能強化サービスを 満たしたうえで
51	A	00:04:23:02	00:04:28:04	市町村が拠点コーディネーターを 配置する地域生活支援拠点等として
52	A	00:04:28:07	00:04:31:12	位置付けられた事業所を指します
53	A	00:04:33:25	00:04:36:25	(4) 拠点事業所
54	A	00:04:36:28	00:04:39:19	これは 通知には出てこない言葉ですけども
55	A	00:04:39:22	00:04:43:14	この研修では 障害福祉サービス事業所等が
56	A	00:04:43:17	00:04:49:05	運営規定に定めたとうえで 市町村に <small>とどけで</small> 地域生活支援拠点等の届出を行い
57	A	00:04:49:08	00:04:54:28	市町村から 地域生活支援拠点等の 事業所として認められた事業所を
58	A	00:04:55:01	00:05:02:05	「拠点関係機関」と区別するために 「拠点事業所」と呼ぶこととします
59	A	00:05:02:08	00:05:06:15	(5)に拠点関係機関が解説されています
60	A	00:05:06:18	00:05:09:06	地域生活支援拠点等と連携して
61	A	00:05:09:09	00:05:14:10	障害者が地域で安心して 自立した日常生活 社会生活を
62	A	00:05:14:13	00:05:19:06	<small>いと</small> な 営むことができるよう支援する 指定障害福祉サービス事業者
63	A	00:05:19:09	00:05:25:24	医療機関 基幹相談支援センターなどの 関係機関の全てを指します
64	A	00:05:25:27	00:05:32:10	したがって拠点事業所よりも さらに広い拠点の関係機関を指しています
65	A	00:05:32:13	00:05:35:10	この拠点関係機関のうち
66	A	00:05:35:13	00:05:44:20	地域生活支援拠点等の届出を行った事業所を 「拠点事業所」というふうに区別しています
67	A	00:05:44:23	00:05:47:02	(6) 連携担当者
68	A	00:05:47:05	00:05:52:29	拠点事業所と拠点関係機関とのあいだで 平時から情報連携を整えるため

69	A	00:05:53:02	00:05:58:01	拠点事業所に連携担当者を1名以上配置することになりました
70	A	00:05:58:04	00:06:03:19	これによってコーディネーターと拠点事業所 拠点関係機関と
71	A	00:06:03:22	00:06:07:00	連携する相手が明確になり
72	A	00:06:07:03	00:06:11:19	より地域生活支援拠点等のコーディネーターと各機関が
73	A	00:06:11:22	00:06:16:22	連携しやすくなるという利点があります
74	A	00:06:16:25	00:06:19:28	(7) 地域生活障害者等
75	A	00:06:20:01	00:06:22:08	地域で生活する障害者
76	A	00:06:22:11	00:06:25:12	これは障害者及び障害児を指しますけども
77	A	00:06:25:15	00:06:30:09	さらに地域生活に移行することを希望する障害者
78	A	00:06:30:12	00:06:36:22	これらを総称して「地域生活障害者等」というふうに呼びます
79	A	00:06:38:24	00:06:41:07	(8) 緊急事態
80	A	00:06:41:10	00:06:44:22	障害の特性に起因して生じた緊急の事態
81	A	00:06:44:25	00:06:50:04	例えば強度行動障害の状態にある人がパニックを起こしてしまって
82	A	00:06:50:07	00:06:54:13	ご家庭などでは対応が難しくなってしまったそのような場合
83	A	00:06:54:16	00:07:03:05	あるいは障害のある方の介護をしているご本人のご家族などが
84	A	00:07:03:08	00:07:08:13	支援が見込めなくなったような事態を指します
85	A	00:07:08:16	00:07:10:29	(9) 動機付け支援
86	A	00:07:11:02	00:07:19:26	障害者支援施設や精神科病院に長期間 入所・入院していた人が
87	A	00:07:19:29	00:07:26:16	地域移行に向けての動機付けが高まるような支援を行うことを指します
88	A	00:07:26:19	00:07:30:19	必要に応じて面接や外出の同行支援
89	A	00:07:30:22	00:07:35:27	体験宿泊・ピアサポート活動の活用を行います
90	A	00:07:43:25	00:07:49:25	拠点機能強化事業所の整備と拠点コーディネーターの配置に向けて
91	A	00:07:53:23	00:07:57:02	拠点コーディネーターの配置をするための財源として
92	A	00:07:57:05	00:08:00:21	令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定で

93	A	00:08:00:24	00:08:04:19	地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置する加算
94	A	00:08:04:22	00:08:08:12	拠点機能強化加算が創設されました
95	A	00:08:11:18	00:08:14:12	これまで拠点コーディネーターの 人件費については
96	A	00:08:14:15	00:08:23:21	地域生活支援事業で その財源が対応されていましたが
97	A	00:08:23:24	00:08:28:27	拠点機能強化加算の算定要件を満たす 体制整備までのあいだに限り
98	A	00:08:29:00	00:08:35:00	地域生活支援事業の補助対象とする 経過措置が設けられています
99	A	00:08:35:03	00:08:40:27	ですので 現在 地域生活支援事業で 拠点コーディネーターを配置して
100	A	00:08:41:00	00:08:45:24	なおかつ 拠点機能強化加算に 移行するまでの体制が整っていない
101	A	00:08:45:27	00:08:47:17	そういった所については
102	A	00:08:47:20	00:08:52:10	地域生活援助事業の経過措置を 利用することができます
103	A	00:08:55:29	00:09:00:15	1) 拠点コーディネーターを配置するための 加算の事業所の要件です
104	A	00:09:00:18	00:09:03:27	① 計画相談支援 障害児相談支援の
105	A	00:09:04:00	00:09:08:24	機能強化型基本報酬(Ⅰ)または(Ⅱ)を 算定していることに加え
106	A	00:09:08:27	00:09:13:27	自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援を
107	A	00:09:14:00	00:09:17:00	同一の事業所で一体的に運営する
108	A	00:09:17:03	00:09:22:19	または 複数の事業所が 相互に連携して運営する場合
109	A	00:09:22:22	00:09:28:21	拠点コーディネーターを配置するための 加算の事業所の要件を満たすこととなります
110	A	00:09:28:24	00:09:34:06	② 拠点コーディネーターを <small>せんじゅう</small> 常勤専従で1人以上 配置すること
111	A	00:09:34:09	00:09:41:13	③ その事業所を市町村が地域生活支援拠点等 として位置付けていること
112	A	00:09:41:16	00:09:43:16	この3つの要件を満たした場合
113	A	00:09:43:19	00:09:47:29	拠点コーディネーターを配置するための 加算の事業所の要件を
114	A	00:09:48:02	00:09:50:27	満たしているということになります
115	A	00:09:54:26	00:10:01:02	次に この要件を 同一の事業所で果たす場合

116	A	00:10:01:05	00:10:08:01	あるいは相互に連携して 運営する場合についての概念図 <small>がいねんず</small> を説明します
117	A	00:10:08:04	00:10:12:14	この図はAという法人の Aという事業所で
118	A	00:10:12:17	00:10:18:01	計画相談 障害児相談支援の 機能強化型基本報酬(Ⅰ)または(Ⅱ)を
119	A	00:10:18:04	00:10:21:06	算定している相談支援事業所があり
120	A	00:10:21:09	00:10:23:01	さらに その事業所において
121	A	00:10:23:04	00:10:29:01	自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援を行っている場合
122	A	00:10:29:04	00:10:34:09	これが一体的に行っている体制として 考えられます
123	A	00:10:34:12	00:10:37:17	さらにAという法人の中で
124	A	00:10:37:20	00:10:40:16	相談支援を行っている事業所
125	A	00:10:40:19	00:10:43:01	地域移行支援を行っている事業所
126	A	00:10:43:04	00:10:45:19	地域定着支援を行っている事業所
127	A	00:10:45:22	00:10:48:25	自立生活援助を行っている事業所が
128	A	00:10:48:28	00:10:50:28	別々にある場合において
129	A	00:10:51:01	00:10:54:28	これらを一体的に運営するというので
130	A	00:10:55:01	00:10:58:20	拠点機能強化事業所の要件を 満たすこともできます
131	A	00:10:58:23	00:11:02:16	さらに相互に連携して 運営する場合には
132	A	00:11:02:19	00:11:05:18	Aという法人で相談支援事業
133	A	00:11:05:21	00:11:08:06	Bという法人が地域移行支援
134	A	00:11:08:09	00:11:10:24	Cという法人が地域定着支援
135	A	00:11:10:27	00:11:14:12	Dという法人が自立生活援助という形に
136	A	00:11:14:15	00:11:18:28	別々の法人で それぞれの事業を担っていたとしても
137	A	00:11:19:01	00:11:25:08	そこが相互に連携して運営をしていると いう体制が取れている場合は
138	A	00:11:25:11	00:11:29:14	これらの4つの法人をもって
139	A	00:11:29:17	00:11:34:13	拠点機能強化事業所として 認めることもできます
140	A	00:11:34:16	00:11:37:05	この場合は4つの法人が連携して
141	A	00:11:37:08	00:11:42:05	拠点コーディネーターを配置するための 加算を取得するということになります
142	A	00:11:42:08	00:11:47:12	これは4つに限らず 3つでも2つでも可能になります

143	A	00:11:47:15	00:11:51:10	ですので 1つの法人で 全てを満たしているという必要はなく
144	A	00:11:51:13	00:11:53:14	いくつかの法人で連携して
145	A	00:11:53:17	00:11:57:01	拠点コーディネーターを配置するための 事業所としての要件を
146	A	00:11:57:04	00:12:00:04	満たすことができることとなります
147	A	00:12:02:28	00:12:05:14	2) 拠点コーディネーターの専従です
148	A	00:12:05:17	00:12:09:15	加算で配置した 拠点コーディネーターについては
149	A	00:12:09:18	00:12:14:26	原則として 拠点機能強化事業所における 他の職務に従事してはならない
150	A	00:12:14:29	00:12:16:14	ということになっています
151	A	00:12:16:17	00:12:21:20	ですので 拠点コーディネーターとして 専従することが求められます
152	A	00:12:21:23	00:12:24:01	拠点コーディネーターが例えば
153	A	00:12:24:04	00:12:28:04	相談支援事業所の 相談支援専門員を兼務するとか
154	A	00:12:28:07	00:12:30:26	あるいは 自立生活援助の支援員を兼務する
155	A	00:12:30:29	00:12:33:11	このようなことは認められていません
156	A	00:12:33:14	00:12:39:18	ただし 緊急事態における支援や 地域移行等に係る支援において
157	A	00:12:39:21	00:12:42:26	拠点コーディネーターが 自ら支援を提供することを
158	A	00:12:42:29	00:12:47:15	市町村が特に必要と認めた場合には その時に限って
159	A	00:12:47:18	00:12:54:23	拠点機能強化事業所の職務に 従事することができることになっています
160	A	00:12:56:29	00:13:00:12	3) 拠点コーディネーターの 要件と業務です
161	A	00:13:00:15	00:13:02:23	(イ) 拠点コーディネーターの要件
162	A	00:13:02:26	00:13:07:16	以下のいずれかの要件を満たすと 市町村長が認めた人が
163	A	00:13:07:19	00:13:09:15	要件を満たすこととなります
164	A	00:13:09:18	00:13:14:17	① 自立支援協議会への参画 <small>さんかく</small> 運営の実績など
165	A	00:13:14:20	00:13:20:20	地域における相談支援体制や 障害福祉サービス提供体制の構築について
166	A	00:13:20:23	00:13:23:19	一定の知識 経験を有する人

167	A	00:13:23:22	00:13:31:09	② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援に相当期間 従事するなど
168	A	00:13:31:12	00:13:36:27	地域生活障害者等への支援について知識 経験を有する人
169	A	00:13:37:00	00:13:39:25	③ その他 社会福祉士など
170	A	00:13:39:28	00:13:44:05	障害者支援に関する一定の知識 経験を有する人
171	A	00:13:44:08	00:13:49:04	このような要件を満たしている人が市町村から認められた場合
172	A	00:13:49:07	00:13:53:19	拠点コーディネーターの要件を満たしたということになります
173	A	00:13:55:24	00:13:59:25	(ウ) 拠点コーディネーターの業務です
174	A	00:13:59:28	00:14:05:13	市町村とともに 地域の支援ニーズ ^{はあく} の把握や社会資源の活用
175	A	00:14:05:16	00:14:11:29	効果的な支援体制を構築するため以下の業務を行うとされています
176	A	00:14:12:02	00:14:17:20	① 事前把握と緊急時の対応
177	A	00:14:17:23	00:14:23:04	緊急時の支援が見込めないそのような可能性がある方に対して
178	A	00:14:23:07	00:14:31:26	事前に拠点コーディネーターがその状況を把握して登録するなど
179	A	00:14:31:29	00:14:37:04	緊急時の対応をするための準備を行うことを指します
180	A	00:14:38:24	00:14:42:27	② 緊急時 受け入れ体制の確保
181	A	00:14:43:00	00:14:49:02	短期入所事業所や通所事業所 ^{つうじょ} と連携体制を作ったうえで
182	A	00:14:49:05	00:14:51:24	常時の緊急受け入れ体制を確保する
183	A	00:14:51:27	00:14:59:28	このようなことを事前に調整をして準備をしていくことを求めています
184	A	00:15:00:01	00:15:03:07	③ 地域移行の支援
185	A	00:15:03:10	00:15:08:21	一般・特定相談支援事業 障害者支援施設 精神科病院との
186	A	00:15:08:24	00:15:12:15	連携体制を作ったうえで
187	A	00:15:12:18	00:15:17:04	障害者支援施設の 地域移行等意向確認担当者 ^{いこう}
188	A	00:15:17:07	00:15:23:00	精神科病院の退院後生活環境相談員と情報共有をしたり

189	A	00:15:23:03	00:15:26:10	障害福祉サービスの体験利用の支援をしたり
190	A	00:15:26:13	00:15:30:24	地域生活への移行に向けた支援の調整を行います
191	A	00:15:30:27	00:15:37:11	④ その他 拠点の機能を果たすために必要な役割とされています
192	A	00:15:40:07	00:15:44:13	4) 拠点機能強化加算の算定です
193	A	00:15:44:16	00:15:49:19	拠点コーディネーター 1人当たり ひと 1月につき100回を上限として
194	A	00:15:49:22	00:15:56:06	拠点機能強化加算の算定を することができることになっています
195	A	00:15:56:09	00:16:01:16	100回というのは 例えば 以下の図で見ていただきますと
196	A	00:16:01:19	00:16:07:29	計画相談支援や障害児相談支援の 機能強化型基本報酬(Ⅰ)または(Ⅱ)を
197	A	00:16:08:02	00:16:14:14	月 例えば50件 50事例分 報酬請求をした場合に
198	A	00:16:14:17	00:16:19:21	それに対して拠点機能強化加算が 上乘せされることとなります
199	A	00:16:19:24	00:16:25:05	さらに 月 専従常勤1人当たり100件ですから
200	A	00:16:25:08	00:16:27:05	相談で50件だった場合
201	A	00:16:27:08	00:16:32:16	残りの50件を自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援で
202	A	00:16:32:19	00:16:36:17	それぞれ20件 10件 20件というふうに 算定した場合
203	A	00:16:36:20	00:16:39:24	この3つの事業で 50件になりますので
204	A	00:16:39:27	00:16:45:00	これらの報酬に さらに拠点機能強化加算が上乘せされて
205	A	00:16:45:03	00:16:47:18	支給されることとなります
206	A	00:16:47:21	00:16:51:14	そうしますと相談で50件 ほかの3事業で50件
207	A	00:16:51:17	00:16:57:17	合計100件 拠点コーディネーター 1人当たりの加算を取得することになり
208	A	00:16:57:20	00:17:03:28	この100件で おおむね月50万円ぐらいの 加算の報酬が
209	A	00:17:04:01	00:17:08:19	これらのサービスの基本報酬に 上乘せされる形で
210	A	00:17:08:22	00:17:11:27	別途 支払われることになり

211	A	00:17:12:00	00:17:15:03	それを 拠点コーディネーターのための人件費
212	A	00:17:15:06	00:17:19:29	あるいは事業費として 活用できることとなります
213	A	00:17:25:08	00:17:29:21	先ほどの図については Aという法人が
214	A	00:17:29:24	00:17:35:18	1つの法人で月100件 加算を 算定した場合の図だったわけですが
215	A	00:17:35:21	00:17:40:18	複数の法人が拠点機能強化事業を 相互に連携して運営する場合
216	A	00:17:40:21	00:17:46:10	複数の法人が加算を算定し 報酬として受け取るようになります
217	A	00:17:46:13	00:17:51:12	この図を見ていただきますと Aという法人が相談支援事業で月50件
218	A	00:17:51:15	00:17:57:13	Bという法人が 自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援の3つの事業で
219	A	00:17:57:16	00:18:02:01	残りの50件の報酬請求を 行っている形になっています
220	A	00:18:02:04	00:18:09:15	そうしますと Aという法人に 相談の50件分の拠点機能強化加算が支払われ
221	A	00:18:09:18	00:18:14:16	Bという法人には自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援の
222	A	00:18:14:19	00:18:23:05	3つの事業に対する拠点機能強化加算が 50件分 支払われるということになります
223	A	00:18:23:08	00:18:24:11	ただ この場合
224	A	00:18:24:14	00:18:28:28	拠点コーディネーターは その100件分の加算を集めて
225	A	00:18:29:01	00:18:33:02	人件費や事業費として使うということに なります
226	A	00:18:33:05	00:18:37:14	Aという法人が拠点コーディネーターを 雇用して配置した場合は
227	A	00:18:37:17	00:18:45:22	B法人が受け取った この3つの事業の 拠点機能強化加算分だけを
228	A	00:18:45:25	00:18:49:04	Aという法人に 支払うこととなります
229	A	00:18:49:07	00:18:55:20	そうしますと A法人は B法人が受け取った 拠点機能強化加算の50件分と
230	A	00:18:55:23	00:19:04:17	A法人が取得した相談支援事業による 50件分の拠点機能強化加算の2つを合わせて
231	A	00:19:04:20	00:19:08:10	100件分の拠点機能強化加算を活用して

232	A	00:19:08:13	00:19:11:25	拠点コーディネーターの人件費を まかな 賄ったり
233	A	00:19:11:28	00:19:13:29	あるいは 拠点コーディネーターのための事業費を
234	A	00:19:14:02	00:19:18:05	賄ったりすることが できることとなります
235	A	00:19:18:08	00:19:19:22	当然 B 法人は
236	A	00:19:19:25	00:19:26:10	この3つの事業の基本報酬分は B 法人の収入として取得することができ
237	A	00:19:26:13	00:19:30:21	加算部分だけを A 法人に支払うこととなります
238	A	00:19:32:27	00:19:37:15	こうすることによって 複数法人による連携によって
239	A	00:19:37:18	00:19:42:17	拠点コーディネーターを配置することが 可能になります
240	A	00:19:42:20	00:19:46:22	B 法人が社会福祉法人だった場合
241	A	00:19:46:25	00:19:50:03	社会福祉法によって
242	A	00:19:50:06	00:19:57:19	社会福祉法人の経費を 他の法人に対して支払うということには
243	A	00:19:57:22	00:19:59:15	制限があるわけですが
244	A	00:19:59:18	00:20:01:05	この場合においても
245	A	00:20:01:08	00:20:05:23	拠点コーディネーターを配置するという 対価性が認められることから
246	A	00:20:05:26	00:20:11:20	拠点コーディネーターに関する加算分を A 法人に支払うことは可能ということが
247	A	00:20:11:23	00:20:14:03	示されています
248	A	00:20:18:23	00:20:23:01	5) 加算の算定に関する 市町村の関与です
249	A	00:20:23:04	00:20:25:24	市町村は拠点関係機関とともに
250	A	00:20:25:27	00:20:33:08	拠点コーディネーターの役割の確認や 人員配置体制 費用負担の検討を行います
251	A	00:20:33:11	00:20:39:15	市町村と一緒に協力して 法人と検討するということとなります
252	A	00:20:39:18	00:20:44:14	そのうえで拠点コーディネーターの 配置事業所の選定に当たっては
253	A	00:20:44:17	00:20:48:05	効果的な支援の連携体制を 構築するための業務を
254	A	00:20:48:08	00:20:52:18	適切に実施できると 認められる事業所の選定

255	A	00:20:52:21	00:20:57:22	拠点コーディネーターの配置 拠点関係機関間の分担に
256	A	00:20:57:25	00:21:01:06	積極的に関与することが 求められています
257	A	00:21:01:09	00:21:05:05	拠点コーディネーターの加算を 取得できる要件を
258	A	00:21:05:08	00:21:11:22	認められたからということ 加算の申請ができるわけではなく
259	A	00:21:11:25	00:21:13:17	そこを市町村が
260	A	00:21:13:20	00:21:18:28	拠点コーディネーターを配置する 事業所として適切だと認められた場合に
261	A	00:21:19:01	00:21:24:16	初めて加算の申請ができるという点に 注意をしてください
262	A	00:21:27:13	00:21:30:07	6) 連携会議の開催です
263	A	00:21:30:10	00:21:35:04	拠点機能強化事業所になった場合 ひと 1月に1回以上
264	A	00:21:35:07	00:21:36:12	拠点コーディネーター
265	A	00:21:36:15	00:21:42:27	それから拠点機能強化事業所の職員が 参加する連携会議を開催することが
266	A	00:21:43:00	00:21:44:18	求められます
267	A	00:21:44:21	00:21:49:16	協議して市町村と その内容を共有します
268	A	00:21:49:19	00:21:51:17	そこで協議する内容として
269	A	00:21:51:20	00:21:55:27	拠点機能強化加算の算定状況
270	A	00:21:56:00	00:22:00:12	拠点の機能の整備状況
271	A	00:22:00:15	00:22:04:08	支援で明らかになった地域課題の共有
272	A	00:22:04:11	00:22:10:03	このようなことが 会議の項目として挙げられています
273	A	00:22:10:06	00:22:14:01	拠点事業所の 情報連携の担当者等とともに
274	A	00:22:14:04	00:22:19:05	定期的に協議を行うことも 求められています
275	A	00:22:19:08	00:22:22:12	地域生活支援拠点等の支援例を 共有したり
276	A	00:22:22:15	00:22:27:16	把握した地域の課題 その解決方法等を共有します
277	A	00:22:27:19	00:22:33:13	これは地域生活支援拠点等の 拠点機能強化事業所に加えて
278	A	00:22:33:16	00:22:40:25	拠点事業所 拠点として届出をしている事業所と一緒に

279	A	00:22:40:28	00:22:44:08	定期的に協議を行うということになります
280	A	00:22:44:11	00:22:47:27	さらに地域の関係者と共有するというので
281	A	00:22:48:00	00:22:52:23	拠点の機能の整備状況について 拠点関係機関ですね
282	A	00:22:52:26	00:22:58:13	地域の様々な拠点の届出を していない機関も含めて
283	A	00:22:58:16	00:23:03:10	情報の共有を図るということも 求められています
284	A	00:23:03:13	00:23:05:27	連携会議の運営などは
285	A	00:23:06:00	00:23:08:13	自立支援協議会の場合 活用する方法でも
286	A	00:23:08:16	00:23:12:29	差し支えないということが 示されていますので
287	A	00:23:13:02	00:23:18:13	新たに連携会議を行うということも いいでしょうし
288	A	00:23:18:16	00:23:21:23	あるいは地域の事業所と 情報共有する場合は
289	A	00:23:21:26	00:23:27:02	自立支援協議会を活用するということも 認められています
290	A	00:23:28:03	00:23:30:21	7) 事業所の加算
291	A	00:23:30:24	00:23:33:21	これは拠点機能強化事業所ではなく
292	A	00:23:33:24	00:23:41:14	緊急事態 ^{うけいれ} 受入加算をする 拠点関係機関の加算についてです
293	A	00:23:41:17	00:23:43:26	(1) 緊急事態受入加算については
294	A	00:23:43:29	00:23:49:17	拠点関係機関との連携担当者を 1名以上 配置する
295	A	00:23:49:20	00:23:53:07	拠点コーディネーターとの連携をする 担当者ですよ
296	A	00:23:53:10	00:23:58:04	連携担当者を1名以上 配置することが 求められるんですけども
297	A	00:23:58:07	00:24:01:04	ただ これは 新たに人を増やすということではなくて
298	A	00:24:01:07	00:24:04:01	すでにいる職員のうち1人以上
299	A	00:24:04:04	00:24:10:17	担当者として明確化しておくことで 足りるとされています
300	A	00:24:10:20	00:24:13:29	(2) 短期入所における加算です
301	A	00:24:14:02	00:24:17:01	短期入所事業所については
302	A	00:24:17:04	00:24:19:28	地域生活支援拠点等である場合

303	A	00:24:20:01	00:24:23:28	拠点関係機関との連携担当者を 1名以上 配置し
304	A	00:24:24:01	00:24:28:07	医療的ケア児者 重症心身障害児者
305	A	00:24:28:10	00:24:30:23	あるいは行動関連項目の合計点数が
306	A	00:24:30:26	00:24:36:05	10点以上である強度行動障害の 状態にある人を支援した場合に
307	A	00:24:36:08	00:24:39:21	200単位の加算が受けられるということに なっていますが
308	A	00:24:39:24	00:24:44:07	こちらも連携担当者の配置が 求められています
309	A	00:24:44:10	00:24:49:02	繰り返しになりますけども 連携担当者は 新たな職員を配置する必要はなく
310	A	00:24:49:05	00:24:51:12	すでにいる職員の1人以上を
311	A	00:24:51:15	00:24:56:25	連携担当者として指名して 明確化しておくことで足ります
312	A	00:24:59:14	00:25:03:29	(3) 地域移行促進加算(II) <small>そくしん</small>
313	A	00:25:04:02	00:25:08:24	地域生活支援拠点等に位置付けられた 指定障害者支援施設において
314	A	00:25:08:27	00:25:12:12	地域移行に向けた動機付け支援として
315	A	00:25:12:15	00:25:16:28	グループホームの見学や グループホーム内での食事の体験
316	A	00:25:17:01	00:25:19:15	地域活動への参加を行った場合に
317	A	00:25:19:18	00:25:23:04	この加算を受けることができます
318	A	00:25:23:07	00:25:27:27	(4) 地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業
319	A	00:25:28:00	00:25:33:03	これは地域生活支援事業の中に 設けられている事業になりまして
320	A	00:25:33:06	00:25:35:01	地域生活支援拠点等における
321	A	00:25:35:04	00:25:38:12	ネットワークの運営や機能の 充実を図るために
322	A	00:25:38:15	00:25:41:17	地域の関係機関の連携体制を 構築することを
323	A	00:25:41:20	00:25:44:23	目的とした補助事業になります
324	A	00:25:49:18	00:25:53:12	8) 障害福祉サービス事業所等を
325	A	00:25:53:15	00:26:00:01	地域生活支援拠点等に位置付ける際の 手順についてお伝えします
326	A	00:26:02:21	00:26:05:11	(1) 事前協議ですね
327	A	00:26:05:14	00:26:09:13	市町村と事業所の管理者等を含む 関係者とのあいだで
328	A	00:26:09:16	00:26:12:21	次の項目について事前に協議し

329	A	00:26:12:24	00:26:16:26	加算を活用した整備の方向性を共有します
330	A	00:26:16:29	00:26:22:07	地域生活支援拠点等の整備状況の確認 あるいは課題
331	A	00:26:22:10	00:26:25:18	実際に支援を行う場合の連携方法
332	A	00:26:25:21	00:26:30:01	整備状況の公表に係る周知方法
333	A	00:26:30:04	00:26:33:13	さらに拠点機能強化事業所の場合
334	A	00:26:33:16	00:26:38:17	拠点コーディネーターの業務と役割 配置人数
335	A	00:26:38:20	00:26:44:18	拠点コーディネーターを担う人の 加算算定事業所の確認
336	A	00:26:44:21	00:26:47:08	複数事業所が連携して運営する場合
337	A	00:26:47:11	00:26:50:14	複数の法人が 連携して運営する場合には
338	A	00:26:50:17	00:26:56:11	それぞれの事業所の算定回数 の目安や人件費の負担割合
339	A	00:26:56:14	00:27:00:29	さらに連携会議の開催方法
340	A	00:27:01:02	00:27:03:23	拠点に係る加算の届出に関しては
341	A	00:27:03:26	00:27:10:16	拠点関係機関との連携担当者についても 事前協議を行ってください
342	A	00:27:13:08	00:27:15:25	(2)として市町村への届出です
343	A	00:27:15:28	00:27:19:24	事前協議が整った 障害福祉サービス事業所等は
344	A	00:27:19:27	00:27:25:10	都道府県知事に対する 拠点機能強化加算の届出の前に
345	A	00:27:25:13	00:27:26:24	市町村に対して
346	A	00:27:26:27	00:27:30:19	地域生活支援拠点等の機能を担うこと
347	A	00:27:30:22	00:27:36:28	それから それに係る加算を 算定するために必要な届出を行います
348	A	00:27:37:01	00:27:40:29	市町村は 届出書の内容に不備がない場合には
349	A	00:27:41:02	00:27:47:12	その事業所を地域生活支援拠点等に 位置付けた旨の通知を行います
350	A	00:27:48:27	00:27:54:29	9) 地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業の活用
351	A	00:27:55:02	00:28:02:02	先ほどもお話しした地域生活支援事業に 設けられている この事業を活用して
352	A	00:28:02:05	00:28:06:24	地域の関係機関の連携体制を 構築することを目的とした事業を
353	A	00:28:06:27	00:28:08:25	行うことができます

354	A	00:28:13:15	00:28:24:19	これが「機能強化型サービス利用支援費・機能強化型障害児支援利用援助費に関する届出書」
355	A	00:28:24:22	00:28:27:11	加算の届出書になります
356	A	00:28:30:13	00:28:36:10	このような様式が公表されていますので ご活用いただけたらと思います
357	A	00:28:38:26	00:28:41:08	10) 都道府県の役割です
358	A	00:28:41:11	00:28:47:16	都道府県は 市町村の地域生活支援拠点等の 整備推進に関する広域的な見地から
359	A	00:28:47:19	00:28:50:29	次のような援助を行うことと されています
360	A	00:28:51:02	00:28:55:19	市町村の地域生活支援拠点等の 整備状況や機能の状況を
361	A	00:28:55:22	00:28:58:17	継続的に把握すること
362	A	00:28:58:20	00:29:00:11	拠点未整備の市町村
363	A	00:29:00:14	00:29:05:14	とりわけ人口規模の小さい市町村への 整備の働きかけ
364	A	00:29:06:22	00:29:08:10	規模の小さい事業所ですと
365	A	00:29:08:13	00:29:13:09	単独で拠点コーディネーターを 配置するということが難しいことから
366	A	00:29:13:12	00:29:17:17	周辺の複数の自治体と協力して
367	A	00:29:17:20	00:29:25:04	拠点機能強化事業所を指定をして 拠点コーディネーターを配置するとか
368	A	00:29:25:07	00:29:27:19	そういった市町村同士の連携
369	A	00:29:27:22	00:29:29:20	こういったことが求められますので
370	A	00:29:29:23	00:29:34:25	そこは都道府県がしっかりと 関わっていくということを指しています
371	A	00:29:34:28	00:29:39:01	市町村と現状や課題の共有を図る
372	A	00:29:39:04	00:29:43:12	拠点の整備 運営に関する研修会を 開催する
373	A	00:29:43:15	00:29:48:07	こうじれい 好事例の紹介や課題を把握して 共有すること
374	A	00:29:48:10	00:29:54:22	「都道府県による基幹相談支援センター・ 地域生活支援拠点等整備推進事業」
375	A	00:29:54:25	00:29:57:29	という事業によって
376	A	00:29:58:02	00:30:00:15	アドバイザーの配置や派遣による
377	A	00:30:00:18	00:30:05:04	市町村への地域生活支援拠点等の 整備や運営に関する助言
378	A	00:30:05:07	00:30:10:01	実態把握 分析 連絡会の開催を できることになっていますので

379	A	00:30:10:04	00:30:13:24	都道府県で 活用していただきたいと思います
380	A	00:30:23:00	00:30:26:00	① 指定特定相談支援事業所における
381	A	00:30:26:03	00:30:31:14	機能強化型サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ 取得に向けた
382	A	00:30:31:17	00:30:38:07	複数事業所による一体的管理運営の 促進に向けて お話しします
383	A	00:30:41:06	00:30:44:16	拠点コーディネーターが 配置できない理由の第1位として
384	A	00:30:44:19	00:30:49:11	人材不足を挙げる事業所が多いです
385	A	00:30:49:14	00:30:52:03	相談支援専門員が辞めてしまう
386	A	00:30:52:06	00:30:54:12	募集しても応募がない
387	A	00:30:54:15	00:31:01:26	「相談支援よりも直接支援する仕事がいい」 という声ですとか
388	A	00:31:01:29	00:31:09:01	そうした背景には相談支援専門員の孤独が 感じられる場合が多いです
389	A	00:31:09:04	00:31:12:15	1人事業所が多いという現実ですとか
390	A	00:31:12:18	00:31:16:23	2人や3人の事業所でも 訪問ですれ違ってしまって
391	A	00:31:16:26	00:31:20:23	相談支援専門員同士で 相談できる相手がいない
392	A	00:31:20:26	00:31:22:03	このようなことが
393	A	00:31:22:06	00:31:28:16	相談支援専門員の孤独を作っている 理由ではないかというふうに思います
394	A	00:31:31:05	00:31:34:13	では この相談支援専門員の孤独を 解消するために
395	A	00:31:34:16	00:31:36:26	何ができるでしょうか
396	A	00:31:36:29	00:31:42:25	複数の法人の相談支援事業所が 1つの事務所で一緒に仕事をする
397	A	00:31:42:28	00:31:45:05	このようなことが実現できれば
398	A	00:31:45:08	00:31:46:14	いくつかの事業所が
399	A	00:31:46:17	00:31:50:22	1つのオフィスに集まって 相談支援の仕事ができますので
400	A	00:31:50:25	00:31:55:18	すぐに そこにいる誰かに 相談できたりとか
401	A	00:31:55:21	00:32:01:19	あるいは基幹相談支援センターと そのオフィスが一体であった場合は
402	A	00:32:01:22	00:32:07:08	基幹相談支援センターを中心とした 相談支援ネットワークができたり
403	A	00:32:07:11	00:32:09:21	あるいは複数事業所で

404	A	00:32:09:24	00:32:16:05	機能強化型サービス利用支援費 ⅠまたはⅡを算定する条件が満たされれば
405	A	00:32:16:08	00:32:20:21	例えば 機能強化型サービス利用支援費Ⅰは
406	A	00:32:20:24	00:32:24:27	4人以上の 常勤の相談支援専門員がいて
407	A	00:32:25:00	00:32:30:05	そのうちの1人が 主任相談支援専門員だった場合ですね
408	A	00:32:30:08	00:32:36:16	Ⅱの場合は3人の 常勤の相談支援専門員がいて
409	A	00:32:36:19	00:32:42:04	そのうちの1人が 主任相談支援専門員である場合
410	A	00:32:42:07	00:32:43:22	このような場合に
411	A	00:32:43:25	00:32:48:23	機能強化型サービス利用支援費 ⅠまたはⅡの要件を
412	A	00:32:48:26	00:32:52:08	満たすことができるわけですが
413	A	00:32:52:11	00:32:56:22	複数の事業所で 一体的な管理運営をすることによって
414	A	00:32:56:25	00:33:03:11	この機能強化型サービス利用支援費Ⅰ またはⅡを算定する事業所としての要件を
415	A	00:33:03:14	00:33:08:13	整えることができるということが 示されています
416	A	00:33:08:16	00:33:11:12	もしこれが可能になりますと
417	A	00:33:11:15	00:33:20:26	これまでよりもより多くの報酬を 受け取ることができて
418	A	00:33:20:29	00:33:26:20	さらにそこに上乗せされる 拠点コーディネーターの加算を
419	A	00:33:26:23	00:33:29:26	算定する前提が整います
420	A	00:33:29:29	00:33:36:13	基幹相談支援センターを中心とするなどの 相談支援事業所のシェアオフィス化を進める
421	A	00:33:36:16	00:33:40:08	こういったことが相談支援専門員の 孤独を解消するための
422	A	00:33:40:11	00:33:45:24	1つの工夫ではないかなというふうに 思います
423	A	00:33:46:13	00:33:51:15	シェアオフィスという形を取らなくても これまでと同様
424	A	00:33:51:18	00:33:56:10	それぞれの法人で別々の事業所で 相談支援事業を行いながら
425	A	00:33:56:13	00:34:02:05	複数の相談支援事業所 複数の法人にまたがる相談支援事業所が
426	A	00:34:02:08	00:34:07:01	一体的に管理運営を行う場合も

427	A	00:34:07:04	00:34:13:09	機能強化報酬ⅠまたはⅡを算定する要件を満たすというふうにされています
428	A	00:34:13:12	00:34:17:03	その場合は 協働体制を確保する事業所間において
429	A	00:34:17:06	00:34:19:28	協定を締結すること <small>ていつ</small>
430	A	00:34:20:01	00:34:22:20	協働体制の要件を満たしているかについて
431	A	00:34:22:23	00:34:29:13	事業所間において定期的に 月1回 確認が実施されていること
432	A	00:34:29:16	00:34:32:13	さらに協働体制を 確保する事業所間において
433	A	00:34:32:16	00:34:36:14	24時間 常時連絡できる体制を 整備していること
434	A	00:34:36:17	00:34:38:29	このようなことが求められます
435	A	00:34:39:02	00:34:45:21	この24時間の常時連絡体制が負担という声も お聞きするんですけども
436	A	00:34:45:24	00:34:53:25	複数の相談支援専門員で 夜間対応する携帯電話を持ち回りで持つ
437	A	00:34:53:28	00:34:57:00	このようなことでも可能になります
438	A	00:34:57:03	00:35:01:16	24時間対応している 訪問看護事業所ですとか
439	A	00:35:01:19	00:35:04:20	訪問介護事業所などでは
440	A	00:35:04:23	00:35:09:20	このような体制を取っている所も 多いわけですので
441	A	00:35:09:23	00:35:14:02	ぜひ挑戦していただけたらなというふうに 思います
442	A	00:35:14:05	00:35:15:29	さらに詳しいことにつきましては
443	A	00:35:16:02	00:35:20:24	ここに書かれている要件を お読みいただけたらと思います
444	A	00:35:24:07	00:35:28:24	今 申し上げた複数事業所による 一体的管理運営の概念図を
445	A	00:35:28:27	00:35:31:02	お示ししたいと思います
446	A	00:35:31:05	00:35:37:05	Aという法人に 主任相談支援専門員と もう1人 相談支援専門員がいて
447	A	00:35:37:08	00:35:41:26	B法人は 相談支援事業所で 1人 相談支援専門員がいて
448	A	00:35:41:29	00:35:45:21	C法人も同様に 1人 相談支援専門員がいる
449	A	00:35:45:24	00:35:52:16	このままですと機能強化ⅠまたはⅡの 要件を満たしていないわけですね

450	A	00:35:52:19	00:35:58:24	3人 または 4人以上の相談支援専門員が 1つの事業所にいません
451	A	00:35:58:27	00:36:04:05	これを複数事業所による 一体的管理運営ということで
452	A	00:36:04:08	00:36:09:07	それぞれの法人の相談支援専門員を
453	A	00:36:09:10	00:36:16:13	一体的管理運営の ^{もと} 下に協定を結んで 事業を行うということになりますと
454	A	00:36:16:16	00:36:22:09	主任相談支援専門員を含めて4人の 常勤の相談支援専門員が確保できますので
455	A	00:36:22:12	00:36:26:24	共同事業所として Ⅰ型の算定ができることになります
456	A	00:36:26:27	00:36:28:05	そうなりますと
457	A	00:36:28:08	00:36:34:06	それまで別々に各法人で行っていた 相談支援事業の報酬よりも
458	A	00:36:34:09	00:36:38:17	Ⅰ型の報酬が 算定できることになりますので
459	A	00:36:38:20	00:36:44:13	これまでよりも多くの報酬を 取得することができてそれを原資にして
460	A	00:36:44:16	00:36:50:05	新たな相談支援専門員を 雇用するというものに向けての取り組みも
461	A	00:36:50:08	00:36:53:22	行いやすくなるということが できると思います
462	A	00:36:53:25	00:36:58:16	ですのでまずは この複数事業所による一体的管理運営
463	A	00:36:58:19	00:37:00:23	これを協定によって実現する
464	A	00:37:00:26	00:37:04:21	このことを ぜひ検討していただきたいと思います
465	A	00:37:06:28	00:37:08:25	一体的管理運営により
466	A	00:37:08:28	00:37:12:20	機能強化型サービス利用支援費Ⅰ またはⅡを算定した場合の
467	A	00:37:12:23	00:37:15:09	報酬の違いですけども
468	A	00:37:18:18	00:37:27:15	この(3)が機能強化型加算ではない 基本的な報酬になります
469	A	00:37:27:18	00:37:32:22	機能強化型サービス利用支援費Ⅱ またはⅠを算定できた場合は
470	A	00:37:32:25	00:37:37:09	この一番下の基本報酬よりも
471	A	00:37:37:12	00:37:40:27	月100件 報酬を算定した場合
472	A	00:37:41:00	00:37:48:09	3万4200単位 利用支援費Ⅱの場合は 多く報酬を受け取ることができますし

473	A	00:37:48:12	00:37:54:22	利用支援費Ⅰの場合は4万4200単位 多く報酬を受け取ることができます
474	A	00:37:54:25	00:37:58:08	1単位は おおむね10円というふうに なっていますので
475	A	00:37:58:11	00:38:02:04	34万円以上 あるいは44万円以上ですね
476	A	00:38:02:07	00:38:10:22	これまでやっているサービス等利用計画の 作成をしている
477	A	00:38:10:25	00:38:12:15	同じ仕事をしたとして
478	A	00:38:12:18	00:38:18:20	これだけ多くの報酬を受け取ることが できるようになるということです
479	A	00:38:18:23	00:38:24:24	ぜひ複数事業所による一体的管理運営に 挑戦していただきたいと思います
480	A	00:38:24:27	00:38:29:15	そのことによって相談支援体制を 充実させることができますし
481	A	00:38:29:18	00:38:35:28	拠点機能強化加算を取得する前提が 整うということになります
482	A	00:38:38:13	00:38:40:04	次に 人材を生み出す
483	A	00:38:40:07	00:38:43:26	人手不足ということと 人材不足ということがいわれています
484	A	00:38:43:29	00:38:46:16	拠点コーディネーターには 先ほどお話ししたように
485	A	00:38:46:19	00:38:49:01	一定の経験が求められます
486	A	00:38:49:04	00:38:52:17	1つの法人で経験のある人材を 配置できなければ
487	A	00:38:52:20	00:38:56:12	複数の法人から1人 生み出してはどうでしょうか？
488	A	00:38:56:15	00:38:59:07	複数の法人の事業所が一体となって
489	A	00:38:59:10	00:39:02:22	拠点機能強化事業所となることが できますので
490	A	00:39:02:25	00:39:09:12	基幹 拠点に1つの法人から経験のある人材を 複数人 出すことは難しくても
491	A	00:39:09:15	00:39:13:07	いくつかの法人から経験のある人材を 出し合うということは
492	A	00:39:13:10	00:39:15:25	できるのではないのでしょうか？
493	A	00:39:20:23	00:39:26:07	② 機能強化型サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ 取得に向けた
494	A	00:39:26:10	00:39:32:07	複数事業所による一体的管理運営を 促進するための行政の役割について
495	A	00:39:32:10	00:39:34:10	お話しします

496	A	00:39:35:19	00:39:39:24	これまで申し上げたようなことを 進めていくにあたっては
497	A	00:39:39:27	00:39:46:23	市町村がそういった取り組みに対して サポートすることが重要だと思います
498	A	00:39:46:26	00:39:53:09	地域生活支援の連携体制強化は 基幹・拠点・協議会の3点セットです
499	A	00:39:53:12	00:39:56:15	基幹相談支援センター 地域生活支援拠点等に
500	A	00:39:56:18	00:39:58:25	経験のある人材が配置されて
501	A	00:39:58:28	00:40:05:14	協議会が活性化し 地域生活支援の連携体制が強化されます
502	A	00:40:05:17	00:40:09:13	市町村職員は2～3年で 人事異動になる場合が多いです
503	A	00:40:09:16	00:40:13:16	今 障害福祉サービスの制度は 非常に複雑化しています
504	A	00:40:13:19	00:40:16:03	「複雑な制度を覚えるので精一杯で」
505	A	00:40:16:06	00:40:20:17	「地域生活支援の体制づくりまで 考えることができない」という
506	A	00:40:20:20	00:40:24:14	自治体職員の声をお聞きます
507	A	00:40:24:17	00:40:31:11	基幹・拠点・協議会を担う民間法人の職員が つちか 培ってきた障害福祉の経験と知識が
508	A	00:40:31:14	00:40:36:13	市町村の障害福祉施策に い 活かされる必要があります
509	A	00:40:36:16	00:40:42:01	そのためには行政と民間が パートナーとなって地域づくりを進める
510	A	00:40:42:04	00:40:47:04	そういうことが求められる時代が 来ていると言えると思います
511	A	00:40:47:07	00:40:52:10	行政が 拠点コーディネーターの配置に向けて 複数の相談支援事業所による
512	A	00:40:52:13	00:41:00:22	一体的管理運営の枠組みを作る 橋渡し役になることが望まれています
513	A	00:41:00:25	00:41:02:18	そのことによって
514	A	00:41:02:21	00:41:06:08	基幹・拠点・協議会という3点セットが 強化されて
515	A	00:41:06:11	00:41:09:21	その人たちが 市町村職員のパートナーとして
516	A	00:41:09:24	00:41:14:09	一緒に地域の障害福祉の支援体制を 考えてくれる

517	A	00:41:14:12	00:41:17:02	アドバイスしてくれる アイデアを出してくれる
518	A	00:41:17:05	00:41:19:22	このようなことに 進むことができるわけですね
519	A	00:41:19:25	00:41:25:04	ですので単に拠点コーディネーターを 配置するというだけではなくて
520	A	00:41:25:07	00:41:28:09	市町村の支援体制を充実するために
521	A	00:41:28:12	00:41:33:05	そこを強化することが行政にとっても パートナーを得ることにつながる
522	A	00:41:33:08	00:41:37:08	このような認識を ぜひ持っていただきたいと思います
523	A	00:41:42:11	00:41:45:06	拠点コーディネーターの役割です
524	A	00:41:50:08	00:41:52:22	拠点コーディネーターの役割は
525	A	00:41:52:25	00:41:59:08	まず緊急事態に備えた相談 緊急事態が起きた時の対応ですけども
526	A	00:41:59:11	00:42:04:01	こちらの例として まずは緊急時の定義ですね
527	A	00:42:04:04	00:42:12:25	現場では「1人で家で過ごせない状態」を 基準に緊急時というのを判断していました
528	A	00:42:12:28	00:42:18:20	単身の障害のある方や S O Sを発信できない世帯
529	A	00:42:18:23	00:42:29:08	地域定着支援や自立生活援助の対象として 台帳に載っている方である場合もあります
530	A	00:42:29:11	00:42:31:10	突発的な事態だけではなくて
531	A	00:42:31:13	00:42:35:13	数日後に予想される困難も 含まれます
532	A	00:42:35:16	00:42:40:02	衣食住が不足してしまう ライフラインが止まってしまう
533	A	00:42:40:05	00:42:43:06	^あ 虐待に遭っている あるいは災害 孤立
534	A	00:42:43:09	00:42:46:03	こういった場合も緊急時ですね
535	A	00:42:46:06	00:42:53:09	特にサービス未利用者の 突然の支援要請は深刻になります
536	A	00:42:53:12	00:42:56:05	それまでの情報が全くない中で
537	A	00:42:56:08	00:43:00:15	障害のある方を 緊急で受けなくてはならない
538	A	00:43:00:18	00:43:02:24	そうしますと その方がどういう方なのか
539	A	00:43:02:27	00:43:04:22	どういう配慮が必要なのか

540	A	00:43:04:25	00:43:07:03	どういう特性をお持ちなのかって いうことを
541	A	00:43:07:06	00:43:11:29	最初からアセスメントして 対応する必要が出てくるわけですね
542	A	00:43:13:07	00:43:16:19	関係機関で 緊急事態の定義を整理して
543	A	00:43:16:22	00:43:21:01	統一的な対応と平時からの備えが 求められます
544	A	00:43:21:04	00:43:27:02	要するに緊急事態に対応する前に 平時 緊急事態が起きる前から備えておく
545	A	00:43:27:05	00:43:31:17	これが 非常に重要だということなんです
546	A	00:43:31:20	00:43:34:01	緊急時の例ですけども
547	A	00:43:34:04	00:43:36:20	障害のある人と同居しているご家族が
548	A	00:43:36:23	00:43:41:00	病気や事故 急用等で 障害のある人の支援や介護が
549	A	00:43:41:03	00:43:45:12	一時的 継続的に できない状態になった場合
550	A	00:43:45:15	00:43:49:05	あるいは <small>しょうびょう</small> 急な傷病で中途障害になった人が
551	A	00:43:49:08	00:43:54:29	入院中に支援につなげられず 退院時の支援が受けられないような場合
552	A	00:43:55:02	00:44:01:21	障害のある人がパニックなどによる <small>じしょう たがい</small> 自傷・他害・ 大声を上げ続けるなどの症状によって
553	A	00:44:01:24	00:44:06:26	同居しているご家族では ご本人の対応が困難になった場合
554	A	00:44:06:29	00:44:08:28	<small>でいぶい</small> DVや虐待等によって
555	A	00:44:09:01	00:44:15:25	障害のある人が家庭以外の場に 避難・保護する必要がある場合
556	A	00:44:15:28	00:44:21:28	施設やグループホームを飛び出したため 居場所を確保する必要がある場合
557	A	00:44:22:24	00:44:24:09	あるいは最近では
558	A	00:44:24:12	00:44:30:18	追い出されてしまうというような事例も 報告されています
559	A	00:44:30:21	00:44:35:16	それから火災・水害等により 自宅で生活することができなくなり
560	A	00:44:35:19	00:44:37:29	避難する必要がある場合

561	A	00:44:40:01	00:44:43:03	きょしよ 居所不明の障害のあると思われる人が 保護されて
562	A	00:44:43:06	00:44:46:23	一時的な居所の提供を依頼された場合
563	A	00:44:46:26	00:44:48:11	その他ですね
564	A	00:44:48:14	00:44:52:09	このような 様々な緊急時の例があります
565	A	00:44:54:07	00:44:55:18	このようなことに
566	A	00:44:55:21	00:44:59:26	緊急時に備えた平時の役割が 非常に重要になってきます
567	A	00:44:59:29	00:45:06:08	「平時」の定義としては 緊急事態が発生していない通常の状態ですね
568	A	00:45:06:11	00:45:09:08	「平時」の支援内容とニーズですけども
569	A	00:45:09:11	00:45:15:06	支援の目的は 潜在的 ^{せんざいてき} リスクの早期把握と 緊急時の備えです
570	A	00:45:15:09	00:45:18:24	地域定着支援対象者には モニタリングを強化して
571	A	00:45:18:27	00:45:21:15	生活変化を細かく把握するとか
572	A	00:45:21:18	00:45:24:11	あるいはサービス未利用者の方には
573	A	00:45:24:14	00:45:32:08	体験利用 ^{うなが} を促して 支援者の支援力の向上を図るとか
574	A	00:45:32:11	00:45:37:11	あるいは事業所間の連携 顔の見える関係づくり これも重要です
575	A	00:45:37:14	00:45:43:08	定期的な 潜在ニーズを持つ方のリスト作成
576	A	00:45:43:11	00:45:46:12	訪問による情報の蓄積
577	A	00:45:46:15	00:45:51:14	相談支援専門員が主導して 拠点コーディネーターが支援する体制
578	A	00:45:51:17	00:45:52:26	これが基本になります
579	A	00:45:52:29	00:45:56:18	サービスを 利用している方についてはですね
580	A	00:45:56:21	00:46:01:06	拠点コーディネーターが常に一線に立って 支援するというのではなくて
581	A	00:46:01:09	00:46:03:13	サービスの利用に結びついている方は
582	A	00:46:03:16	00:46:12:18	相談支援専門員が主導して 平時の役割を果たしていくことが重要です
583	A	00:46:12:21	00:46:17:09	行政やサービスとつながっていない 潜在的要支援者の掘り起こし

584	A	00:46:17:12	00:46:22:03	これについては行政が主導して 対応することが求められます
585	A	00:46:22:06	00:46:26:06	サービスを利用していない方の情報は 行政しか持っていませんので
586	A	00:46:26:09	00:46:33:09	行政が積極的に 潜在的な要支援者の 掘り起こしに取り組む必要があります
587	A	00:46:33:12	00:46:38:08	訪問やリスト化を通じて 早期支援につなげる体制づくりですね
588	A	00:46:38:11	00:46:41:28	なるべく支援につなげて 利用していただく
589	A	00:46:42:01	00:46:47:25	そのことによって当事者のことを 支援者が理解することができて
590	A	00:46:47:28	00:46:51:11	緊急時への対応がしやすくなります
591	A	00:46:51:14	00:46:54:20	計画相談支援員と 拠点コーディネーターとの連携
592	A	00:46:54:23	00:46:57:06	これが効果的なわけですよ
593	A	00:46:57:09	00:46:58:28	拠点連携担当者
594	A	00:46:59:01	00:47:03:21	各事業所に配置されている連携担当者や サービス管理責任者の
595	A	00:47:03:24	00:47:07:06	ネットワークを作ることも有効です
596	A	00:47:07:09	00:47:16:01	さらに災害支援計画の実効性の向上 人材育成 事例を活用した研修を行うことによって
597	A	00:47:16:04	00:47:20:19	災害が起こった時の避難 あるいは緊急事態への対応を
598	A	00:47:20:22	00:47:25:11	それ以外の緊急事態への対応に 活かすこともできるようになります
599	A	00:47:25:14	00:47:32:22	地域全体で支援力を高める予防的取り組みを 進めることが重要です
600	A	00:47:32:25	00:47:35:26	地域移行後の居住確保など
601	A	00:47:35:29	00:47:41:05	地域以外の人への対応も 想定しておく必要があります
602	A	00:47:44:00	00:47:46:14	3. 緊急事態の相談・対応を
603	A	00:47:46:17	00:47:52:10	拠点コーディネーターが 一手に引き受けていると どうか
604	A	00:47:52:13	00:47:57:06	拠点コーディネーターが 緊急事態対応の調整を直接行うことは
605	A	00:47:57:09	00:48:00:24	対応モデルとしては 非常にシンプルだと思います
606	A	00:48:00:27	00:48:03:08	しかし この状態に ^{とど} 留まってしまうと

607	A	00:48:03:11	00:48:09:04	複数の事案が重複 <small>ちょうふく</small> して発生した場合や 頻回 <small>ひんかい</small> に発生した場合の対応に
608	A	00:48:09:07	00:48:12:25	拠点コーディネーターが 1人でかかりきりになってしまって
609	A	00:48:12:28	00:48:14:22	時間がかかってしまったり
610	A	00:48:14:25	00:48:20:11	拠点コーディネーター自身が 疲弊 <small>ひへい</small> してしまうということが起きてしまいます
611	A	00:48:22:15	00:48:26:09	これが拠点コーディネーターが 一手に引き受けている状態の
612	A	00:48:26:12	00:48:28:17	概念図ですけども
613	A	00:48:28:20	00:48:33:02	拠点機能強化事業所に 拠点コーディネーターが配置された
614	A	00:48:33:05	00:48:40:23	緊急事態が起きた時に 事業所から緊急事態対応を求められる
615	A	00:48:40:26	00:48:44:18	あるいは相談支援事業所から 緊急事態対応を求められ
616	A	00:48:44:21	00:48:49:16	あるいは市町村から求められるという 場合もありますよね
617	A	00:48:49:19	00:48:51:12	拠点コーディネーターが1人で
618	A	00:48:51:15	00:48:56:06	その方 <small>かた</small> を緊急対応するための 短期入所事業所
619	A	00:48:56:09	00:49:00:13	あるいは施設入所支援 あるいは体験の場
620	A	00:49:00:16	00:49:03:24	こういったことを その都度 見つけて回っている
621	A	00:49:03:27	00:49:09:07	こういった状態になりますと 1人ですぐに手一杯になってしまいます
622	A	00:49:11:29	00:49:17:09	なので 緊急事態対応を 障害福祉サービス事業者で行える連携づくり
623	A	00:49:17:12	00:49:25:13	これが拠点コーディネーターの中心的な 業務になるということが必要になります
624	A	00:49:25:16	00:49:30:06	障害福祉サービスの利用者の 生活状況や日々の情報は
625	A	00:49:30:09	00:49:34:15	生活介護 <small>しゅうろう</small> や就労継続支援B型などの 通所系事業所
626	A	00:49:34:18	00:49:40:22	あるいは 居宅介護や行動援護などの 訪問系事業所の職員が日常的に把握して

627	A	00:49:40:25	00:49:44:06	利用者や家族との信頼関係も 出来ています
628	A	00:49:44:09	00:49:47:16	緊急事態が起きた場合も 利用者やご家族は
629	A	00:49:47:19	00:49:54:03	まず障害福祉サービス事業所に相談・連絡する これが自然だと思うんですね
630	A	00:49:54:06	00:49:59:17	障害サービス事業所の利用者の 緊急事態への対応は
631	A	00:49:59:20	00:50:04:26	その都度 拠点コーディネーターに 連絡して対応を依頼するのではなくて
632	A	00:50:04:29	00:50:09:24	障害福祉サービス事業所と 担当の相談支援専門員によって
633	A	00:50:09:27	00:50:16:21	例えば 主に介護している家族の入院や 火災・災害等の事態を想定したうえで
634	A	00:50:16:24	00:50:18:23	家庭に駆けつける担当者や
635	A	00:50:18:26	00:50:24:05	その後 利用する短期入所 居宅介護の 事業所を具体的に決めておいて
636	A	00:50:24:08	00:50:29:09	緊急事態への対応プランとして 作っておくことが可能です
637	A	00:50:29:12	00:50:32:20	別に このような事態は 想定できる事態なわけですよ
638	A	00:50:32:23	00:50:37:10	なので あらかじめ その事態を想定して 緊急時対応プランを作っておく
639	A	00:50:37:13	00:50:43:03	実際に緊急事態が生じた場合は 緊急事態の対応プランに基づいて
640	A	00:50:43:06	00:50:45:14	利用者 家族への支援を
641	A	00:50:45:17	00:50:49:21	障害福祉サービス事業所や 相談支援専門員が中心になって
642	A	00:50:49:24	00:50:53:28	スムーズに行くことが可能です
643	A	00:50:54:01	00:50:59:09	拠点コーディネーターの役割は このような緊急事態への対応プランを
644	A	00:50:59:12	00:51:04:25	障害福祉サービス事業所や 相談支援専門員が中心になって作成して
645	A	00:51:04:28	00:51:08:10	実効的にできるように準備を促すこと <small>うなが</small>
646	A	00:51:08:13	00:51:12:05	これが中心的な業務に なるわけなんですよ
647	A	00:51:12:08	00:51:18:27	緊急事態への対応プランが機能するかを 予行演習したりとか
648	A	00:51:20:00	00:51:21:02	拠点コーディネーターが
649	A	00:51:21:05	00:51:26:13	地域の障害のある人の緊急事態に 常時 直接対応する役割から

650	A	00:51:26:16	00:51:29:29	緊急事態に対応する後方支援の役割にシフトする
651	A	00:51:30:02	00:51:37:08	このことによって 緊急事態が発生した場合も 迅速・適切に対応することが可能になります
652	A	00:51:37:11	00:51:39:00	もちろん こういった対応に
653	A	00:51:39:03	00:51:43:25	拠点コーディネーターが側面的に関わったりとか バックアップしたりとか
654	A	00:51:43:28	00:51:46:29	そういったことは当然 必要になりますけども
655	A	00:51:47:02	00:51:49:12	でもサービスを 利用している方については
656	A	00:51:49:15	00:51:55:07	事業所や相談支援専門員が中心になって 対応のための準備をして
657	A	00:51:55:10	00:51:57:04	いざ起きた場合には
658	A	00:51:57:07	00:52:02:13	そこが中心になって対応できるような 準備をしておくことができれば
659	A	00:52:02:16	00:52:07:20	拠点コーディネーターが 常に緊急事態に 対応することが必要なくなって
660	A	00:52:07:23	00:52:14:12	より緊急時の対応を バックアップする役割に回ることができて
661	A	00:52:14:15	00:52:17:20	スムーズに対応することが可能になる
662	A	00:52:17:23	00:52:22:00	このような緊急事態を予防する あるいは準備をする
663	A	00:52:22:03	00:52:26:26	これが拠点コーディネーターの 重要な役割になってきます
664	A	00:52:28:12	00:52:32:22	例えば 利用者家族に 緊急事態が生じた場合は
665	A	00:52:32:25	00:52:37:11	日頃 利用している事業所に まずは連絡すると思います
666	A	00:52:37:14	00:52:41:15	連携担当者の方が 相談支援専門員と連携して
667	A	00:52:41:18	00:52:45:18	あらかじめ作成しておいた 緊急事態対応プランに基づいて
668	A	00:52:45:21	00:52:49:10	短期入所を利用したり あるいは施設入所支援を利用したり
669	A	00:52:49:13	00:52:52:09	こういう形で 対応することができれば
670	A	00:52:52:12	00:52:55:25	拠点コーディネーターが 直接 動かなくても

671	A	00:52:55:28	00:53:00:08	事業所 相談支援専門員を 中心にした支援によって
672	A	00:53:00:11	00:53:03:03	緊急時対応を行うことが できるわけですね
673	A	00:53:03:06	00:53:07:00	このような取り組みを進めることを 拠点コーディネーターが促す
674	A	00:53:07:03	00:53:10:18	これが拠点コーディネーターの役割に なってきます
675	A	00:53:10:21	00:53:16:16	このような取り組みの促しを 地域の事業所全体に行っていくことによって
676	A	00:53:16:19	00:53:22:10	サービスを利用している人の事業所の どこで緊急事態が発生したとしても
677	A	00:53:22:13	00:53:26:24	事業所 相談支援専門員が中心になって 対応することができる
678	A	00:53:26:27	00:53:32:23	さらに そこで不足していることを 拠点コーディネーターが側面からサポートする
679	A	00:53:32:26	00:53:34:08	あるいはバックアップする
680	A	00:53:34:11	00:53:38:24	このような重層的な取り組みが 可能になってきます
681	A	00:53:42:09	00:53:46:09	サービス未利用者の把握と市町村連携
682	A	00:53:49:18	00:53:53:08	サービス未利用者の方については 今申し上げたような
683	A	00:53:53:11	00:54:00:20	障害福祉サービス事業所や相談支援専門員が 中心になった緊急時対応の準備というのは
684	A	00:54:00:23	00:54:01:28	できないわけですね
685	A	00:54:02:01	00:54:05:15	どこにサービス未利用者の方が 生活されているかを
686	A	00:54:05:18	00:54:10:11	事業所や相談支援専門員は 知ることができません
687	A	00:54:10:14	00:54:13:21	そのことの情報を持っているのは 市町村ですね
688	A	00:54:13:24	00:54:17:17	例えば 手帳の申請を 過去にした経験があるとか
689	A	00:54:17:20	00:54:21:20	あるいは 自立支援を利用したことがある
690	A	00:54:21:23	00:54:29:09	あるいは年金や様々な給付の 申請をした記録がある
691	A	00:54:29:12	00:54:31:26	そういった方の中から
692	A	00:54:31:29	00:54:37:26	障害福祉サービスの支給決定に つながっていない方を抽出すると <small>ちゅうしゅつ</small>

693	A	00:54:37:29	00:54:40:29	サービス未利用者の方の名簿が 出来上がります
694	A	00:54:41:02	00:54:44:24	これを作れるのは 市町村しかないんですね
695	A	00:54:44:27	00:54:51:18	そういった市町村が 把握したサービス未利用者の方を訪問する
696	A	00:54:51:21	00:54:54:15	リストアップしたうえで 家庭訪問をする
697	A	00:54:54:18	00:54:57:11	これができるのも市町村です
698	A	00:54:57:14	00:54:59:24	このリストの中で
699	A	00:54:59:27	00:55:08:27	より緊急性の高い人を順位付けをして 緊急性の高い人から訪問するということが
700	A	00:55:09:00	00:55:12:18	工夫としては有効だというふうに 思います
701	A	00:55:12:21	00:55:20:03	例えば 障害支援区分 障害の程度が重い ^{かた} 方ですとか
702	A	00:55:20:06	00:55:25:04	あるいは その方を支援している ご家族が高齢になっているとか
703	A	00:55:25:07	00:55:29:10	あるいは ご本人の障害の状態が 医療的ケアが必要であるとか
704	A	00:55:29:13	00:55:32:13	あるいは強度行動障害の状態にある
705	A	00:55:32:16	00:55:41:05	そういった方たちを リストの上に持ってきて先に訪問をしていく
706	A	00:55:41:08	00:55:43:11	このような工夫が
707	A	00:55:43:14	00:55:51:01	効率的に緊急事態の準備をするうえでは 必要だというふうにいわれています
708	A	00:55:51:04	00:55:53:29	家庭訪問を通じて把握した情報は
709	A	00:55:54:02	00:55:59:10	ご本人 ご家族の同意を得たうえで 地域生活支援拠点等と共有しておく
710	A	00:55:59:13	00:56:03:22	そうしますと その ^{うち} 家で緊急事態が発生した場合
711	A	00:56:03:25	00:56:08:26	拠点コーディネーターにつなげて 対応がしやすいということに
712	A	00:56:08:29	00:56:11:28	結びついていくと思います
713	A	00:56:12:01	00:56:14:07	ですので訪問した時に
714	A	00:56:14:10	00:56:18:07	そのご家庭やご本人の情報を 得るということに加えて
715	A	00:56:18:10	00:56:20:24	拠点の説明をしていただいて

716	A	00:56:20:27	00:56:24:02	情報を拠点コーディネーターと共有してもいいかどうか
717	A	00:56:24:05	00:56:27:10	そこについて同意していただけた場合は
718	A	00:56:27:13	00:56:30:04	拠点コーディネーターと情報を共有しておく
719	A	00:56:30:07	00:56:33:04	でも 同意がいただけない場合もあると思うんですね
720	A	00:56:33:07	00:56:36:26	その場合は拠点コーディネーターに伝えることができませんので
721	A	00:56:36:29	00:56:40:03	市町村がその情報をきちんと整理をしておいて
722	A	00:56:40:06	00:56:48:19	実際に緊急事態が生じた場合は個人情報保護法の中で
723	A	00:56:48:22	00:56:54:18	生命や身体に関わる場合は情報共有していいというようなこともありますので
724	A	00:56:54:21	00:56:59:18	拠点コーディネーターと共有して緊急時の対応に役立てていく
725	A	00:56:59:21	00:57:06:11	こういったことが市町村には認められるということが言えると思います
726	A	00:57:09:02	00:57:14:26	行政やサービスとつながっていない潜在的な要支援者の掘り起こしですけども
727	A	00:57:17:08	00:57:19:07	拠点コーディネーターを配置して
728	A	00:57:19:10	00:57:23:05	様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や
729	A	00:57:23:08	00:57:28:06	連携体制の構築を行いつつ
730	A	00:57:28:09	00:57:32:02	サービスに結びついていない障害のある方の掘り起こし
731	A	00:57:32:05	00:57:33:26	そのために訪問したり
732	A	00:57:33:29	00:57:38:08	拠点コーディネーターへの情報提供をすることが求められます
733	A	00:57:38:11	00:57:43:08	そこにはリストを持っている市町村が訪問をして
734	A	00:57:43:11	00:57:47:14	その結果を ご本人 ご家族の同意を得たうえで
735	A	00:57:47:17	00:57:49:23	拠点コーディネーターと共有しておく
736	A	00:57:49:26	00:57:54:13	あるいはそれが難しい場合はきちんと市町村は把握しておいて
737	A	00:57:54:16	00:57:56:22	緊急事態が生じた場合
738	A	00:57:56:25	00:58:01:14	拠点コーディネーターとしっかり連携をして対応できるような準備をしておく

739	A	00:58:01:17	00:58:03:13	これが重要になってきます
740	A	00:58:03:16	00:58:09:04	ですので拠点コーディネーターを配置して 市町村は それで役割が終わりではなくて
741	A	00:58:09:07	00:58:13:26	市町村にも潜在的要支援者の 掘り起こしという重要な役割がある
742	A	00:58:13:29	00:58:17:03	ここをしっかりと認識しておくことが 必要ですし
743	A	00:58:17:06	00:58:19:21	拠点コーディネーターから そのような取り組みを
744	A	00:58:19:24	00:58:25:09	市町村と連携して促すということも 求められてきます
745	A	00:58:27:20	00:58:33:11	サービスの支給決定を受けていない 障害のある人に対する対応としては
746	A	00:58:33:14	00:58:37:03	障害者総合支援法の特例介護給付費
747	A	00:58:37:06	00:58:39:05	特例訓練等給付費
748	A	00:58:39:08	00:58:42:25	特例地域相談支援給付費などを 活用して
749	A	00:58:42:28	00:58:47:05	支給決定を受けていない方でも このような給付を活用することで
750	A	00:58:47:08	00:58:54:24	<small>さんていき</small> 暫定的 一時的にサービスの提供を 行うことができますし
751	A	00:58:54:27	00:58:58:29	いよいよとなった場合は <small>じゆう</small> やむを得ない事由による措置ですね
752	A	00:58:59:02	00:59:05:17	このことによってしっかりと緊急事態に 対応することが必要になってきますので
753	A	00:59:05:20	00:59:09:22	市町村においては「やむを得ない 理由による措置」の活用も含めてですね
754	A	00:59:09:25	00:59:14:00	平時から準備をしておくことが 必要になると思います
755	A	00:59:17:23	00:59:20:11	障害に応じた専門機関との連携
756	A	00:59:20:14	00:59:25:02	これも平時の対応として 非常に重要になってきます
757	A	00:59:25:05	00:59:32:08	例えば聴覚障害がある方で <small>そつう</small> 手話で意思疎通が必要な人には
758	A	00:59:32:11	00:59:35:11	手話通訳者が必要になりますので
759	A	00:59:35:14	00:59:40:19	聴覚障害者情報提供施設などに 所属している ろうあ者相談員と
760	A	00:59:40:22	00:59:43:23	連携しておくことが考えられますし

761	A	00:59:43:26	00:59:46:04	あるいは難病の方については
762	A	00:59:46:07	00:59:50:24	都道府県・指定都市に設けられている 難病支援相談センター
763	A	00:59:50:27	00:59:53:03	高次脳機能障害の方については
764	A	00:59:53:06	00:59:58:14	高次脳機能障害支援機関 高次脳機能障害相談窓口
765	A	00:59:58:17	01:00:01:23	発達障害の方については 発達障害支援センター
766	A	01:00:01:26	01:00:07:16	このような関係機関と 連携しておくことが大切です
767	A	01:00:13:11	01:00:18:10	緊急事態の対応に 特別な配慮が必要な人の事前把握
768	A	01:00:21:22	01:00:25:26	緊急事態の対応に 特別な配慮が必要な人として
769	A	01:00:25:29	01:00:32:12	1つは医療的ケアが必要な人の 把握が挙げられると思います
770	A	01:00:32:15	01:00:35:04	「医療的ケアが必要な人」というのは
771	A	01:00:35:07	01:00:40:07	日常生活 社会生活に対して <small>こうじょうてき</small> 恒常的に医療的ケア
772	A	01:00:40:10	01:00:44:03	気管切開部の管理ですとか 人工呼吸器の管理
773	A	01:00:44:06	01:00:50:04	吸引 在宅酸素療法などを受けることが 不可欠な人を指します
774	A	01:00:50:07	01:00:55:11	<small>かくたん</small> 喀痰吸引研修を修了した福祉職や 看護師などの医療職が
775	A	01:00:55:14	01:00:57:13	ケアを行う必要があること
776	A	01:00:57:16	01:01:03:23	あるいは災害時に人工呼吸器などを 動かすための電源喪失ですね
777	A	01:01:03:26	01:01:07:14	その場合に電源を確保する必要が あることによって
778	A	01:01:07:17	01:01:11:18	緊急事態の対応に 特別な配慮が必要となります
779	A	01:01:11:21	01:01:13:09	医療的ケアが必要な人は
780	A	01:01:13:12	01:01:16:26	市町村の障害福祉関係課や 保健センターが
781	A	01:01:16:29	01:01:20:01	把握している場合が多いと思います
782	A	01:01:20:04	01:01:22:19	また災害対策基本法に基づいて
783	A	01:01:22:22	01:01:28:03	市町村に義務付けられている 避難行動要支援者名簿の作成の中で

784	A	01:01:28:06	01:01:31:06	把握されている場合もあります
785	A	01:01:31:09	01:01:33:06	避難行動要支援者に対して
786	A	01:01:33:09	01:01:37:14	個別避難計画の作成が 努力義務化されているため
787	A	01:01:37:17	01:01:39:18	災害時の緊急時対応は
788	A	01:01:39:21	01:01:47:15	個別避難計画と関連付けて行うことで 重複を避けることができます
789	A	01:01:48:27	01:01:54:11	(2)として 強度行動障害の状態にある人の把握です
790	A	01:01:54:14	01:01:56:01	強度行動障害とは
791	A	01:01:56:04	01:02:03:14	自傷 他害 こだわり もの壊し 睡眠の乱れ 異食 多動など
792	A	01:02:03:17	01:02:09:12	本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が いちじる ひんど 著しく高い頻度で起こるため
793	A	01:02:09:15	01:02:14:07	特別に配慮された支援が 必要になっている「状態」とされています
794	A	01:02:14:10	01:02:19:09	重度の知的障害を伴う 自閉スペクトラム症の方が多く
795	A	01:02:19:12	01:02:23:25	自閉スペクトラム症との関連性が高いと いわれています
796	A	01:02:23:28	01:02:25:25	障害者総合支援法では
797	A	01:02:25:28	01:02:30:04	行動援護や重度障害者支援加算の 対象となっています
798	A	01:02:30:07	01:02:34:16	その対象は障害支援区分3 または4以上で
799	A	01:02:34:19	01:02:37:23	障害支援区分の認定調査項目のうち
800	A	01:02:37:26	01:02:44:09	行動関連項目の合計点数が 10点以上とされています
801	A	01:02:44:12	01:02:49:01	障害支援区分や 行動関連項目の合計点数のデータは
802	A	01:02:49:04	01:02:54:24	市町村が障害支援区分の認定調査の際に 保有しています
803	A	01:02:55:26	01:02:59:16	市町村が 直接 生活状況を把握するほか
804	A	01:02:59:19	01:03:05:24	本人を担当する相談支援専門員や 障害福祉サービス事業所に情報提供して
805	A	01:03:05:27	01:03:09:11	生活状況の把握を指示することも 可能です
806	A	01:03:09:14	01:03:16:13	この行動関連項目の合計点数 10点以上の人のデータをリスト化して

807	A	01:03:16:16	01:03:19:15	市町村が その人たちの状態を把握する
808	A	01:03:19:18	01:03:21:13	直接 把握するほかに
809	A	01:03:21:16	01:03:24:15	相談支援専門員や 障害福祉サービス事業所に
810	A	01:03:24:18	01:03:30:10	こういった人の状況を把握してくださいと 言うことも可能ということなんですよ
811	A	01:03:30:13	01:03:37:29	本人・家族からの同意に基づいて 緊急事態の対応を準備することができます
812	A	01:03:38:02	01:03:40:08	下にあるのは例ですけども
813	A	01:03:40:11	01:03:47:14	人口10万人程度の自治体の 行動関連項目合計点数別の人数です
814	A	01:03:47:17	01:03:51:11	10点から22点までですけども
815	A	01:03:51:14	01:03:55:01	こちらの自治体では 施設入所支援を利用している方が
816	A	01:03:55:04	01:03:59:08	この10点から22点の方で41人
817	A	01:03:59:11	01:04:04:08	在宅の方で82人いて 全部で123人いた
818	A	01:04:04:11	01:04:08:08	こういった表になります
819	A	01:04:08:11	01:04:12:10	だいたいこれが人口10万人当たりの 目安というふうに考えますと
820	A	01:04:12:13	01:04:17:10	それぞれの人口の規模に応じて だいたい何人ぐらいいるかということが
821	A	01:04:17:13	01:04:19:13	想像できると思うんですね
822	A	01:04:19:16	01:04:24:18	しかも このような点数ごとの データというのは市町村が持っていますので
823	A	01:04:24:21	01:04:27:24	ここできちんと リストを作っていたらうえて
824	A	01:04:27:27	01:04:31:22	これらの人たちの生活が 困ってないかどうか
825	A	01:04:31:25	01:04:34:17	そういったことについて 把握しておくことが
826	A	01:04:34:20	01:04:39:10	緊急事態の対応の準備に つながるといふことになります
827	A	01:04:41:26	01:04:44:16	緊急事態への対応の工夫です
828	A	01:04:44:19	01:04:49:25	(1) 緊急事態の共通相談受付票 これを作っておくと
829	A	01:04:49:28	01:04:54:09	連絡を受けた時に その状況が共有しやすくなります
830	A	01:04:54:12	01:04:58:16	鹿児島市にある 「地域生活支援拠点ゆうかり」では
831	A	01:04:58:19	01:05:04:13	短期入所 グループホーム 生活介護 ホームヘルパー派遣事業が一体となった

832	A	01:05:04:16	01:05:08:04	多機能拠点整備型の建物にある 宿直室で
833	A	01:05:08:07	01:05:11:13	複数の法人が連携して ローテーションを組んで
834	A	01:05:11:16	01:05:16:11	夜間の緊急事態の 電話相談を受ける体制を整えています
835	A	01:05:16:14	01:05:21:04	その際に共通の相談受付票を作成して 使っています
836	A	01:05:21:07	01:05:26:03	どの法人の職員が連絡を受けても 同じ情報を聞き取ることができるように
837	A	01:05:26:06	01:05:28:27	工夫がされています
838	A	01:05:29:00	01:05:34:18	これが「地域生活支援拠点ゆうかり」が 使っている相談受付票ですね
839	A	01:05:34:21	01:05:42:19	この項目を見ながら 緊急時の連絡内容を記録することによって
840	A	01:05:42:22	01:05:45:04	必要な情報が把握できますし
841	A	01:05:45:07	01:05:46:27	あるいはこれに基づいて
842	A	01:05:47:00	01:05:51:26	他の緊急時の対応をする事業所とも 情報の共有を図ることができる
843	A	01:05:51:29	01:05:56:19	あるいはローテーションで 宿直に入っている複数の職員とも
844	A	01:05:56:22	01:05:58:23	情報共有を図ることができる
845	A	01:05:58:26	01:06:01:06	このような工夫ですね
846	A	01:06:04:00	01:06:08:13	(2) 緊急事態の利用に係る フローチャートの作成です
847	A	01:06:08:16	01:06:12:26	緊急事態の連絡を受けたあとに どう対応していくかということを
848	A	01:06:12:29	01:06:14:14	フローチャートにしておく
849	A	01:06:14:17	01:06:20:03	流れが可視化されて 落ち着いて 見落としなく判断することができます
850	A	01:06:20:06	01:06:22:22	千葉市の地域生活支援拠点では
851	A	01:06:22:25	01:06:25:19	「障害の有無にかかわらない 対応フローチャート」
852	A	01:06:25:22	01:06:29:01	それから「緊急預かりが必要な場合の フローチャート」という
853	A	01:06:29:04	01:06:33:14	2種類のフローチャートを作成して 流れを可視化しています
854	A	01:06:33:17	01:06:38:06	障害の有無にかかわらない対応というのは 例えば…

855	A	01:06:43:04	01:06:52:04	道ばた ^{ぎょしょ} で居所が不明の人が発見されて 警察が保護をしたような場合ですね
856	A	01:06:52:07	01:06:58:19	その方 ^{かた} に障害があるんじゃないか というような可能性があった場合
857	A	01:06:58:22	01:07:04:01	警察から拠点に対応の依頼を受ける場合があるんだそうです
858	A	01:07:04:04	01:07:05:05	そうしますと
859	A	01:07:05:08	01:07:09:02	まず障害があるかどうかということが 確定していませんので
860	A	01:07:09:05	01:07:13:10	障害福祉サービスをすぐに利用することが 難しい場合があるわけですね
861	A	01:07:13:13	01:07:18:01	なので「障害の有無にかかわらず 対応フローチャート」というのを
862	A	01:07:18:04	01:07:21:15	別に用意しているということでした
863	A	01:07:22:18	01:07:27:29	これは「障害の有無にかかわらず 対応フローチャート」のほうなんですけども
864	A	01:07:28:02	01:07:32:28	まずは障害の有無というところがあって
865	A	01:07:33:01	01:07:38:13	「ある」場合は次に見ていただく 「緊急預かりフローチャート」に移行する
866	A	01:07:38:16	01:07:41:21	でも「なし」となった場合は あるいは「不明」の場合は
867	A	01:07:41:24	01:07:45:25	なんらかの支援がないと まったく生活ができないかどうか
868	A	01:07:45:28	01:07:49:06	それから住居があるかどうか
869	A	01:07:49:09	01:07:53:05	それから未成年かどうかですね
870	A	01:07:53:08	01:07:56:05	保護者と連絡を取る必要があると いうことですね
871	A	01:07:56:08	01:07:57:06	あと その場合は
872	A	01:07:57:09	01:08:02:04	児童相談所のシェルターなどに 結びつけることも必要になってきますし
873	A	01:08:02:07	01:08:07:16	あるいは 住居がないというふうになった場合は
874	A	01:08:07:19	01:08:12:06	無料低額宿泊所などを 利用するというのを
875	A	01:08:12:09	01:08:14:15	検討する必要も出てきます
876	A	01:08:14:18	01:08:18:04	このようにしてあらかじめ 対応のフローチャートを作っておくと
877	A	01:08:18:07	01:08:21:08	どういった状態の人に 何が利用できるか

878	A	01:08:21:11	01:08:23:19	あるいは どういふ対応が必要かということが
879	A	01:08:23:22	01:08:27:14	目で見て分かるということですね
880	A	01:08:27:17	01:08:32:22	こちらは「緊急預かりの必要性が 生じた場合のフローチャート」ですね
881	A	01:08:32:25	01:08:37:22	これは警察・高齢者支援課から 対応依頼があった場合と
882	A	01:08:37:25	01:08:41:23	日中系の障害福祉サービス事業所からの 依頼があった場合という
883	A	01:08:41:26	01:08:45:02	2つの種類を想定してしまして
884	A	01:08:45:05	01:08:48:22	基幹相談支援センター あるいは相談支援事業所に
885	A	01:08:48:25	01:08:55:13	それぞれ対応の依頼をしていくと いふような流れが作られています
886	A	01:08:55:16	01:09:01:02	さらに緊急対応したあとの 出口支援のケース会議ですね
887	A	01:09:01:05	01:09:06:03	こいふことも 「原則72時間以内に会議」とありますけども
888	A	01:09:06:06	01:09:12:01	緊急対応したあとの さらに日常生活に戻るための支援
889	A	01:09:12:04	01:09:16:14	こいふことまで視野に入れた フローチャートになっています
890	A	01:09:17:27	01:09:24:07	(3) 個別の「緊急事態・災害時対応の プラン」の活用ですね
891	A	01:09:24:10	01:09:27:23	医療的ケアが必要な人は 災害時に停電した場合
892	A	01:09:27:26	01:09:30:06	人工呼吸器の電源確保や
893	A	01:09:30:09	01:09:34:02	避難に必要な人員体制 移動手段の確保などを
894	A	01:09:34:05	01:09:37:22	個別避難計画で具体化しておくことが 求められます
895	A	01:09:37:25	01:09:42:21	この個別の避難計画が
896	A	01:09:42:24	01:09:48:10	災害以外の緊急事態においても 活用することができるということ
897	A	01:09:48:13	01:09:52:07	<small>はんだ</small> 愛知県半田市では 自立支援協議会の取り組みとして
898	A	01:09:52:10	01:09:54:00	相談支援専門員が
899	A	01:09:54:03	01:10:00:05	サービス等利用計画作成に合わせて 「緊急事態・災害時対応プラン」を作成し

900	A	01:10:00:08	01:10:03:24	地域生活支援拠点等が 対応する緊急事態にも
901	A	01:10:03:27	01:10:07:00	活用する取り組みを進めています
902	A	01:10:09:05	01:10:12:09	それから 空室確保のための工夫として
903	A	01:10:12:12	01:10:17:21	愛知県半田市では「半田市障がい者 体験的宿泊事業実施要綱 <small>ようこう</small> 」を
904	A	01:10:17:24	01:10:20:03	市の単独事業として定めて
905	A	01:10:20:06	01:10:26:26	障害者総合支援法の地域生活支援事業の 居室確保事業を活用して
906	A	01:10:26:29	01:10:29:01	緊急一時的な宿泊や
907	A	01:10:29:04	01:10:33:28	地域での一人暮らしに向けた 体験的宿泊を提供するための居室を
908	A	01:10:34:01	01:10:36:20	確保しているそうです
909	A	01:10:36:23	01:10:38:09	住宅の確保においては
910	A	01:10:38:12	01:10:45:17	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進を図るために
911	A	01:10:45:20	01:10:50:22	都道府県 市町村に居住支援協議会が 設立されていますけども
912	A	01:10:50:25	01:10:56:01	行政 不動産関係団体 居住支援団体が連携して
913	A	01:10:56:04	01:11:02:10	住宅確保要配慮者・ 民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して
914	A	01:11:02:13	01:11:05:07	住宅情報の提供の支援を行っているため
915	A	01:11:05:10	01:11:11:02	住宅確保のため連携するということも 行っているそうです
916	A	01:11:11:05	01:11:17:05	これが「半田市緊急事態・災害時対応プラン 兼 個別避難計画」なんですけども
917	A	01:11:17:08	01:11:22:22	医療的ケアなどが必要な人のために この緊急時 災害時対応プランを作って
918	A	01:11:22:25	01:11:28:18	これが災害時の個別避難計画にも なっているということですね
919	A	01:11:28:21	01:11:32:24	さらに自宅から避難先までの 避難経路というの
920	A	01:11:32:27	01:11:35:04	地図で個別に作成をしまして
921	A	01:11:35:07	01:11:38:02	こういった経路を通して 避難するということが
922	A	01:11:38:05	01:11:44:06	いつ災害が起こっても可能なように 準備されています

923	A	01:11:48:13	01:11:55:04	次にメーリングリストによる 拠点関係機関 ^あ の空き状況の把握です
924	A	01:11:55:07	01:11:58:08	地域生活支援拠点等が一体となって 運営されている
925	A	01:11:58:11	01:12:01:00	千葉市の基幹相談支援センターでは
926	A	01:12:01:03	01:12:04:21	拠点関係機関が登録する メーリングリストを作成して
927	A	01:12:04:24	01:12:08:22	短期入所等の受け入れ先を 探すということが
928	A	01:12:08:25	01:12:12:20	メーリングリストから 一斉に各事業所に伝わって
929	A	01:12:12:23	01:12:16:08	対応可能な事業所が メーリングリストに書き込むことによって
930	A	01:12:16:11	01:12:21:27	迅速に受け入れ先を確保することが できるような工夫をしています
931	A	01:12:22:00	01:12:26:03	こういったメーリングリストには 医療型短期入所も登録していて
932	A	01:12:26:06	01:12:32:08	医療が必要な人への対応力のある事業所と 情報交換することもできていて
933	A	01:12:32:11	01:12:36:13	拠点関係機関が 「ワンチーム」となっています
934	A	01:12:38:16	01:12:42:04	これが拠点のメーリングリストですね
935	A	01:12:42:07	01:12:44:25	ここに登録することによって 誰かがここに
936	A	01:12:44:28	01:12:52:04	「緊急事態で受け入れることができる 事業所がありますか？」ということ
937	A	01:12:52:07	01:12:53:20	情報として流すと
938	A	01:12:53:23	01:12:57:03	できる所が 「うち大丈夫です」ということで
939	A	01:12:57:06	01:12:59:16	メーリングリストに書き込んで すぐに見つかる
940	A	01:12:59:19	01:13:01:10	こういった工夫ですよ
941	A	01:13:01:13	01:13:07:21	これがあると一件一件連絡して確認する という手間は大幅に短縮できて
942	A	01:13:07:24	01:13:12:17	緊急時の対応が 迅速にできるようになると思います
943	A	01:13:12:20	01:13:15:27	またこの「ワンチーム」という概念が 非常に重要ですよ
944	A	01:13:16:00	01:13:18:07	「拠点に任せておけばいい」ではなくて

945	A	01:13:18:10	01:13:21:05	拠点も含めて 地域がワンチームになって
946	A	01:13:21:08	01:13:25:15	地域の障害のある方の緊急事態に 対応しようという
947	A	01:13:25:18	01:13:30:26	そういった意欲が促進される フレーズだなというふうに思います
948	A	01:13:33:10	01:13:36:06	続いて 地域移行のための役割です
949	A	01:13:36:09	01:13:38:12	拠点の大きな役割として
950	A	01:13:38:15	01:13:42:04	緊急事態の対応と地域移行というのが あったと思います
951	A	01:13:42:07	01:13:45:12	こちらは地域移行のための役割ですね
952	A	01:13:47:04	01:13:49:09	市町村障害福祉計画には
953	A	01:13:49:12	01:13:52:18	地域移行の目標人数を 書き込むことになっています
954	A	01:13:52:21	01:13:54:13	ただ 多くの場合は
955	A	01:13:54:16	01:13:58:21	それが未達成に終わっているのが 現実だと思います
956	A	01:13:58:24	01:14:03:20	拠点コーディネーターが 市町村や 障害福祉サービス事業所と連携して
957	A	01:14:03:23	01:14:05:11	地域移行を促進し
958	A	01:14:05:14	01:14:11:29	障害福祉計画の目標が達成できるように 取り組むことが求められます
959	A	01:14:12:02	01:14:16:27	地域移行の中には 施設や病院からの 地域移行もありますけども
960	A	01:14:17:00	01:14:20:08	家族同居から 例えば家族から離れた生活
961	A	01:14:20:11	01:14:23:15	グループホームなどの生活に 移行するですとか
962	A	01:14:23:18	01:14:27:03	あるいはグループホームから さらに一人暮らしなどに移行する
963	A	01:14:27:06	01:14:30:16	こういったことも
964	A	01:14:30:19	01:14:35:26	自立的な生活への移行に 含まれるということになります
965	A	01:14:37:22	01:14:40:11	さらに療養介護病棟からの地域移行
966	A	01:14:40:14	01:14:45:25	これは なかなかちょっと地域移行の中で 見過ごされがちだと思うんですけども
967	A	01:14:45:28	01:14:52:00	療養介護病棟は 筋ジストロフィーや <small>えーえるえす きんいしゆくせいそくさくこうかしょう</small> ALS(筋委縮性側索硬化症)などの
968	A	01:14:52:03	01:14:53:26	神経難病の方や

969	A	01:14:53:29	01:14:58:14	重症心身障害のある人が 比較的長期間 入院しています
970	A	01:14:58:17	01:15:02:01	経管栄養 ^{かくたん} や喀痰吸引 人工呼吸器など
971	A	01:15:02:04	01:15:05:16	医療的な対応が必要な人も 少なくありません
972	A	01:15:05:19	01:15:10:23	こういった場合 拠点コーディネーターや 相談支援専門員が
973	A	01:15:10:26	01:15:13:26	療養介護病棟のソーシャルワーカーと 連携して
974	A	01:15:13:29	01:15:15:24	本人の退院後の生活を
975	A	01:15:15:27	01:15:21:08	ともに支援することができる協力関係をつくる ことが必要になります
976	A	01:15:23:06	01:15:27:16	さらに地域移行等意向確認担当者との 連携ですね
977	A	01:15:27:19	01:15:30:00	令和6年度から入所施設に
978	A	01:15:30:03	01:15:36:04	地域移行等意向確認担当者の配置が されるようになりました
979	A	01:15:36:07	01:15:41:16	この地域移行等意向確認担当者 と連携することによって
980	A	01:15:41:19	01:15:46:22	地域移行の意向を 施設入所支援の中で確認してもらって
981	A	01:15:46:25	01:15:53:20	その方と地域移行の取り組みを進めると ^{かた} いうことができることになります
982	A	01:15:53:23	01:15:55:21	なので拠点コーディネーターは
983	A	01:15:55:24	01:16:00:23	この地域移行等意向確認担当者 としっかり連携するということが
984	A	01:16:00:26	01:16:03:06	必要になると思います
985	A	01:16:05:19	01:16:09:21	また ご家族の中には 地域移行して うまくいかなかった場合
986	A	01:16:09:24	01:16:13:03	生活の場がなくなってしまうということ を心配して
987	A	01:16:13:06	01:16:18:00	地域移行に消極的になってしまう方も いると思うんですけども
988	A	01:16:18:03	01:16:20:03	一時的に元の施設に戻って
989	A	01:16:20:06	01:16:23:10	地域移行に再チャレンジできるような 仕組みも
990	A	01:16:23:13	01:16:28:08	入所施設の側の取り組みとして 工夫が必要だと思います

991	A	01:16:29:27	01:16:34:02	さらにピアサポーターと 相談支援事業所との連携ですね
992	A	01:16:34:05	01:16:35:27	ピアサポート活動では
993	A	01:16:36:00	01:16:41:03	ストレングス視点 要するに 強みを活かす視点が重視されています
994	A	01:16:41:06	01:16:45:08	施設や精神科病院に 長期入院している人にとって
995	A	01:16:45:11	01:16:46:21	ピアサポーターは
996	A	01:16:46:24	01:16:53:06	それまで入所や入院を経験してきた そういった経験を分かち合いながら
997	A	01:16:53:09	01:16:58:06	地域生活を送っている ロールモデル 見本になって
998	A	01:16:58:09	01:17:04:04	夢や希望 これからの可能性について 等身大で話し合うことで理解してくれて
999	A	01:17:04:07	01:17:06:22	あきらめが夢や希望に変わっていく
1000	A	01:17:06:25	01:17:09:21	そういった効果が期待されています
1001	A	01:17:09:24	01:17:12:16	地域移行に向けて 動機付け支援として
1002	A	01:17:12:19	01:17:16:04	ピアサポーターの活動というのは 非常に重要になっていますので
1003	A	01:17:16:07	01:17:18:14	ピアサポーターと連携することは
1004	A	01:17:18:17	01:17:23:11	地域移行を進めるうえで 大変重要な要素になってきます
1005	A	01:17:24:26	01:17:28:11	地域移行のための自治体の役割
1006	A	01:17:30:26	01:17:35:10	施設入所者に対する地域移行の 意向把握をすることを
1007	A	01:17:35:13	01:17:38:28	市町村が行うことは 非常に重要なことだと思います
1008	A	01:17:39:01	01:17:44:05	市町村が 自立支援協議会の 地域移行部会等と協力して
1009	A	01:17:44:08	01:17:47:28	施設入所支援を支給決定している 全利用者に対して
1010	A	01:17:48:01	01:17:50:26	地域移行を望んでいるかの 調査を行って
1011	A	01:17:50:29	01:17:55:10	地域移行の意向を把握する取り組みを 進めている自治体もあります
1012	A	01:17:55:13	01:17:59:18	地域移行等意向確認担当者も 配置されてはいるんですけども
1013	A	01:17:59:21	01:18:07:04	やはり支給決定の主体である 市町村が中心になって
1014	A	01:18:07:07	01:18:09:15	地域移行の意向を確認する

1015	A	01:18:09:18	01:18:14:03	こういった調査を行うことも 非常に有効だと思います
1016	A	01:18:15:09	01:18:16:23	<small>しながわ</small> これは東京都品川区が
1017	A	01:18:16:26	01:18:23:01	施設入所者の地域移行に関する ニーズ調査を行った時の調査票です
1018	A	01:18:23:04	01:18:24:20	この調査票を
1019	A	01:18:24:23	01:18:34:03	品川区が支給決定している全施設入所者の 担当相談支援専門員に送って
1020	A	01:18:34:06	01:18:35:19	相談支援専門員が
1021	A	01:18:35:22	01:18:43:04	地域移行の意向を確認してもらって 回答してもらおうということを行いました
1022	A	01:18:43:07	01:18:51:14	その結果 200人ぐらいの施設入所者から 30人以上の地域移行の希望が寄せられて
1023	A	01:18:51:17	01:18:53:21	実際に取り組んで
1024	A	01:18:53:24	01:18:58:16	その年度内にですね 10人の地域移行者が 生まれたということですから
1025	A	01:18:58:19	01:19:02:06	やはり このような調査を行ったことが 結果に結びつくということは
1026	A	01:19:02:09	01:19:04:19	非常に重要なことだと思います
1027	A	01:19:04:22	01:19:09:27	地域生活への移行の支援なんですけども
1028	A	01:19:10:00	01:19:13:26	拠点コーディネーターと 相談支援事業所
1029	A	01:19:13:29	01:19:16:28	あるいは保健所 なぜ保健所かという
1030	A	01:19:17:01	01:19:19:22	今 精神科病院からの地域移行は
1031	A	01:19:19:25	01:19:23:29	<small>ほうかつ</small> 「にも包括」の中で取り組まれている場合が 多いわけなんですよ
1032	A	01:19:24:02	01:19:25:07	「にも包括」というのは
1033	A	01:19:25:10	01:19:31:01	「精神障害者にも対応した 地域生活包括支援」の略ですね
1034	A	01:19:31:04	01:19:34:21	なので精神科病院からの 地域移行については
1035	A	01:19:34:24	01:19:39:07	市町村の保健所と連携するということも 重要になってきます
1036	A	01:19:39:10	01:19:41:22	さらに市町村ですね
1037	A	01:19:41:25	01:19:46:24	こういった所と拠点コーディネーターが 連携をして
1038	A	01:19:46:27	01:19:50:08	あと ピアサポーターとの連携も強化して
1039	A	01:19:50:11	01:19:58:09	市町村から相談支援専門員を通じて 入所者の人の地域移行の意向を把握すると

1040	A	01:19:58:12	01:20:05:13	あるいは障害福祉を担当する役所の 担当課が保健所と連携して
1041	A	01:20:05:16	01:20:11:13	精神科病院に入院している方の 退院の希望を把握する
1042	A	01:20:11:16	01:20:14:26	こういった取り組みに 結びつけていくということですね
1043	A	01:20:14:29	01:20:16:22	地域移行の意向把握
1044	A	01:20:16:25	01:20:22:04	地域移行等意向把握担当者と 連携するということもありますし
1045	A	01:20:22:07	01:20:25:07	市が直接 アンケートを取って
1046	A	01:20:25:10	01:20:29:09	地域移行の意向を把握するということも 有効です
1047	A	01:20:29:12	01:20:35:05	さらに精神科の医療機関に対して 保健所等を通じて意向の把握をしたり
1048	A	01:20:35:08	01:20:41:13	あるいは市町村の担当課が 直接 意向の把握をする
1049	A	01:20:41:16	01:20:45:25	こういったことも重要だと思います
1050	A	01:20:45:28	01:20:50:12	意向が把握された方は 体験の場と連携をして
1051	A	01:20:50:15	01:20:55:02	入所 入院をしている方に グループホームの体験利用をしていただいたり
1052	A	01:20:55:05	01:20:58:02	あるいは一人暮らしの体験を していただいたり
1053	A	01:20:58:05	01:21:00:22	こういったことに 結びつけていくということですね
1054	A	01:21:00:25	01:21:03:07	ピアサポーターも関わることによって
1055	A	01:21:03:10	01:21:07:15	動機付け支援を 充実させていくことができます
1056	A	01:21:09:09	01:21:13:03	ここで意向が固まった方については
1057	A	01:21:13:06	01:21:16:25	グループホームや一人暮らしなどに
1058	A	01:21:16:28	01:21:23:18	施設や病院を退所 退院して 生活の場を移していただくということに
1059	A	01:21:23:21	01:21:26:23	つなげていくということですね
1060	A	01:21:28:06	01:21:32:08	精神科病院に長期入院している人の 退院意向の把握なんですけども
1061	A	01:21:32:11	01:21:36:19	障害福祉サービス 施設入所支援を利用している方については
1062	A	01:21:36:22	01:21:40:05	障害福祉担当課のほうで 支給決定をしていますので
1063	A	01:21:40:08	01:21:43:06	入所者のリストというのが作れます

1064	A	01:21:43:09	01:21:46:27	ただ 精神科病院に 入院している人については
1065	A	01:21:47:00	01:21:54:13	これは健康保険の請求をたどらないと 把握ができないということがあります
1066	A	01:21:54:16	01:21:59:06	生活保護を受給して 精神科病院に入院している人については
1067	A	01:21:59:09	01:22:04:07	福祉事務所の中で生活保護担当課が
1068	A	01:22:04:10	01:22:07:23	精神科病院に入院している人を 把握していますけども
1069	A	01:22:07:26	01:22:09:19	それ以外の人については
1070	A	01:22:09:22	01:22:13:11	直接 どの病院に 誰が入院しているかということ
1071	A	01:22:13:14	01:22:16:19	市町村が把握することは 難しいわけですね
1072	A	01:22:16:22	01:22:21:19	そこで この地域精神保健医療 福祉資源分析データベース
1073	A	01:22:21:22	01:22:24:24	<small>リむらっど</small> ReMHRADというふうに 略称を呼びますけども
1074	A	01:22:24:27	01:22:29:28	これを活用しますと
1075	A	01:22:30:01	01:22:34:28	自身の自治体から どの自治体の精神科病院に 何人 入院しているか
1076	A	01:22:35:01	01:22:38:18	そこまではデータベースで 把握することができます
1077	A	01:22:38:21	01:22:44:04	なので その自治体の精神科病院に 訪問調査をして
1078	A	01:22:44:07	01:22:47:26	我が町の住民の方で <small>かた</small>
1079	A	01:22:47:29	01:22:51:19	精神科病院に長期入院している人を 教えていただいて
1080	A	01:22:51:22	01:22:55:21	その方とお会いして 退院の意向を確認する
1081	A	01:22:55:24	01:23:00:16	こういった取り組みに 結びつけていくことが必要になってきます
1082	A	01:23:00:19	01:23:02:27	拠点コーディネーターとしては
1083	A	01:23:03:00	01:23:07:09	精神科病院に配置されている 退院後生活環境相談員
1084	A	01:23:07:12	01:23:12:15	あるいは病棟の看護師さんと連携して 退院支援を進めるという取り組みを
1085	A	01:23:12:18	01:23:15:18	行っていくことになります

1086	A	01:23:29:23	01:23:33:13	先ほど申し上げた ^{りむらっど} R e M H R A D の 画面になります
1087	A	01:23:36:05	01:23:41:11	こういったサイトが インターネットに設けられていまして
1088	A	01:23:41:14	01:23:45:03	どの自治体かということを入力しますと
1089	A	01:23:45:06	01:23:50:18	ここで この自治体の病院に 入院している人の人数
1090	A	01:23:50:21	01:23:55:07	あるいは それ以外の自治体に 入院している人の人数というのが
1091	A	01:23:55:10	01:23:58:11	棒グラフになって表示される仕組みに なっています
1092	A	01:23:58:14	01:24:01:14	実際の人数も表示されるんですけども
1093	A	01:24:01:17	01:24:03:16	こういったことを活用しながら
1094	A	01:24:03:19	01:24:08:29	自分の自治体から どの自治体の精神科病院に 何人 入院しているか
1095	A	01:24:09:02	01:24:12:17	こういった情報を 得ることができるわけですね
1096	A	01:24:17:17	01:24:24:26	家族と同居した生活やグループホームから 独立した生活への移行支援です
1097	A	01:24:24:29	01:24:29:27	体験の場を活用し 家族から独立して グループホームで生活したり
1098	A	01:24:30:00	01:24:34:06	グループホームから出て 一人暮らしや パートナーとの暮らしを始めるなど
1099	A	01:24:34:09	01:24:40:24	本人の自己決定を尊重した生活を 実現することが求められます
1100	A	01:24:40:27	01:24:46:27	ピアサポーターの関わりは 新たな生活に踏み出す人の支えになります
1101	A	01:24:49:18	01:24:53:13	地域生活への移行の支援の中で
1102	A	01:24:53:16	01:25:01:09	例えば グループホーム それから一人暮らしの体験をへて
1103	A	01:25:01:12	01:25:03:28	住まいを一人暮らしに移すとか
1104	A	01:25:04:01	01:25:09:24	あるいは家族の同居した生活から グループホームの体験利用を通じて
1105	A	01:25:09:27	01:25:12:18	グループホームに生活の場を移す
1106	A	01:25:12:21	01:25:15:04	こういったことを進めることは
1107	A	01:25:15:07	01:25:21:08	高齢化したご家族などが 緊急事態になった時に
1108	A	01:25:21:11	01:25:29:10	ご本人自身が 介護者の不在によって 緊急事態 ^{おちい} に陥ってしまうということを

1109	A	01:25:29:13	01:25:33:14	予防することにも つながるといことですね
1110	A	01:25:33:17	01:25:36:21	なので地域移行というのは
1111	A	01:25:36:24	01:25:41:20	緊急事態の予防にもつながるとい 側面があると思います
1112	A	01:25:43:15	01:25:49:00	グループホームからの一人暮らし等 意向の把握なんですけども
1113	A	01:25:49:03	01:25:54:14	施設入所支援を利用している方同様 グループホームで生活している方についても
1114	A	01:25:54:17	01:26:00:26	そのあと一人暮らしとか あるいは パートナーとの生活の希望があるかどうか
1115	A	01:26:00:29	01:26:05:17	こういったことを把握して 取り組みに結びつけていくということが
1116	A	01:26:05:20	01:26:08:01	求められると思います
1117	A	01:26:10:28	01:26:15:21	それから家族が介護を担っている 在宅障害者等に対する
1118	A	01:26:15:24	01:26:20:03	現在 それから将来の 暮らし計画の作成ですね
1119	A	01:26:20:06	01:26:23:16	家族が介護を担っている障害のある方は
1120	A	01:26:23:19	01:26:28:23	本人 家族が自ら望んで 家族による介護を行っているのか
1121	A	01:26:28:26	01:26:34:08	あるいは市町村の支給決定の不足 介護人材の不足によって
1122	A	01:26:34:11	01:26:39:16	支給決定どおりの障害福祉サービスが 受けられる事業所がないことによって
1123	A	01:26:39:19	01:26:42:09	やむを得ず家族介護を続けているのか
1124	A	01:26:42:12	01:26:45:22	こういったことを確認することが 必要になります
1125	A	01:26:45:25	01:26:50:24	現在 家族介護が 十分 行えている場合においても
1126	A	01:26:50:27	01:26:55:02	家族介護に頼らなくても 生活できる将来に向けての暮らしを
1127	A	01:26:55:05	01:27:02:01	話し合っ 計画を作っておくことが 地域生活の安心につながります
1128	A	01:27:04:07	01:27:09:07	施設入所待機者の把握と グループホーム等利用意向の把握です
1129	A	01:27:09:10	01:27:15:16	施設入所待機者は 介護家族の高齢化や家族の病気などにより
1130	A	01:27:15:19	01:27:21:03	家庭内の介護力が低下している状況が 考えられます

1131	A	01:27:21:06	01:27:25:24	自治体の対応としては 入所施設が空くまで自宅で待ってもらおうのか
1132	A	01:27:25:27	01:27:30:02	短期入所の利用でつないでもらうという 対応になりがちです
1133	A	01:27:30:05	01:27:31:15	拠点コーディネーターは
1134	A	01:27:31:18	01:27:37:07	これらの人たちの地域生活継続のための 支援を考える必要があります
1135	A	01:27:37:10	01:27:42:12	市町村が把握している施設入所待機者の リストを共有してもらって
1136	A	01:27:42:15	01:27:47:05	「家族と同居した生活やグループホームから 独立した生活への生活支援」で
1137	A	01:27:47:08	01:27:52:12	示した対応を行うことが求められます
1138	A	01:27:52:15	01:27:57:14	在宅の障害者等の地域生活継続の 支援ニーズの把握は
1139	A	01:27:57:17	01:27:59:09	施設へ入所する人を
1140	A	01:27:59:12	01:28:03:23	「真に施設入所支援が必要な場合」に 限定するためにも
1141	A	01:28:03:26	01:28:05:29	重要な取り組みになります
1142	A	01:28:06:02	01:28:09:10	新たな施設入所者を 最小化する取り組みにおいて
1143	A	01:28:09:13	01:28:14:14	地域生活支援拠点等は 重要な役割を担っています
1144	A	01:28:16:11	01:28:21:17	障害福祉計画の目標達成と 地域生活支援拠点等の活用です
1145	A	01:28:21:20	01:28:23:24	市町村障害福祉計画において
1146	A	01:28:23:27	01:28:29:26	施設入所者の地域生活への移行者数や 施設入所者数の削減について
1147	A	01:28:29:29	01:28:32:07	数値目標 ^{かか} を掲げています
1148	A	01:28:32:10	01:28:35:19	地域生活支援拠点等による 地域移行の取り組みを
1149	A	01:28:35:22	01:28:38:20	障害福祉計画の目標達成を 意識しながら
1150	A	01:28:38:23	01:28:43:18	拠点コーディネーターが 連携会議を活用して進めることによって
1151	A	01:28:43:21	01:28:45:05	具体的な取り組みを
1152	A	01:28:45:08	01:28:50:22	市町村 拠点コーディネーター 拠点事業所 拠点関係機関が
1153	A	01:28:50:25	01:28:54:13	一体となって進めることができると 思います
1154	A	01:28:54:16	01:28:58:20	例えば地域移行 入所者数削減

1155	A	01:28:58:23	01:29:01:22	入所施設待機者数 グループホーム見込み量
1156	A	01:29:01:25	01:29:07:08	こういったものを 障害福祉計画の基本指針の中では
1157	A	01:29:07:11	01:29:10:06	国は このように 示しているわけですがけれども
1158	A	01:29:10:09	01:29:13:14	人口25万人の市の例で考えますと
1159	A	01:29:13:17	01:29:17:24	施設入所者が 仮にこの自治体に280人いた場合
1160	A	01:29:17:27	01:29:23:04	6%で17人以上が地域移行
1161	A	01:29:23:07	01:29:27:29	5%であったとしても 14人以上の…
1162	A	01:29:28:02	01:29:37:25	施設入所者は5%削減とした場合 14人以上が削減の目標になります
1163	A	01:29:37:28	01:29:41:29	地域生活支援拠点等の 「地域生活への移行の支援」を
1164	A	01:29:42:02	01:29:44:14	活用することによって
1165	A	01:29:44:17	01:29:50:29	例えば この自治体では 入所施設待機者数が45人
1166	A	01:29:51:02	01:29:54:24	グループホーム等の 障害福祉サービス見込み量に
1167	A	01:29:54:27	01:29:59:17	45人分を含めて反映させることによって
1168	A	01:29:59:20	01:30:03:20	入所待機から グループホームの待機という形で
1169	A	01:30:03:23	01:30:06:20	見込み量を作成した
1170	A	01:30:06:23	01:30:10:10	こういったことにつながりました
1171	A	01:30:10:13	01:30:13:19	あるいは先ほど例に出したように
1172	A	01:30:13:22	01:30:17:28	地域生活への移行を 意向把握調査をすることによって
1173	A	01:30:18:01	01:30:22:00	実体を伴った地域移行に 結びつけていくことができた
1174	A	01:30:22:03	01:30:25:17	このような形で 拠点コーディネーターの活動を
1175	A	01:30:25:20	01:30:31:20	市町村の障害福祉計画の目標達成のために 活かすこともできます
1176	A	01:30:38:26	01:30:43:16	共同事業体方式による 広域連携の工夫です
1177	A	01:30:46:20	01:30:50:25	<small>さいかつきた</small> 埼葛北地区3市2町の共同設置で
1178	A	01:30:50:28	01:30:59:11	運営は3法人が共同事業体を組んで 相談支援体制を構築しています
1179	A	01:30:59:14	01:31:01:29	この共同事業体をベースにして

1180	A	01:31:02:02	01:31:07:14	地域生活支援拠点等コーディネーターの配置を行っているんですね
1181	A	01:31:07:17	01:31:10:29	そこでは拠点連絡会議 オリーブ会
1182	A	01:31:11:02	01:31:14:23	オリーブというのはこの拠点の名前なんですけども
1183	A	01:31:14:26	01:31:19:03	オリーブの意味だそうなんですけども
1184	A	01:31:19:06	01:31:25:09	そこの運営を行っています
1185	A	01:31:27:11	01:31:34:05	ケースを通じた日頃の行政との関わり相談し合える関係性が重要ということで
1186	A	01:31:34:08	01:31:38:22	地域生活支援拠点連絡会は通所 5 事業所
1187	A	01:31:38:25	01:31:42:11	入所 4 事業所+グループホーム 2 カ所
1188	A	01:31:42:14	01:31:48:17	相談支援14カ所 行政5カ所と4グループ化して
1189	A	01:31:48:20	01:31:56:01	それぞれの頻度は2回程度で全体会を年2回実施しているそうです
1190	A	01:31:56:04	01:31:57:16	ナビゲーターとの連携
1191	A	01:31:57:19	01:31:59:11	ナビゲーターというのは
1192	A	01:31:59:14	01:32:06:05	拠点連携担当者の呼び名なんです ここの地区での
1193	A	01:32:06:08	01:32:09:16	拠点の協力事業所に担当者を配置して
1194	A	01:32:09:19	01:32:11:13	その担当者をナビゲーター
1195	A	01:32:11:16	01:32:15:12	要するに連携担当者と呼んでいるということですね
1196	A	01:32:15:15	01:32:20:15	窓口が分かりやすく意識付けになっているということです
1197	A	01:32:22:19	01:32:25:04	緊急の事例が発生した場合には
1198	A	01:32:25:07	01:32:28:07	コーディネーターとナビゲーターが一緒に動いて
1199	A	01:32:28:10	01:32:30:18	事業所の支援が順調に進むように
1200	A	01:32:30:21	01:32:34:21	バックアップや調整を行っているということでした
1201	A	01:32:34:24	01:32:38:15	さらに埼葛北マインドの注入ということなんですけども
1202	A	01:32:38:18	01:32:46:23	これは3法人が共同体を組んで JV <small>じゅーぶい</small> 共同事業体であるということですね
1203	A	01:32:46:26	01:32:50:26	3市2町の共同設置 これは自治体のほうなんですけども
1204	A	01:32:50:29	01:32:56:10	こういったことから関わる人たちの意識や方向性を共有することが

1205	A	01:32:56:13	01:32:59:08	重要と考えているそうです
1206	A	01:32:59:11	01:33:04:03	みんなそれぞれ協力し合っているのに 違う方向を向いては
1207	A	01:33:04:06	01:33:06:29	なかなか 効果的な支援に ならないわけですよ
1208	A	01:33:07:02	01:33:11:04	なので関わる人たちの意識や方向性を 共有する
1209	A	01:33:11:07	01:33:13:29	これが重要ということですね
1210	A	01:33:14:02	01:33:17:01	自治体職員は 定期的に入れ替わりますので
1211	A	01:33:17:04	01:33:21:03	福祉課の新人職員も 合同で研修を行ったり
1212	A	01:33:21:06	01:33:24:06	福祉課職員に 研修講師になってもらうことで
1213	A	01:33:24:09	01:33:27:02	官民共同であることを アピールしたり
1214	A	01:33:27:05	01:33:31:00	埼葛北マインドを注入するよう 工夫しているそうです
1215	A	01:33:31:03	01:33:35:12	みんなで協力して地域の障害のある人の 支援に当たっていただくという
1216	A	01:33:35:15	01:33:38:00	そういうマインドですよ
1217	A	01:33:40:18	01:33:42:22	これは埼葛北で
1218	A	01:33:42:25	01:33:47:11	コーディネーター・ナビゲーター・ 行政の役割のイメージ図として
1219	A	01:33:47:14	01:33:49:07	使っているものですね
1220	A	01:33:49:10	01:33:51:20	行政の役割
1221	A	01:33:51:23	01:33:55:02	コーディネーターの役割 ナビゲーターの役割
1222	A	01:33:55:05	01:34:00:07	こういったことを一体にして みんなで
1223	A	01:34:00:10	01:34:04:05	支援の必要性が高いが 支援に結びついていない方とか
1224	A	01:34:04:08	01:34:07:18	あるいは緊急時で対応が必要な方
1225	A	01:34:07:21	01:34:11:03	あるいは地域移行が必要な方に みんなで支援していただく
1226	A	01:34:11:06	01:34:14:02	このような概念図になっています
1227	A	01:34:16:22	01:34:19:03	このような共同事業体
1228	A	01:34:19:06	01:34:23:04	複数法人で拠点を担う場合の 指揮命令の整理

1229	A	01:34:23:07	01:34:27:03	これが共同事業体の場合は 必要になってきます
1230	A	01:34:27:06	01:34:32:21	複数法人で拠点を担い 緊急事態に対応する場合は
1231	A	01:34:32:24	01:34:35:24	ほかの法人の事業所や職員に対して
1232	A	01:34:35:27	01:34:40:18	業務上の指揮命令が発生する場合は 想定されます
1233	A	01:34:40:21	01:34:45:10	そのために事前にその対応を 検討しておくことが必要になります
1234	A	01:34:45:13	01:34:49:17	対応例として 夜間に緊急事態の連絡が入って
1235	A	01:34:49:20	01:34:53:28	複数法人の職員が連携して 対応する必要がある場合は
1236	A	01:34:54:01	01:34:56:14	市町村の管理職に連絡をして
1237	A	01:34:56:17	01:35:01:04	市町村から各法人に 対応の指示が行われる
1238	A	01:35:01:07	01:35:05:22	という形式を取っている 地域生活支援拠点等もあります
1239	A	01:35:05:25	01:35:11:03	要するにほかの法人が ほかの法人の職員に対して
1240	A	01:35:11:06	01:35:13:27	業務上の命令をすると いうことではなくて
1241	A	01:35:14:00	01:35:19:00	いったん市町村に話を上げて 市町村から各法人に対応の依頼をする
1242	A	01:35:19:03	01:35:21:26	こういう形を取ることによって
1243	A	01:35:21:29	01:35:26:18	別法人の職員に業務命令をする ということがないような
1244	A	01:35:26:21	01:35:28:27	工夫をしているということなんです
1245	A	01:35:29:00	01:35:31:09	ただ そうすると市町村の管理職は
1246	A	01:35:31:12	01:35:36:02	いつも緊急時に そういった連絡が入って 業務命令をするということが必要になり
1247	A	01:35:36:05	01:35:39:05	大変だということが あるかもしれませんが
1248	A	01:35:39:08	01:35:41:13	ここにですね そういう形式を取っている
1249	A	01:35:41:16	01:35:44:28	だから 事前に そういう申し合わせをしておいて
1250	A	01:35:45:01	01:35:46:20	緊急事態が起きた時には
1251	A	01:35:46:23	01:35:51:25	行政から そういった対応の依頼を したということ

1252	A	01:35:51:28	01:35:55:20	事前に取り決めておくということなんですよ
1253	A	01:35:55:23	01:35:58:23	こういった工夫をしている地域もあります
1254	A	01:36:02:09	01:36:05:23	専門的人材の確保・養成等
1255	A	01:36:05:26	01:36:10:26	これも拠点コーディネーターに求められる役割の1つになります
1256	A	01:36:12:24	01:36:16:01	専門的人材の確保・養成ですけども
1257	A	01:36:16:04	01:36:18:26	地域生活支援拠点等の機能として
1258	A	01:36:18:29	01:36:23:15	医療的ケアが必要な人や強度行動障害の状態にある人
1259	A	01:36:23:18	01:36:26:22	あるいは高齢化に伴って重度化した障害者
1260	A	01:36:26:25	01:36:32:00	こういった人に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や
1261	A	01:36:32:03	01:36:37:13	専門的な対応ができる人材の養成を行うことが求められます
1262	A	01:36:38:20	01:36:43:16	「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」の
1263	A	01:36:43:19	01:36:47:00	「専門的人材の確保・育成等」では
1264	A	01:36:47:03	01:36:50:17	そのような人材を育成するために
1265	A	01:36:50:20	01:36:56:08	ネットワークの運営や機能の充実を推進することが補助対象とされています
1266	A	01:36:56:11	01:37:10:02	例えば強度行動障害の指導者研修の専門人材の派遣
1267	A	01:37:10:05	01:37:12:26	それからコンサルテーションの体制の確保
1268	A	01:37:12:29	01:37:15:28	医療的ケアが必要な人の対応を進めるための
1269	A	01:37:16:01	01:37:22:00	<small>かくたん</small> 喀痰吸引研修の実施 訪問看護ステーションとの連携体制の構築
1270	A	01:37:22:03	01:37:28:08	地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関等による連携会議の開催
1271	A	01:37:28:11	01:37:32:11	そういったことに活用することが考えられます
1272	A	01:37:36:05	01:37:39:23	以上 お話ししてきましたように
1273	A	01:37:39:26	01:37:43:27	拠点コーディネーターの役割あるいは取り組み
1274	A	01:37:44:00	01:37:45:25	あるいはどのようにして

1275	A	01:37:45:28	01:37:51:10	拠点コーディネーターを配置するための財源を生み出していくのか
1276	A	01:37:51:13	01:37:53:14	その場合に地域において
1277	A	01:37:53:17	01:37:57:23	複数事業所による 一体的な管理運営というものを活用して
1278	A	01:37:57:26	01:37:59:17	進めていくこともできる
1279	A	01:37:59:20	01:38:03:23	そのようなことを お話しさせていただきました
1280	A	01:38:03:26	01:38:09:09	これらのことを 認識していただいたうえで
1281	A	01:38:09:12	01:38:16:07	拠点コーディネーターの実地の研修に のぞ 臨んでいただきたいと思います

別紙4

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
該当なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
該当なし					